

猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業

環境影響評価準備書についての 住民意見と意見概要の対応票

平成16年2月

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(1) 事業の目的について、環境を共有する地域として、共同で新たなごみ処理施設を建設することにしました。・・・循環型社会の構築に寄与することを目的として実施するものです。と述べていますが、一市三町広域ごみ処理計画が発表された以前の段階で住民にそうしたことが示されていたでしょうか。私どもにとっては全く突如として打ち出されてきたものであり、その強引な姿勢は今回の環境影響調査にも現れています。</p>	<p>(1) 事業の目的について、「環境を共有する地域として、共同で新たなごみ処理施設を建設することにしました。・・・循環型社会の構築に寄与することを目的として実施するものです。」と述べていますが、一市三町広域ごみ処理計画が発表された以前の段階で住民にそうしたことが示されていたでしょうか。私どもにとってはまったく突如として打ち出されてきたものであり、その強引な姿勢は今回の環境影響調査にも現れています。</p>
<p>(2) 何故広域にする必要があるのか？</p>	<p>(2) 何故、広域にする必要があるのか。</p>
<p>(3) どうして広域化でよそのゴミまで川西に持って来なければいけないのですか。</p>	<p>(3) 何故、県をまたいで大阪府との広域化なのですか。他に事例がありますか。</p>
<p>(4) 広域ゴミ処理場建設は今一度必要かどうかの原点に立ち返って考えていただきたい。</p>	
<p>(5) 何故、一市三町（広域）での計画なのか。第一章の事業計画のところにも触れられていない。理由を知りたい。</p>	
<p>(6) そもそも、ごみ処理を広域で行うことは、時期早尚と言わざるを得ない。ごみの分別、再利用を行い、出来るだけごみの燃焼を少なくするためには、住民と自治体の一体となった協力が不可欠であるが、広域処理はこれに逆行するものである。その点でごみ処理の広域化は最悪の選択である。</p>	
<p>(7) 5年前から関心を持ってほとんど傍聴して来ました。学習へも参加してきた者ですが、どの角度からでも安心出来るものではありませんので、意見書をあげました。計画の見直しを求めます。 事業の目的について ゴミ処理施設建設は誰の為に始めたのでしょうか？森の泉では何一つ安心安全と信頼は全く持てませんし逆に不安材料ばかりで利点無し失うものが大です。 「一市三町で環境を共有する地域として共同で新たなごみ処理施設建設をすることにした」となっていますが、なぜ県をまたいで大阪府との広域化なのですか？他に事例がありますか？通常は考えられません。 * 本来自分たちが出したごみは自分たちが納めた税金で処理をする自区域内処理が大原則です。</p>	
<p>(8) 広域ゴミ処理施設は本当に必要なのか、人口の減少、ゴミの減量、リサイクル促進など考えれば、猪名川町内で処理しても良いのではないかと。</p>	
<p>(9) 私達猪名川町民は、日頃ゴミの分別や、リサイクル等環境に良かれと思われる事について努力しています。猪名川町民のゴミは猪名川町で知恵を出し合い処理してゆく事は出来ないのでしょうか？</p>	
<p>(10) 府県を越えてのごみ処理施設組合は問題が多く、絶対反対です。</p>	
<p>(11) 川西市が何故他自治体のものまで背負うのか？川西市民の感情を考えましたか？市民が払う税金を何と考えているのか？</p>	<p>(4) 川西市が何故他自治体のものまで背負うのか？川西市民の感情を考えましたか？市民が払う税金を何と考えているのか？</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(12) それよりもごみの減量化を進めることが重要。</p> <p>(13) ゴミ減量化の時代に何故大型焼却場が必要なのか？</p> <p>(14) ゴミの減量化計画はどうなっているのですか。</p> <p>(15) それよりもごみを減らすように私達自信が努力していかなければならないと思います。私達にもっとわかりやすく説明して下さい。</p> <p>(16) ゴミ減量運動に取り組んでいる私、及び多くの人たちの願いにどう答えられるのか。</p> <p>(17) 先進国では脱焼却の方向に研究が進んでいます。川西ももっとゴミを減らす方法を市民と共に考えるべきです。生産段階でゴミを減らす。何度も使うリユース、リサイクル、生ゴミの堆肥化などをし、その上でどうしても燃やすべきものは各自自治体で小型炉で充分だと思。何より市民の血税が使われるのに住民が納得できる説明が行なわれていない。</p> <p>(18) 本当に235トンの規模が必要なのでしょうか？当初280トンでスタートしました。それが、235トンに縮小されました。小さくなれば小さいほど管理がしやすく、例え爆発しても大規模よりはまだ影響が小さいでしょう。川西市では、他の3町よりも恥ずかしながら女性が先頭に立って取り組んでいる『ゴミ減量作成』が浸透していません。そのため、生ゴミの減少、分別の細分化、再使用運動の推進により、よりごみは減少するのではないのでしょうか？大規模焼却場を建設した市町村の中の80%は、適性量のごみがないため、助燃材に重油を使っているということです。</p> <p>(19) ゴミの減量化が進められているのに、こういう大型の処理施設が、それも15億円もかけて作る必要があるのでしょか。</p> <p>(20) ごみ減量化に市としても取り組んでいく結果、又、少子化の為に、近い将来人口減となった結果、ごみ減量が現実となった場合、予定している処理施設で問題はないのか。</p> <p>(21) 大型焼却炉 リサイクル施設はごみの省資源再利用に退行している。 今世界の流れは、出来るだけごみを分別し、資源の再利用、焼却は最小限に抑えるという方向に動いている。これに対し、大型炉はごみは燃やせばよいという立場に立っている。リサイクルプラザを設置するとしているが、そのごみのリサイクル・リユーズの観点から見ると極めて不十分なものであり、市民による分別、再利用の努力に水をかけるものである。</p> <p>(22) 現在世界はゴミは焼却しないという方向にいますが、私は決して焼却炉は必要ないと思っていません。しかし、ゴミは焼却することによって炉の中で化学反応を起こし、予想もしない事が起こると言われています。その1つがダイオキシンです。誰も予測出来なかったと言われています。だからこそ、燃やすゴミには、責任を持つべきだと思います。先に炉ありきでは心配が大きく、賛成することは出来ません。</p>	<p>(5) ごみの減量化が進められているのに、本当に235トンの規模が必要なのでしょうか。</p>
<p>(23) 生ごみを堆肥化するなど、温暖化に結びつかない、焼却でない循環系の処理の仕方は考えないのか。考えないならば何故か。より環境に負荷を扱えない方法を充分に考えたのか。</p>	<p>(6) 生ごみを堆肥化するなど、温暖化に結びつかない、焼却でない循環系の処理の仕方は考えないのか。考えないならば何故か。より環境に負荷を与えない方法を充分に考えたのか。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(24) 車両を減らすための提案 ごみの焼却については、広域でよいと思いますが、リサイクル施設を広域にする必要があるのか疑問に思っています。 川西市のプラスチックや缶、びんを北部まで運び、処理したものを再び他の処理施設へ運ぶために川西市を通過して車が通行することになります。 他自治体でも、市民がごみに関心を持ってもらおうと、リサイクル施設は街の中心部に作っているところがあります。東京多摩の広域ごみ施設でも全部の構成市がリサイクル施設を利用していませんでした。 川西市のリサイクルプラザはもっと中心部や南部に作ることはできないのでしょうか。そうすることで車両の台数を減らすことができ、大気汚染を少しでも押さえることができます。各市町がそれぞれの地域でリサイクル処理をすることで市民のごみについての関心が深まります。</p> <p>(25) 資源ごみは各市町で処理すればよいと思います。いくら基準値内とはいえ今まで静かな環境であったところに一日に何台ものごみ収集車が通るのは地元の人たちにとって耐え難いことですし、周りの自然環境にとっても悪影響が大きいと思います。</p> <p>(26) 焼却炉は一市三町広域で作らないといけないとは思いますが、リサイクル施設はそれぞれ今までの設備を利用しては如何でしょうか。そうすれば地元周辺を走る回収車の数も減り、走行距離も減り、熱心に反対活動をなさっている黒川の方々も少しは気持ちが休まるのではないのでしょうか。少々効率は悪くてもリサイクルに住民がかかわるにも、それぞれの地域に施設があったほうがよいと考えます。また、新処理場の施設も小さくてすむのではないのでしょうか。</p>	<p>(7) リサイクル施設を広域で処理する必要があるのか。各市町がそれぞれ処理すれば、車両の台数を減らすことができるのではないかと。</p>
<p>(27) どれだけの税金が使われるのですか。</p> <p>(28) 北部処理センターも一応改修が済み、新たにつくる必要なし。</p> <p>(29) 赤字財政でありながら、何故大型ごみ処理施設が必要なのでしょう。現在のものを修理しても15年位もつと言われている。老人福祉関係、公民館の利用料、自治会の補助金等々小さな市民の楽しみの部分から削減しもっと大きなところ(ごみ処理施設、職員の給料、退職金(市長))を見直すべきである。</p> <p>(30) 現在のゴミ焼却場で充分でない理由は何ですか。私たちにもっと判り易く、やさしく教えて下さい。市民が納得いくまでゴミ焼却場の建設は必要ないと思います。</p> <p>(31) 今あるごみ処理施設があるのにどうして新しい大きなごみ処理施設を建設しようとしているのですか？</p> <p>(32) 現在の施設はダイオキシン対策改修工事は完了し、稼動していますから10～15年は耐用が可能なはずで。</p> <p>(33) 川西市17億円、猪名川町8億円かけて既設炉はすでに改修し今後10年～15年は耐用可能と聞く。ダイオキシン測定値は大きくクリアして稼動している。何を思って新設を考えるのかわからない。住民サービスが低下している現在、納税した税金を住民の為に少なくとも弱者、年寄りに向け施策をやめよ。一庫ダム上流ゴミ処理施設建設は白紙撤回を要求する。</p>	<p>(8) どれだけの税金が使われるのですか。</p> <p>(9) 現在の施設はダイオキシン対策改修工事は完了し、稼動しているから10～15年は耐用が可能なはずであり、新しいごみ処理施設を建設する必要があるのか。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(34) なぜこの土地が1市3町の中での適任地なのか。このような問題点を考えてみると、7市1町の住民60万人の水道水源の上流の谷を埋め立てて、ごみ処理施設を建設するという事は考え直さなければならない。豊能町、能勢町、猪名川町、川西市にはもっと平坦部で、飲み水の心配をしなくてもすむ土地がある筈である。川西でも開発途中でハゲ山のまま放置されている「沙羅林山に造る方がまだましだ」の声もあります。多くの市民の反対に耳も貸さずに、なぜこの土地に固執されるのか理解できない。</p> <p>(35) 35億年かかって作られた地球環境をたった100年で壊し、美しい緑を、水をと叫ばれている中、川西近隣の飲水として利用しているダムの上流に、燃やせ、燃やせの、ごみ処理施設建設は、リサイクル、ゴミ減量の精神からも、又市財政の膨大な借金の中でこれ以上市民に負担を強いる事にも反対致します。子どもや孫にツケを残さない行政を切に希望します。</p> <p>(36) 広域大型ゴミ焼却場を建設するという柴生市長の発言から大きな関心を寄せていました。水資源の所に何故建設するのか？</p> <p>(37) 水がめの上側に、ごみ処理場、何と考えると水の事が心配です。わざわざ、広い土地のある「猪名川町」や他の村のゴミまで川西に集めて、一庫ダムを汚さないでほしいです。広域ゴミ処理場建設は、あくまで反対です。</p> <p>(38) 不測の事態が起る可能性の大なる場所へゴミ処理場をつくらないで！ 私は、川西久代に住む一市民です。私のこの意見書は、直接環境アセスに関わる意見書でないと、切捨てられるでしょう。しかし、事の重大性故に、あえて意見書として、出させて頂く。そもそも、この猪名川上流ゴミ処理建設は、大型の工場というべきものであって、それが一庫ダムの水源の真上（国崎小路地区）に設置される事に対し、危惧を感じると同時に憤りを覚える者です。それは何か、最大の理由は、ダム水源の真上に位置している事である。毎日の市民の飲料水他、各種に利用されている。何故、この場所かというとのが率直な気持ちである。市行政のトップがこの場所に設定された理由の1つに、1市3町のほぼ中央に位置し、そしてそこは、周辺500m以内に、付近住民の人口が少ないという理由によるものというのは大体察しがつく。しかし、もう一歩考えてみれば、その水源ダム湖の水は下流域の60万人の人達が利水する水がめであるという事です。それは正に、生命の水と言っても過言ではない。 私は今、市に、ゴミの焼却施設がないから困るという事が設置理由としてあるかも知れない。しかし、現状は南北の処理場にて、何とかやれているし、先年改築もし、数年は大丈夫だと聞いている。これからの時代は焼却方式でなく、徹底したリサイクルと減量作成で、最低限の焼却施設で充分と考えるし、もし設置するなら、小型で充分と考える。なのに、何故この一庫ダムの真上に大型の施設を作ろうとしているのか、全く訳がわからない。</p> <p>(39) 場所の選定に当たって、この地域が阪神60万人の水道水源である知明湖のすぐ上流であり、古い銅山の跡地で未調査の文化財が埋蔵され、希少生物が多種生息している場所であるという認識はなく、ただどこにでもある放置された山林としか考えていなかったことは環境事業部長の議会答弁からもはっきりしています。そのため調査の目標が曖昧になり、本当に住民が知りたいことに答えていない内容になっています。</p>	<p>(10) 水道水源である一庫ダムの上流にごみ処理施設を建設するとは考え直さなければならない。</p> <p>(11) 何故、一庫ダムの真上にごみ処理施設を作ろうとしているのか、不測の事態が起こる可能性のある場所に建設する必要があるのか。</p> <p>(12) ごみ処理施設と水源ダムと同じ場所である理由を納得できるような説明をすべきではないのか。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(40) 20 年余り前、箕面のマンションに居住していたのですが、自然のいっぱいある今の地に引越してきたものです。それが山も川も、いつのまにか宅地造成一点の市の行政でかわり果てて、怒り心頭に達していたところへ何と水源ダムの近くへのゴミ処理場とはあきれ果てる。政治家というものは、100 年先を見越してことを成す者と思うが、目先の自分たちの利と功のみをあせて住民の人類の幸せをもとにした治政を全くしようとしていない。今回の焼却場建設も、全くその域を出ないではないか。様々の専門家の立場から問題点が投げかけられているが、その点の解明はもちろんのことだが、私のような一住民の何もわからない素人の人間が何かおかしい（ゴミと水源とか同じ場所）と思うことがすっきりと納得できるような形での準備書こそ、当局のすべきことではないのか。あなた方は、100 年先のことを考えていますか。100 年先の子供たちの将来の姿を見据えて、このことをなさろうとしているのですか。あなた方のやっていることは、まさに犯罪行為なのですよ。</p> <p>(41) 川西市の一住民として猪名川は市民の水の供給源で、その上流にごみ処理施設を作るというのは絶対に反対です。目に見えない化学物質が入って来る不安でなぜ猪名川のすぐそばしかないのか。なるべく遠ざけて欲しいと思います。</p> <p>(42) 国崎住民、一庫ダムの水を飲料としている住民に十分な説明と納得のいく話しがなされていない。</p> <p>(43) 水源地の一庫ダムの直近上流に建設するため。</p>	
<p>(44) 川西市のごみの量が他の三町に比較して多いのに、川西にとって一番遠い一庫周辺に何故建設するのか？ゴミ運搬のための燃費不経済です。税金を何と心得ているのか？</p>	<p>(13) 川西市のごみの量が他の三町に比較して多いのに、川西にとって一番遠い一庫周辺に何故建設するのか？ゴミ運搬のための燃費不経済です。税金を何と心得ているのか？</p>
<p>(45) 当該調査の発注者である施設組合は、当該計画の用地として「施設建設の造成地」の約 3 倍の土地を買い取る計画である。そのほとんどを「保全緑地とする」ということは、「明らかに周辺環境に悪影響がある」ということを、認めたことである。よって、当該計画が即時中止すべきである。</p> <p>(46) 残存緑地の面積の根拠が明らかではない。都市計画法に基づく緩衝帯としては大きすぎる。</p> <p>(47) 「事業区域 33.8 ヘクタール」とは驚きです。実施計画では「約 10 ヘクタール」となっていました。しかも、その内訳は、造成地区 9.1 ヘクタールに対し残存緑地 24.7 ヘクタール。その周りもみんな緑地（山林）なのに、わざわざ「残存緑地」を確保するために当初の 3 倍以上に事業区域を広げる意図が、全く納得できません。周囲の緑地を保全しようというなら、逆に、とても歪な事業区域にしてわざわざ外した土地があるのは何故か疑問になります。実施計画で 285 トンの仮説が、準備書では 235 トン、炉は小さくなったのに事業区域は 3 倍以上。いずれにしても納得できません。</p> <p>(48) 事業の規模について、買収用地がなぜ当初 10～12 ヘクタールと言いながら（組合議員の回答）なぜ今 33.8 ヘクタールになったか、33.8 ヘクタールの根拠が明らかにされていません。</p> <p>(49) 2001 年 11 月の計画書では、事業対象面積約 10ha に対し今回の準備書では 33.8ha と大幅に増やされている。莫大な税金を使わず必要最小限にしてほしい。緑豊かな里山を次の世代に残し安全な水をいつまでも利用できるようにするために白紙撤回し市民の立場に立つてもっと市民を声を聞いてほしい。</p>	<p>(14) 事業区域が当初 10ha 程度といいながら、何故 33.8ha になったのか、33.8ha の根拠が明らかにされていません。</p> <p>(15) 環境影響評価実施計画書では、事業対象面積約 10ha に対し、今回の準備書では 33.8ha に増やされている。莫大な税金を使わずに必要最小限にしてほしい。</p> <p>(16) 施設建設に伴う買収土地面積が 3 倍になった理由が納得できない。貴重な生態系を保全するためとしているが、言い訳にすぎない。</p> <p>(17) 造成区域外に広い残存緑地が何故必要なのか。</p> <p>(18) 環境影響評価実施計画書では約 10ha なのに、わざわざ残存緑地を確保するために 3 倍以上に事業区域を広げる意図が全く納得いきません。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	意見の概要
住 民 意 見	
<p>(50) 用地を「残存緑地」24.7ヘクタールを追加し、当初の3倍強にものぼる33.8ヘクタールとしているが、その「緑地」の維持・管理のために行うのは年に1回程度草を切る程度とのこと。そもそも「環境に配慮した安全な施設」を自負するならば必要のない土地であり、周りは豊かな自然に囲まれている中で、しかも年に1度草切りをするだけの土地であるなら、なおさら購入する必要はない。さらに、何の関係もない飛び地まで購入しようとしている。明らかに土地を購入するために取って付けた理由でしかないのは明白。</p>	
<p>(51) 施設建設に伴う買収土地面積が3倍化した理由が納得できない。 当初10haとされたが、いつの間にか、33.8haと増やされた。それに伴う市の財政出費は莫大である。市財政のピンチの時になぜ、面積が3倍化したのか。納得できる説明がない。増えた部分を残存緑地として保全するとしているが、それだけでは納得できない。貴重な生態系を保全するためとしているが、言い訳にすぎない。</p>	
<p>(52) 用地買収について、当初の計画より3倍の広さが何故必要なのか。自然破壊につながるのでは、費用の面も設置場所の再検討をして下さい。</p>	
<p>(53) 予定地を当初の3倍に広げ、ことさらに沢山の予算をつぎこむ住民合意のないまま、事業をすすめること市民に広く知らせ合意を求めようとする姿勢の感じられない事業の進め方にも疑問を感じます。是非もう一度考え直して下さいますようよろしくお願いします。</p>	
<p>(54) 施設建設の三倍もの土地を確保することになっていますが、今のままの美しく豊かな自然を壊すことに胸が痛みます。以前の施設組合が出された(森の泉)広報一面の写真、あの美しく吸いこまれるような自然を壊すようなことはしないで下さい。</p>	
<p>(55) 環境影響評価実施計画書作成時には、残存緑地の考えはなかった。残存緑地を必要とする理由は、「野生生物の生息環境が、消失することから、自然環境の保全を目的として、十分な面積を確保する」としているが、環境影響調査のあらまし11-2では、「生息する重要種については、周辺地域で生息可能な環境が広がっている。影響は少ないと考えられます。」となっている。 当初必要な土地は、13haと公表していたのに、なぜ33haあまりになったのかの質問に対して、説明会での組合の答弁では、地主の要求があったからと回答している。 以上のようなことから、広大な残存緑地は、不要である。</p>	
<p>(56) 造成区域外に、広い残存緑地が何故必要なのか。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(57) 山を削り谷を埋め立てて、広大な区域を造成する問題について 造成区域は平面 4.4ha、切土法面 1.5ha、盛土法面 0.9ha、構内道路等 1.1ha、その他 1.2ha、合計 9.1ha である。説明会で配布された 2 万 5 千分の 1 及び 5 千分の 1 の地形図を見れば、造成地域は等高線が密な、急傾斜の谷筋であることがわかる。 そこにおよそ 300m 四方に当たる 91000 m²、約 3 万坪の造成区域を造るのである。これは甲子園球場の約 2.3 倍の広さである。標高約 206m の V 字型の谷を深さ約 30m、幅約 85m ほど埋め立てることになるそうで、説明会の回答では、約 4 万 m²の平地を造るのに約 18 万 5 千 m²の切土が必要だということである。この土を周辺や残存緑地を削って確保するのですから大変である。この土の量は 25m ブール(幅 8m) で 925m の高さにあたり、ダンブカー何万台分にもなる莫大な量である。なぜこんなことをしなければ用地が確保できないのか理解できない。 この事業用地に接する大阪府側の山林は砂防地域に指定され、厳しい対策を課せられている。兵庫県側は全く指定されていないのは理解できないが、指定がないから大丈夫とは思えない。</p>	<p>(19) 何故用地を確保するために、山を削り谷を埋め立てて、広大な区域を造成しなければならないのか理解できない。この事業用地に接する大阪府側の山林は砂防地域に指定され、厳しい対策を課せられている。兵庫県側は全く指定されていないのは理解できないが、指定がないから大丈夫とは思えない。</p>
<p>(58) いくらゴミの減少、リサイクルを考えても焼却場は無くせないもの、一旦、建設してしまえば後戻り出来ない。今十分に時間をかけて検討下さい。ちょっと山間を走れば不法投棄ゴミが目につくのが現状。ゴミを山へ山へ持ち込むのは間違っています。生活の中のゴミ、皆んなのゴミ、ゴミを意識する為には、皆んなの目にふれる身近な場所に集めないといけません。誰のゴミなのでしょう。皆んなのゴミは生活の中心地に。山へ捨てるメリットは何でしょうか。今計画されている場所にはふさわしくない。交通事情にもよくない。新たな市の中心部への変更を切に願う。</p>	<p>(20) 市民がゴミを意識するためには、市の中心部など市民の目に触れる身近な場所で処理すべきではないか。山へ捨てるメリットはなにか。交通事情にも良くない。</p>
<p>(59) 何故この地なのか。計画当初、この地を選んだ理由を 5 点あげてあったが、全て利便性の面のものであり、自然環境としてどうなのかということが入っていない。その後調査し、結果を見、この地が適切であるのかを考慮する為に、候補地をいくつか上げておくべきであった。ということは、しるうとでもわかることである。当地での実施ありきで動いているのはおかしい。その点でも、計画の第一段階から、再考するつもりはないのか。(平野舎羅林山北の開発、放棄地なども中央北地区などもあるのではない)</p>	<p>(21) 何故この土地なのか。計画当初、この土地を選定した理由を 5 点あげていたが、全て利便性の面であり、自然環境としての観点が入っていない。</p>
<p>(60) 新焼却場を住民の合意が無いまま、建設したとしても、もし事故が発生したら市はどのように責任を取るのですか？事故が多岐にわたります。飲料水に有毒性の混入、施設の事故、収集していたゴミからメタンガスの発生の可能性、機械の事故、予想外の事故が各地で発生しています。 全て私たちの疑問質問に具体的に、解りやすく誠意有るご解答をください。</p> <p>(61) 焼却炉の事故が各地で報告されていて大変不安を感じる。事故発生時の対策が準備書には書かれていないのが問題である。</p> <p>(62) 各地でゴミ焼却施設の事故が報道されていますが、事故対策について示されていませんがとても不安を感じます。</p> <p>(63) 不測の事態が起こる可能性の大なる場所へゴミ処理場をつくらないで！</p>	<p>(22) もし事故が発生したら市はどのように責任を取るのですか。事故発生時の対策が準備書には書かれていないのが問題である。</p> <p>(23) 灰溶融炉の事故、トラブルが各地で発生しているが、事故発生時の影響及び対策が示されていない。</p> <p>(24) この準備書には危機管理の視点が欠けています。予測は何事も予定通り進むことを想定していて、その根拠となる現状の把握はきちんとできていません。事故があった場合の危機回避も考えなければなりません。</p> <p>(25) 安全性という点では、コンピュータ制御を良く聞きますが、システムの潜在不良やエラー時の診断、対策等が遅れることは確実です。大規模化、コストの増大、安全性の観点から、集中処理と分散処理の可能性を評価してみることは決して無駄ではないと考えます。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	意見の概要
住民意見	
<p>(64) もし仮にだが、それが建設され、造成する時や5年、10年の間に、仮に不測の事態が発生したらどうするか。ある日、突如として、市の水道局の宣伝カーが「不測の事態が生じたので、今日から即、断水します。」と言う事があるかも知れない。全く、ないとは言えない。仮にそうなれば、生命の水がなくなるのだ。これは想像を絶する程、空恐ろしい事になる。パニックだ。この不測の事態と言うもの、それは何か？造成中か？ダイオキシン汚染か？ヒ素等の鉱毒か？その他の有害物質なのか、何か分からないが。</p> <p>この場所に、計画をし、設置されようと推進されている方々、環境アセスで問題なしとか、影響が少いとか御判断される方々、不測の事態というもの、全くないと考えられておられるのか？不測の事態は、その場所に設置されたら、永遠に、その可能性が生じてくるのです。</p> <p>私の意見書の主旨はこの事です。この場所に決められて、設置されたらものすごい重い責任を感じませんか。責任は一生ついて廻ります。この事をよく御承知されて、御判断して下さい。決論はいつでも出せます。今からでも遅くはないです。このアセスの前に、全ての事を市民全員に、情報を開示して、市民全員に、本当にこれでよいのかを問うてみる事が、今行政の仕事の最重要な課題だと思います。市民全員が納得をし、決断したのなら、市や推進されようとしている人の責任は回避できます。もう一度言います。不測の事態の発生があるかも知れない事で戦々恐々として生きてゆくよりも、市民に、ゴミ処理をどの様にしてゆくかを問いかける事です。川西市民はすばらしい知恵を持っている市民が居りますよ。今しか、この計画を見直す時機はありません。</p>	
<p>(65) 万が一の事故を全く想定しておらず、重大な欠陥です。「最新式」「絶対安全」の言葉を繰り返して建設された施設が、各地で重大事故を起こしています。「最新技術」が実際は未確立な技術であることが、事故という事実で証明されています。焼却炉、灰熔融施設、リサイクルプラザをはじめ、各地の事故も検証しながら、「万一の事故」の場合の環境汚染も想定した環境影響評価をすべきです。川西での住民説明会で、質問に答えた施設組合側は、まるで人ごとのように「豊能郡美化センターはダイオキシン製造装置とも言うべき施設だった」という意味の発言をしました。その施設が、当初は「東洋一」「絶対安全」のふれこみだったこと、豊能郡施設組合も運転していた企業も多量のダイオキシン発生を隠し続けたあげくあの状態に至ったこと、今もって高濃度汚染物質の処理について確たる見通しもたえず、住民の間にそれまではなかった亀裂さえ生まれていることに、決して目をつぶってはなりません。ましてその豊能郡を含む広域ごみ処理を言うなら、この教訓をとことん生かす姿勢をもつのが当然ではありませんか。</p>	
<p>(66) この準備書には危機管理の視点が欠けています。予測は何事も予定通り進むことを想定していて、しかもその根拠となる現状の把握はきちんと出来ていません。思いも寄らないことはあちこちで起こっています。事故などがあつたとき取り返しのつかない被害を出さないためには危機回避も考えなければなりません。「影響は小さい」とばかり並べてある記述では本当にこの計画が住民にとって安心出来るものであることを伝えることは出来ません。この環境影響評価が事業推進の免罪符にならないよう、本当に住民が決断するための判断材料として信頼出来るよう作り直していただくことを要望します。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(67) ごみ焼却施設(焼却炉・灰熔融炉)の事故の危険性への対策が曖昧である。有害物質の外部排出の最大の危険性は施設の事故の場合に起きる。最近、大型炉、灰熔融炉等の事故が多発している。ごみ焼却炉は化学工場と云われる位、多種数の化学物質が使用される。これらの有害化学物質(ダイオキシンを含む)が爆発等の事故で外部に排出される危険性に対する対策をマニュアルで示すとしているが、曖昧で決して安心出来ない。</p> <p>(68) 安全性という点では、規模が大きくなると、それだけ維持・管理が困難になるということがあります。よくコンピューター制御だから安全性が確保されているというコメントを聞くことがありますが、コンピューターシステムの専門的見地から言いましても、システムが大規模になれば潜在不良が多くなることやエラー時の診断・要因特定・対策が遅れることは確実です。また、自動化・無人化は、エラー時に人の介在によってくい止められる可能性と機会の減少も意味します。大規模化、コストの増大、安全性の3つの観点から、集中処理と分散処理の可能性を評価してみることは決して無駄ではないと考えます。そうしたプロセスを経ることで、代替案も提起される可能性や合意形成がなされる可能性は大きいと思います。</p> <p>(69) 灰熔融炉の事故・トラブルが各地で発生しているが、事故発生時の影響及び対策が示されていない。</p> <p>(70) 灰熔融施設の事故等が各地で発生しているが、事故対策が示されていない。</p> <p>(71) ごみ焼却施設が設置され稼働中に大きな事故があったときの対策が欠落している。どのような施設でも事故は付きものである。</p> <p>(72) 灰熔融施設の事故等が各地で発生しているが事故対策が示されていない。</p> <p>(73) 灰熔融施設の事故等が各地で発生しているが事故対策が示されていない。</p>	
<p>(74) リサイクルプラザ、ごみ保管は有害物質による出火が確認されている所もあると聞きます。新しい施設には作らない方向と国会議員より聞いていますがいかがですか。不安要因です。</p>	<p>(26) リサイクルプラザにおけるごみの保管は、有害物質による出火が確認されている所もあると聞きます。</p>
<p>(75) 各方面にわたる調査、立案大変ご苦労だったと思いますが、1住民として見た場合、いいのか悪いのかチンプンカンプン判りません。この件で住民として一番心配されるのは、能勢町で起った焼却炉のダイキシン問題の解決のために、この案が提案されているということです。そのため能勢町の焼却炉では、何が問題で、あの様なことになり、今回はその対策としてどの様なシステムの設備にしたか、その対比が示されるべきだと思います。廃棄物処理フローは示されていますが、これでは問題点の指適も出来ません。エンジニアリングフローシートの縦覧が出来る様に取計らいをお願いします。全体が大変なら、焼却炉の減温器及湿式排ガス洗浄装置、熔融炉の冷却装置は最低限示されたい。</p>	<p>(27) 各方面にわたる調査、立案大変ご苦労だったと思いますが、1住民として見た場合、いいのか悪いのかチンプンカンプン判りません。この件で住民として一番心配されるのは、能勢町で起った焼却炉のダイキシン問題の解決のために、この案が提案されているということです。そのため能勢町の焼却炉では、何が問題で、あの様なことになり、今回はその対策としてどの様なシステムの設備にしたか、その対比が示されるべきだと思います。廃棄物処理フローは示されていますが、これでは問題点の指適も出来ません。エンジニアリングフローシートの縦覧が出来る様に取計らいをお願いします。全体が大変なら、焼却炉の減温器及び湿式排ガス洗浄装置、熔融炉の冷却装置は最低限示されたい。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(76) 搬入基準を見直し、リターナブルびんの回収についてもっと真剣に考えてください。 処理フローの図を見ますと、リターナブルびんのヤードがありません。現在リターナブルびんだけは民間のルート回収するようになっていますがリターナブルびんはごみの減量や地球温暖化防止など環境に与える影響においても、他のどんな容器より優れています。3Rの優位性からもワンウェイびんやペットボトルを減らすためにも今後はリターナブルびんがもっと増えるようにしなくてはならないのです。川西市ではびんを箱回収にしたのですから、茶びんと透明びんを分けるなら、リターナブルびんも分けられると思います。リターナブルびんを資源回収の品目に入れることも考えられます。リターナブルびんの回収が今よりスムーズになれば、衰退したリターナブルびんの使用も増え、ごみの減量や地球温暖化防止にも役立つことと思います。環境事業部では市民や民間の手で回収すべきと言われましたが、社会の流通のシステムが変わってきているのに、回収のシステムは以前どおりというのはおかしいです。 現在川西市では繰り返し使えるリターナブルびんも他のびんといっしょに割られています。新処理場では搬入基準をもう一度よく考えて、全てのびんを割って作り直すのではなく、活きびんとして活かせるものは活かさなければならぬと思います。 環境影響評価とは違うかもしれませんが、私たち一般市民の声を伝える場所がありません。リサイクルプラザを予定しておられますが、他所を見学しても趣味の会のような一部の方にしか利用されていないような施設が多すぎます。本当にみんなの役に立つ施設にしてください。リターナブルびんの回収施設は、単にスペースがいただけで、建物は余りお金がかかるようではありませんでした。水俣市ではリターナブルびんの回収箱は口を少なくするため、中容器回収箱(ビールびんの箱のように区切りのあるもの)に変えていくということでした。これから作るのならそのほうが川西市の収入になると思います。水俣市のびんも他所のびんより高く買ってもらえるということでした。日本一のものを作らなんでしょう？頑張りましょう。</p> <p>(77) 地球温暖化防止の観点からリターナブルびんを回収する処理工程を加えてください。 受け入れ対象物の処理フローでは、びん類はすべてカレットにすることになっていますが、地球温暖化の視点で考えると問題があると考えます。 容器間比較研究会(東大生産技術研究所安井至教授)の調査によれば、繰り返し使えるリターナブルびんは、環境への負荷がもっとも少なく、地球温暖化防止のためには、もっと増やしていくことが必要です。まだ使えるびんをカレットにしてしまうと再びびんを作るために大量のエネルギーが使われます。 1998年の固形廃棄物排出量は約140万トンですが、すべての飲料容器がリターナブルびんになれば固形廃棄物排出量は約15万トンになります。約125万トン(89.1%)が削減され、約1,500億円の一般廃棄物処理費用(税金)を削減することができるという試算もあります。(出典:2000.5「飲料容器のリターナブル化による地球温暖化防止効果の試算報告書」全国地球温暖化防止活動推進センター) 「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理の優先順位として1番目が「発生抑制」次に「再使用」が位置づけられ「リサイクル」は3番目です。 「再使用」の代表格であるリターナブルびんは民間回収ルートが存在し、税金を使わないで処理できるシステムですが、酒販店が減少している現状では、一升びんなどのリターナブルびんが行政のびん回収に出てきます。これを割ってカレットにしてしまうのは、法律にも矛盾した行為だと思います。ぜひ再考えください。</p>	<p>(28) 搬入基準を見直し、リターナブルびんの回収についてもっと真剣に考えてください。処理フローの図を見ますと、リターナブルびんのヤードがありません。リターナブルびんは、ごみの減量や地球温暖化防止など環境に与える影響においても、他のどんな容器より優れています。3Rの優位性からもワンウェイびんやペットボトルを減らすためにも今後はリターナブルびんがもっと増えるようにしなくてはならないのです。茶びんと透明びんを分けるなら、リターナブルびんも分けられると思います。リターナブルびんを資源回収の品目に入れることも考えられます。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第1章 事業計画	意見の概要
住 民 意 見	意 見 の 概 要
(78) リユース(再利用)ピンの箱回収が定着しているの で、わらない回収は可能と思われます。受入れ廃棄物の ピン類の項目に取り入れて下さい。ピン商さんがどんど ん無くなっていくので、早く取り入れシステムが続くよ うに願っています。	
(79) 水資源の直近に広域大型ゴミ焼却場建設のプラン は民間会社で言うならば社運を賭けた一大プロジェクト です。お金を出す市民にもっと誠意をもって説明して 下さい。 施設からの排出水は適切に処理した後公共下水道へ放 流します。とありますが、具体的に説明してください。 最終は何処へ行くのですか?公表して下さい。	(29) 施設からの排出水は適切に処理した後公共下水道 へ放流するとあるが、具体的に説明してください。最終 は何処へ行くのですか?
(80) 車両通行計画について、広域化のデメリットとして 輸送距離が長くなりそのための経費の増大、排気ガスの 環境への影響があげられています。廃棄物運搬車両が予 定されている施設に各種の処理物を搬入することにつ いて、種類ごとの延べ走行距離、必要車両台数、経費が 各市町でどれほどのものになるかを試算してください。 また、冬季長い坂道の搬入路が凍結することも多く、そ の対策と環境への負荷も検討が必要です。	(30) 車両運行計画について、広域化のデメリットとして 輸送距離が長くなりそのための経費の増大、排気ガスの 環境への影響があげられています。廃棄物運搬車両が予 定されている施設に各種の処理物を搬入することにつ いて、種類ごとの延べ走行距離、必要車両台数、経費が 各市町でどれほどのものになるかを試算してください。 また、冬季長い坂道の搬入路が凍結することも多く、そ の対策と環境への負荷も検討が必要です。
(81) 今から徐々に電気自動車やエコカーに転換して、供 用開始時には全車が環境に配慮した車になるようにし て下さい。組合で搬入車の条件として決めたらできる のではないのでしょうか。	(31) 廃棄物運搬車両は、今から徐々に電気自動車やエコ カーに転換して、供用開始時には全車が環境に配慮した 車になるようにして下さい。
(82) 工期についても計画書と準備書では大きなずれが。 見通しのないまま適当に示しているとしかいいない。	(32) 工期について、計画書と準備書では大きなずれがあ り、見通しのないまま適当に示しているとしかいいない。
(83) 施設の用水は上水道とのことですが、おおよそどれ 位の経費を見込んでいますか?	(33) 施設の用水は上水道とのことですが、おおよそどれ 位の経費を見込んでいますか?
(84) 廃棄物に限らず多くのものは、集中処理を行うこと が従来より是とされてきました。しかし、この集中処理 という方法が本当に効率的・効果的であるかという疑問 が今日では提起されてきています。論点として、大規模 化、コストの増大、安全性が挙げられます。 大規模化は、集中処理の実現に合わせて処理技術も一定 規模以上を確保せざるを得ません。大規模化が一概に否 定されるものではありませんが、その規模に見合うだけ の必然性が確保・継続されない場合、過大な社会資本と なる可能性があります。 廃棄物処理の場合、この必然性は、廃棄物の量に相当し ます。 本事業計画の焼却炉は、1市3町で人口約23万人に対し 処理能力117.5t/日の炉を2基となっています。人口比 に対する数値としては一概に大きすぎるとは言えない かも知れませんが、準備書に記載の最近の人口増減と、 推測される将来人口、及び、田園地帯を抱える猪名川 町・能勢町におけるライフスタイルと都市型地域との地 域差を考えると、将来的にも果たしてそれだけの廃棄物 の確保が可能なのか、少々疑問です、国策としてもごみ 減量化が推進されつつある社会情勢を鑑みた場合、 117.5t/必達というのはこの流れに逆らうものである と考えます。 コストの増大は、施設建設もさることながら、運転・維 持・解体コストの増大も同時に招くということが問題と してあると思います。 長らく原子力発電は、最も発電効率がよく安価な方式と されてきましたが、施設解体・廃棄物処理に要する費用 を考慮すると、天文学的な費用となることが最近になっ てやっと試算・公表されました。 集中処理として大規模な高規格炉を1ヶ所に造る場合 と、分散処理として小規模の高規格炉を各自治体に造る 場合との、コスト的なライフサイクルアセスメント(建 設～供用～解体)の試算比較は是非必要なことと考えま す。	(34) 集中処理として大規模な高規格炉を1ヶ所に造る 場合と、分散処理として小規模の高規格炉を各自治体に 造る場合との、コスト的なライフサイクルアセスメント (建設～供用～解体)の試算比較は是非必要なことと考 えます。

住民意見と意見概要の対応票

項目 第3章 環境影響要因と環境要素の関連	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(85) 準備書は、7つの環境影響要因を挙げているが、それもが順調に工事が行われ、順調に施設が稼動することを前提にしたものである。環境省が最近全国のごみ処理施設での事故・トラブル発生状況を調査し公表した事実からも明らかのように、ゴミ処理施設は危険施設であり、災害防止の点からも事故が発生する可能性を考慮に入れた事業地の選定が望まれる。そのため、発生する可能性のある最悪の事故、例えば焼却炉の爆発やリサイクルプラザの火災などを環境影響要因として選定し、それが環境要素に及ぼす影響を予測した環境影響評価を追加実施するよう要求する。</p>	<p>(35) 焼却炉の爆発やリサイクルプラザの火災などを環境影響要因として選定し、それが環境要素に及ぼす影響を予測した環境影響評価を追加実施するよう要求する。</p>
<p>(86) スモッグ発生の有無についても予測することを求める。</p> <p>(87) 光化学オキシダントの現況は、時間最高値がかなり高く、全地点で環境基準を超えています（国崎では四季を通じてすべてオーバー）。この光化学オキシダントについて、予測・評価の章には全く記述がありません。</p> <p>(88) 大気汚染物質、光化学オキシダント（O_x）について、予測及び評価を実施していないことが問題である。現況調査では、光化学オキシダント、SO_2、NO_x、SPMの四者とも実施されている。結果は、光化学オキシダントを除く三者は基準値よりはるかに低い値を示している。しかし、光化学オキシダントの結果（4-56 ページ、表4-1-17）は、測定点及び各四季合わせて20測定中12（最高値）が基準値を超過している。なかでも野間出野での夏季の値は、0.097ppmを示し、注意報発令基準の0.12ppmに僅か0.023ppmにせまっていることが注目される。光化学オキシダントは、施工機械の稼動及び焼却施設の稼動によって直接にはほとんど放出されない。しかし、上記二者の稼動によって放出されるSO_xやNO_xなど多くの大気汚染物質は大気中で太陽光線を基点に反応が起こり、かなりの量の光化学オキシダントが作り出されることが予測される。光化学オキシダントの予測及び評価は、絶対に必要不可欠な項目であることが分かったため、これを強く要求するものである。</p>	<p>(36) 光化学オキシダントは、施工機械の稼動および焼却施設の稼動によって直接にはほとんど放出されない。しかし、上記二者の稼動によって放出されるSO_xやNO_xなど多くの大気汚染物質は大気中で太陽光線を基点に反応が起こり、かなりの量の光化学オキシダントが作り出されることが予測される。光化学オキシダントの予測および評価は、絶対に必要不可欠な項目であることが分かったため、これを強く要求するものである。</p>
<p>(89) 準備書では、土壌汚染について「現況調査の結果」の項で「事業区域1地点及び周辺地域6地点の合計7地点において、現地調査を行いました。その結果事業区域で鉛の溶出量が環境基準を超えていました。また、周辺地域の1地点で鉛の含有量が土壌汚染の評価のための参考値を超えていました。」との記述がされながら、それに続く「予測と評価の結果」の項では全く触れられていません。これは、土壌汚染についての調査が、ダイオキシン類による汚染を予測することが主たる目的であったため、鉛汚染が省みられなかったものと思われます。</p>	<p>(37) 土壌汚染について、現地調査の結果事業区域で鉛の溶出量が環境基準を超えていました。しかし、それに続く「予測と評価の結果」の項ではまったく触れられていません。</p>
<p>(90) リサイクルプラザでプラスチックなど圧縮する作業で、周辺環境への悪影響の不安 プラスチックの圧縮作業中、プラスチックから、本体のモノマーや添加剤が大気中に拡散され、周辺の樹木や植物、動物、鳥類などへの悪影響を懸念します。昨年、豊中市原田のリサイクルプラザを見学した時、プラスチックを圧縮する作業場で、作業員は防毒マスクをしていました。東京都杉並区で起きた「杉並病」の問題を調査して下さい。人間も自然も、受ける被害は変わらないと思います。</p>	<p>(38) プラスチックの圧縮作業中、プラスチックから、本体のモノマーや添加剤が大気中に拡散され、周辺の樹木や植物、動物、鳥類などへの悪影響を懸念します。豊中市原田のリサイクルプラザを見学した時、プラスチックを圧縮する作業場で、作業員は防毒マスクをしていました。東京都杉並区で起きた「杉並病」の問題を調査して下さい。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第3章 環境影響要因と環境要素の関連	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(91) この事業は飲料用利水ダム湖直近に位置する施設建設計画なので、特に水質汚濁について慎重を期す必要性があると考えます。</p> <p>その点から見て、一つに環境指標の不十分さと、二つに施設供用後のリスクマネジメント（モニタリング等）について不安を感じます。</p> <p>まず、環境指標については、基本的なBOD・COD・溶存酸素量や重金属についての言及はなされていますが、ダイオキシン等の焼却処理施設特有に懸念される化学物質についての現況調査、及び将来予測についての評価がなされていません。</p> <p>基本的な環境指標だけでは把握しきれない「未知の弊害」として懸念されている内分泌攪乱物質やダイオキシン類が今後一層問題となると思われます。特に有機リン系、塩素系の科学物質については、まだその作用がよく理解されていないものが多く、また、焼却処理という処理方式から排出されるものにはこうした物質が多いとも指摘されています。</p> <p>従って、これらの化学物質についての評価は、未然の措置という観点からも、是非導入・実施をお願いします。</p> <p>また、プラント系排水の処理方法は従来の方式によるものになっています。処理フローでは、凝集沈殿・ろ過・イオン交換・油分分離が挙げられていますが、これらの処理方式で基本的に上記のような化学物質は除去・無害化するものではありません。排水に含有されると想定されている化学物質と量、及び、その除去・無害化方法についての検証が必要事項でなければならないと考えます。</p> <p>施設からの排水は、施設内で処理後、公共下水道に導管され公共用水には流入させない設計になっていますが、公共下水道は河川ではなく、海洋への汚染源となります。一般的な下水処理方式においても、上記の化学物質についての除去・無害化は想定外なので、施設での水質汚染は、直接的に海洋汚染源となります。</p>	<p>(39) 基本的なBOD・COD・溶存酸素量や重金属についての言及はなされていますが、ダイオキシン等の焼却処理施設特有に懸念される化学物質についての現況調査、及び将来予測についての評価がなされていません。</p> <p>また、プラント系排水の処理方法は従来の方式によるものになっています。処理フローでは、凝集沈殿・ろ過・イオン交換・油分分離が挙げられていますが、これらの処理方式で基本的に上記のような化学物質は除去・無害化するものではありません。排水に含有されると想定されている化学物質と量、及び、その除去・無害化方法についての検証が必要事項でなければならないと考えます。</p> <p>施設からの排水は、施設内で処理後、公共下水道に導管され公共用水には流入させない設計になっていますが、公共下水道は河川ではなく、海洋への汚染源となります。一般的な下水処理方式においても、上記の化学物質についての除去・無害化は想定外なので、施設での水質汚染は、直接的に海洋汚染源となります。</p>
<p>(92) 環境アセスの準備書には、この建設場所が水源地の直近上流であることが、明示されておらず、それを考慮にいれたアセスになっていないと思われませんが、監修厚生省水道環境部廃棄物法制研究会の『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の解説』によると、周辺に水道水源がある場合、測定項目については、事業及び水域の特性に応じて必要な項目を選定することと書かれています。</p> <p>必要な項目を設定されたのでしょうか。必要な項目を設定されていないのであれば、その根拠を説明してください。</p>	<p>(40) 『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の解説』によると、周辺に水道水源がある場合、測定項目については、事業および水域の特性に応じて必要な項目を選定することと書かれています。必要な項目を設定されたのでしょうか。必要な項目を設定されていないのであれば、その根拠を説明してください。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(93) 現況調査が行われた年は、晩秋から異常渇水にみまわられています。その影響により調査結果について例年とちがう状況があったことも考えられますが、その点は全く触れられていません。</p>	<p>(41) 現況調査が行われた年は、晩秋から異常渇水にみまわられています。その影響により調査結果について例年とちがう状況があったことも考えられますが、その点は全く触れられていません。</p>
<p>(94) 今回の環境アセスでは、土壌及び地質(ボーリング)調査がなされていないが、土木及び建築工学での基本設計資料として必要不可欠なデータとなり、又施設建設予算算定に於ける礎と云っても過言ではない、早急に実施すべきである。</p>	<p>(42) 今回の環境アセスでは、土壌及び地質(ボーリング)調査がなされていないが、土木及び建築工学での基本設計資料として必要不可欠なデータとなり、又施設建設予算算定に於ける礎と云っても過言ではない、早急に実施すべきである。</p>
<p>(95) 冬季によく起る逆転層による盆地形成された黒川新滝地区への悪影響や煤煙停滞など大気汚染の影響について、四季で一週間の調査期間、全国でも大問題となっているダイオキシンに関する一日間だけの調査はあまりにも短く、正確なデータは得られるものではない。従って安全性について私は納得できない。再考をお願い致します。</p>	<p>(43) 冬季によく起る逆転層による盆地形成された黒川新滝地区への悪影響や煤煙停滞など大気汚染の影響について、四季で一週間の調査期間、全国でも大問題となっているダイオキシンに関する一日間だけの調査はあまりにも短く、正確なデータは得られるものではない。</p>
<p>(96) 四季で一週間の調査期間、全国でも大問題となっているダイオキシンに関する1日間だけの調査期間はあまりにも短く、正確なデータは得られない。よって安全性について地域住民は納得できない。</p>	<p>(44) 接地逆転層ができることが明らかになっており、冬季は頻繁に起こる地域である。特に冬季が長期間集中して調査すべきであるが、そのような形跡がない。</p> <p>(45) 逆転層について、一般的な頻度との比較がありません。調査も不十分です。</p>
<p>(97) 黒川には過去霧の発生はほとんどなかったのに一庫ダム建設によって霧の発生は非常に多くなりました。このことは新しく建設される焼却場よりでる煤煙は拡散されず、停滞しそこへ続くのか? 地下にしみ込み、人に害を与えることは十二分に考えられる。それなのに大気汚染等の影響調査は、四季各7日間だけの調査、全く不十分な調査であり、正確なデータは得られない。よって安全性について納得できない。</p> <p>その他の調査も同様でただ調査をしただけのものと考えられる。よって調査は信用のおけるものではない。再調査の必要あり。</p>	<p>(46) 大気環境濃度の状況調査も年間を通じた四季の変動を代表するとする説明資料も示さず、ただ単に四季7日間のデータしかないので、その測定値の平均をもって年間平均値にしているが、このような少数のデータで年間値を示すことは不可能である。</p>
<p>(98) 大気について、四季それぞれわずか1週間ずつの調査で現況を把握できるはずがありません。不十分極まりないです。</p> <p>とりわけ強い接地逆転層ができることが明らかになっており、強い懸念をいただくものです。ダム湖の水温が逆転層生成に及ぼす影響や、逆転層により拡散されない有害物質がダム湖の水や底質、周囲の自然にどう影響するかなど、より詳細に調査する必要があります。諸外国では、接地逆転層ができる場所には廃棄物処理施設などはつくりたくないとの判断が常識になっていると聞きます。</p>	
<p>(99) 排気の拡散に大きく関わる逆転層についてももっと詳しい調査が必要です。このような場所で24時間ぶっ通しで長い期間排気ガスが放出されることは取り返しのつかない環境汚染を引きおこすおそれがあります。</p>	
<p>(100) 接地逆転層ができることが明らかになっており、冬季は頻繁に起こる地域である。このような場所にごみ処理施設を建設することは、施設の上に蓋をし、煙をダム湖に降り注ぐことになる。この点において、特に冬季が長期間集中して調査すべきであるが、そのような形跡がない。</p>	
<p>(101) 冬の季節によく起こる逆転層による盆地形成された黒川、新滝地区への悪影響や、煤煙停滞など大気汚染の影響について、四季で一週間の調査期間、全国でも大問題となっているダイオキシンに関する一日だけの調査期間は、余りにも短く、正確なデータは得られない。よって、安全性について地域住民は納得できない。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(102) 大気汚染物質 (SO₂、NO_x など四項目) についての、現況調査期間の短いことが問題である。1年間の中で各季毎1週間、年間を通して僅か28日間では少なすぎる。光化学オキシダントのように、調査28日間に48時間も基準値の0.06ppmを超えた(4-56ページ、表4-1-17)ことが分かったので、1年間365日を通しての現況調査が必要であると考えられる。大気汚染物質の年間を通しての現況調査を強く要求するものである。</p> <p>(103) 逆転層について、一般的な頻度との比較がありません。調査も不十分です。ダム湖の上との関連についても非常に心配です。</p> <p>(104) 逆転層、頻度の問題・・・アセスのあらましでは、「秋季及び冬季で強度の逆転層が確認された」となっているが、一般的な頻度との比較がない。逆転層における調査は四季各7日だけで調査は不十分。</p> <p>(105) 大気環境濃度の状況調査も“年間を通じた変動が把握できるように四季7日間の調査を基本として”としながら、年間を通じた四季の変動を代表とする説明資料も示さず、ただ単に四季7日間のデータしかないのが、その測定値の平均をもって年間平均値にしているが、このような少数のデータで年間値を示すことは不可能である。もしそれが論理的に可能であれば川西市役所などの地方公共団体などは何故通年調査を継続しているのか、税金の無駄遣いとなるので即刻、四季7日間の調査に改善すべきであると思いますが、兵庫県などの都道府県や環境省がそのようなことを承認されるのでしょうか。全国の大気汚染状況報告書でもそのような少数例で環境基準との適否を判定したものは全く見当たりません。</p> <p>(106) 接地逆転層とのことで排ガス汚染の影響が十分調査されておりません。時間をかけて調査をして下さい。</p> <p>(107) 大気汚染の調査は、不十分である。春・夏・秋・冬の各季節7日の短期の調査は、あまりにもお粗末。またダイオキシンなどの1日や2日の調査は、いかにも良い加減な調査である。</p> <p>(108) 逆転層、頻度の問題・・・アセスのあらましでは「秋季及び冬季で強度の逆転層が確認された」となっているが、一般的な頻度との比較がない。逆転層における調査は四季各7日だけで調査は不十分である。</p>	
<p>(109) 準備書の説明会で拡散実験の地点と煙突の立つ予定地点の差を訊ねたところ、50m程度でその程度の差は問題にならないと言う返事でしたが、後日地図に書き込んでもらった煙突の立つ地点は150mも離れていてしかも周りは斜面でした。それでも大差なしと言われるのならこの調査は随分おざっぱで影響は少ないと言われても安心出来ません。住民が信頼出来る調査ではありません。</p>	<p>(47) 準備書の説明会で拡散実験の地点と煙突の立つ予定地点の差を訊ねたところ、50m程度でその程度の差は問題にならないと言う返事でしたが、後日地図に書き込んでもらった煙突の立つ地点は150mも離れていてしかも周りは斜面でした。それでも大差なしと言われるのならこの調査は随分おざっぱで影響は少ないと言われても安心出来ません。</p>
<p>(110) 大気汚染について、一庫ダム湖面には霧が多く発生すると、周辺住民の方々から聞きます。霧は排ガスの拡散に影響を与えるのではないかとこの心配があります。平成14年5月に実施計画書に係る市町長意見の中に、「霧についてまず、地元からの意見聴取などによって発生状況(頻度、高さ等)の実態を把握し、詳細調査の必要性を検討することが望ましい」とされているが、実行されましたか。今回の調査にあたって、周辺住民の同意と立ち会いを求める考えはないとの回答(2002/7/30)を聞いていますが、もう働きかけはないのですか。</p>	<p>(48) 実施計画書に係る市町長意見の中に、「霧についてまず、地元からの意見聴取などによって発生状況(頻度、高さ等)の実態を把握し、詳細調査の必要性を検討することが望ましい」とされているが、実行されましたか。今回の調査にあたって、周辺住民の同意と立ち会いを求める考えはないとの回答(2002/7/30)を聞いていますが、もう働きかけはないのですか。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(111) 例えば地質調査においてはこれから掘り返し埋立をするのに地表5cmの金属検査です。本当に将来鉛毒の被害がないと責任を持てるのか。飲水に対する心配はきえない。市民の意見に対してモキチンとした解答をお願いしたい。</p> <p>(112) 最初は素朴な疑問でしたが学習を重ねていく中で疑問はどんどん広がりました。坑道跡に先人が生活した跡が有るようです。(瀬戸物の破片が見つかる) 此処北摂地区は奈良の大仏の建立に使用した銅が一部使われていたと言われる程、銀、銅の鉱脈の多い所です。銅は緑青するし有毒です。ボーリングして地質調査したのですか? したのであれば公開説明してください。</p> <p>(113) 水質汚濁については 予測及び評価の結果として「事業区域における土壌調査の結果、鉛が環境基準値を超過していたため、工事時の濁水等による影響を与えるおそれがあると考えられます。」と指摘し、その対策としては、「このことに関しては、事業実施段階(工事実施前)に、汚染土壌の分布域を把握するための詳細調査を行い、適切な環境保全対策を実施していくことにより、河川等水質への影響を抑え、環境保全目標を達成すると考えます。」としています。 当該現地調査がどのような方法によって行われたものが明らかにされておらず、表土のみを調査の対象にしたのであれば十分な調査とは言い得ません。また、鉛については調査結果が明らかにされてますが、鉛以外の重金属類についてはまったく触れられておらず、調査そのものが行われていない疑いがあります。</p> <p>(114) 土壌汚染に鉛が環境基準を超えてると書かれている。鉱山の専門家は砒素など鉛毒も出ているとのこと。工事をして土壌を掘りかえすことで一層の汚染が心配。もっと詳しいボーリング調査などするべきである。</p> <p>(115) アセスのあらましの中で土壌から鉛の溶出量が、環境基準を超えているとの事、鉱山跡だけに、できるだけ多くの地点で調査していただきたい。予定地の谷を埋めるためには試掘調査はアセスの中で行う必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(116) 土壌汚染について、現況調査は事業区域1地点、周辺地域6地点で行われていますが、その結果事業区域1地点で鉛の溶出量が環境基準を超えていました。また周辺地域の1地点で鉛の含有量が土壌汚染の評価のための参考値を超えていた、とのことで追加調査も行っています。その結果数カ所で基準を超えていると言われています。 事業実施段階で調査し適切な対策を取ることで問題ない、としています。この段階で広範囲で基準を超えていた場合どうされるのですか。適切な対策を取ることですが処理施設建設にも大きな影響が出ることになりませんか。事前にボーリング調査等も含めて本格的な調査が必要でないですか。</p>	<p>(49) 鉱脈があるということで、土壌調査の結果、環境基準値等を超過する鉛(銅)の溶出量、含有量が認められている。が、(H15年11月の説明会では)これは、ボーリング調査でなく表層5cmの土壌での調査だったとのこと。鉱脈は地下にあるのに、何故ボーリング調査をしなかったのか。</p> <p>(50) 準備書では事業実施段階で汚染土壌の分布域を把握するための詳細調査を行うとあるが、環境に与える影響を予測するのがアセスであり準備書にはその結果を記載しないと意味がない。住民の不安を払拭するため専門家による再調査を望みます。</p> <p>(51) 鉛については調査結果が明らかにされてますが、鉛以外の重金属類についてはまったく触れられておらず、調査そのものが行われていない疑いがあります。</p> <p>(52) 土壌調査の結果、鉱脈に由来すると思われる鉛が環境基準値を超えていることが分かりました。工事実施前に汚染分布を詳しく調べるとのことですが、評価書が出る前の段階で再調査をしてほしいと思います。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	意見の概要
住 民 意 見	
<p>(117) 鉱毒についての調査がありません。表土 5 センチの調査だけで、基準値を超えたところは今後対策をとるなどということでは済まされない問題です。まして、阪神間の飲み水、農業用水の水がめの直近です。鉱山跡は触らなければ安定しているが、一旦触ると鉱毒が流れ出す危険性があると、鉱物の専門家から伺いました。神戸大学発達科学部の 2003 年研究紀要で、今田耕二・田結庄良昭両氏の研究論文によれば、猪名川流域河川底質の調査で、国崎小路谷の底質は重金属が突出した高濃度を示しているとして、「土地の改変により坑道の露出を招き、重金属汚染をもたらす懸念がある」と記述されています。工事中の切り土・盛土に雨水が浸透しダム湖へと流れ込むことなどを含め、鉱毒が流れ出す懸念は拭えませんが、準備書は、これらのことを全く想定していません。この点の調査漏れは大きな欠陥であり、このまま済ますことのできない重大な問題です。</p>	
<p>(118) 周辺地域 7 地点の上部 5 センチを調べた報告だけでは環境影響評価は出来ません。取り返しのつかないことが起らないように詳しい土壌の調査を実施し、具体的な対策を検討して準備書に書き込むべきです。</p>	
<p>(119) 土壌汚染についてもっと多くの地点を調査し、専門家の意見をよく聞いて私たち市民に納得のいく説明をしてください。 予定地は鉱脈の上にあり現況調査で鉛の溶出量が環境基準を超えているのに、事業区域では 1 地点しか調査されていません。そんなところの土を混ぜかえすのはとても心配です。土壌や鉱山の専門家の意見を聞きたいです。多くの市民の心配を無視するのはあまりにひどいと思います。</p>	
<p>(120) 鉱脈があるということで、土壌調査の結果、環境基準値等を超過する鉛（銅）の溶出量、含有量が認められている。が、（H15 年 11 月の説明会では）これは、ボーリング調査でなく表層 5cm の土壌での調査だったとのこと。鉱脈は地下にあるのに、何故ボーリング調査をしなかったのか。何地点で行なったのか。施設予定地には 300m の谷があり、平地にするのに使用する土砂は、敷地内から採取とのこと。当然、掘削することになるのに、何故調査しないのか。</p>	
<p>(121) 建設予定地一帯は古くからの鉱山。それについての調査不十分ではないか。 建設予定地一帯は「川西市史」にも記載のあるとおり古くから銀、銅の鉱山であった所である。2002 年 11 月の土壌調査結果では鉛の含有率が基準値を超えており、鉱脈に由来する鉛の検出であると準備書に記載されている。鉱山の専門家が今は安定しているが銅山や銀山の跡地を発掘すれば、鉛、亜鉛、砒素などの重金属の鉱毒が溶出する危険性があると指摘している。説明会では山を削り谷筋を埋めると聞いている。このような可能性はどのように考えるのでしょうか。説明会では鉱脈があることを「考慮していない」「問題ない」「適切な防止対策可能と考えている」と無責任なことを言っている。調査不十分ではないか。問題が出た時どうするのか。そのためのアセスではないのか。 準備書では事業実施段階で汚染土壌の分布域を把握するための詳細調査を行うとあるが、環境に与える影響を予測するのがアセスであり準備書にはその結果を記載しないと意味がない。住民の不安を払拭するため専門家による再調査を望みます。</p>	
<p>(122) アセス調査ではボーリングもせず、地下 5cm の土壌での調査ということでしたが（説明会）鉱脈の調査が抜けているのは安心できません。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(123) 土壌調査の結果、鉱脈に由来すると思われる鉛が環境基準値を超えていることが分かりました。工実施前に汚染分布を詳しく調べるとのことですが、評価書が出る前の段階で再調査をしてほしいと思います。</p> <p>(124) 土壌から鉛の溶出量が、環境基準を超えていたとして追加調査を行なっているように、周辺が鉱山跡であることからすれば推測がつか、調査が不十分。</p> <p>(125) 鉛の土壌汚染のことをもっと徹底的に調査してから、やり直して下さい。</p> <p>(126) 堆積していると考えられる鉱毒にかかる地層調査が皆無である。</p>	
<p>(127) 自然環境について、この調査では造成区域中心地から約500mを調査範囲としています。33.8ヘクタールの残存緑地を予定しながらこの調査範囲の狭さはどう考えればいいのでしょうか？滋賀県では事業予定地の数倍の範囲の植物調査、十倍の範囲の動物調査を指定しています。</p>	<p>(53) 自然環境について、この調査では造成区域中心地から約500mを調査範囲としています。33.8ヘクタールの残存緑地を予定しながらこの調査範囲の狭さはどう考えればいいのでしょうか？滋賀県では事業予定地の数倍の範囲の植物調査、十倍の範囲の動物調査を指定しています。</p>
<p>(128) 予定地は、地質又、空洞が充分調査されてますか心配です。</p> <p>(129) かなり急斜面の谷を埋めて平地を確保する造成工事が想定されています。府県境界を境に大阪府側はその一帯が砂防地域に指定されているにもかかわらず、兵庫県側は指定されていないとして、必要と思われる調査がされていません。地滑りなどの危険はないのか、ボーリングをふくむ詳細な調査が最低限必要と考えます。</p> <p>(130) 予定地に隣接する大阪側は砂防地に指定されている。兵庫県が指定していないことだけを拠り所としているが、いくら兵庫県が指定をしていないとはいえ、一連の山である。この地だけ安全であるはずがない。安全だとするならばボーリング調査などを行った上で地質上の解明は必要不可欠。山崩れが起きれば取り返しのつかないことになる。</p>	<p>(54) 府県境界を境に大阪府側はその一帯が砂防地域に指定されているにもかかわらず、兵庫県側は指定されていないとして、必要と思われる調査がされていません。地滑りなどの危険はないのか、ボーリングをふくむ詳細な調査が最低限必要と考えます。</p>
<p>(131) 特異な地形・地質 その判定において「自然環境アセスメントマニュアル」で挙げられている価値軸（社会科学的歴史性）を無視しています。当地区の鉱山遺構や全国レベルでも優れている里山は川西の歴史を語る上で、また後代へ伝えるべき人と自然の共生の教科書としても欠くことができません。南部の加茂遺跡や笹部地区の里地景観などと並ぶ重要拠点であります。今後、専門家による十分な調査と手厚い保存や新しい保全的利用の方策が望ましいです。将来は、植生の貴重さと組み合わせ「自然・文化複合遺産」として公園化し、川西市が文化都市であることを全国に知らしめることを提案します。</p>	<p>(55) 特異な地形・地質 その判定において「自然環境アセスメントマニュアル」で挙げられている価値軸（社会科学的歴史性）を無視しています。当地区の鉱山遺構や全国レベルでも優れている里山は川西の歴史を語る上で、また後代へ伝えるべき人と自然の共生の教科書としても欠くことができません。</p>
<p>(132) 事業地の特性として、古くから盛んに炭焼きが行われて来たため大部分がクヌギ植林地となっており、定期的な伐採において台場クヌギが形成されている。こういった台場クヌギは形状にタイプはあるが、主に根元付近が大径となり、樹洞を有するものが多く見られる。しかし、台場クヌギの樹洞の本種の利用状況等の調査は行われていない。</p>	<p>(56) 台場クヌギの樹洞のテングコウモリの利用状況等の調査は行われていない。</p>
<p>(133) 予定地に希少種の「ヒメボタル」が生息することは周知の事実である。今回の調査で「ヒメボタル」が発見されなかったのは、杜撰ではないか。</p> <p>(134) 動植物とその生息環境について、調査も不十分、対策も不十分で、怒りさえ覚えます。山地性のヒメボタルが生息しているので調査が必要と実施計画の段階で指摘されていた（8-9-(36)）のに、全く記述がなく調査されていません。川西市で唯一といわれる生息地を壊してしまうのでしょうか。</p>	<p>(57) 予定地に希少種の「ヒメボタル」が生息することは周知の事実である。今回の調査で「ヒメボタル」が発見されなかったのは、杜撰ではないか。</p> <p>(58) 計画書段階で提出した意見（No.36）でヒメボタルについて十分の調査をお願いしたにもかかわらず、アセスメントでは1回の調査しか行われていないので、存在を見逃してしまっています。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	住民意見	意見の概要
<p>(135) ヒメボタルやテングコウモリなど、貴重な生物が生息している地域であるが、これら野生生物は1日2日見に入ったぐらいでわかるようなものではないはず。いとも簡単に「ヒメボタルは発見されなかった」と結論づけるべきではない。また、「コウモリは別の棲家に移り住む」といった発想が、自然を破壊してきた人類の大きな過ちである。動植物の専門家による十分な調査が必要である。</p> <p>(136) 計画書段階で提出した意見 (No.36) でヒメボタルについて十分な調査をお願いしたにもかかわらず、アセスメントでは1回の調査しか行なわれていないので、存在を見逃してしまっています。実際は2003年に事業区域内で少なくとも40頭の発光と餌(アズキガイ多数)を目撃しています。</p> <p>(137) 昆虫類について、本調査では確認されていないが、事業予定地は大阪府レッドデータブックにおいて準絶滅危惧に指定されているヒメボタルの生息が確認されている。川西市では宅地化の進む平地に僅かに残る生息地1ヶ所のみ知られているにすぎず、山地でのヒメボタル生息地は確認されていない。事業予定地周辺では田尻川及び一部の谷筋でゲンジボタルが多く見られるが、造成予定地の谷筋ではゲンジボタルは見られず、ヒメボタルが多く見られる。これは幼虫の生息環境の違いからのものと考えられるが、本事業による造成に伴い、ヒメボタルの川西市での唯一良好な生息確認地はほぼ消滅すると思われ、ヒメボタル幼虫の餌となる移動能力の乏しく、レッドデータブックに取り上げられている種が多い陸産貝類の生息にも大きな影響を与えると考えられる。これは大阪府レッドデータブック2000年大阪府において生存に対する脅威として掲載されている「森林伐採による生息地の消滅・悪化、乾燥化による陸産貝類の減少、宅地開発等による里山の開発」に当てはまる。</p>		
<p>(138) 絶滅危惧種であるテングコウモリの調査も不十分である。テングコウモリが利用する大径木の樹洞の調査がないし、低周波音の影響も調査されていない。</p> <p>(139) 哺乳類の予測結果として、「確認されている種の多くは、森林環境やその周辺の林縁環境を好むものが多い。よって、事業の実施により、造成区域の谷筋は埋め立てられ動物の生息環境が減少するものの、本事業の造成区域の規模は周辺の樹林の広がりには比して小さく、哺乳類への影響についても小さいものと予測される。」6-156頁より抜粋 影響の予測評価をするには調査範囲及び確認情報が少ない。コウモリ類で「ねぐら、越冬場所としての利用を確認している廃坑については、造成後に一部消失するが、計画地周辺にねぐら、越冬場所となる廃坑が多数存在し、本事業に伴うねぐら、越冬場所への影響は軽微」とあるが、本調査では周辺の廃坑についてコウモリ類が利用可能かどうかの調査は行われていない。また、現況調査において、コウモリ類が確認された廃坑の状況について、温度・湿度が適した所で確認とあるが、廃坑内部の構造については触れられていない。一般にコウモリ類は単なる縦坑は利用せず、休息等で利用するには、ある程度の横坑が必要であると言われている。このため、予測評価には廃坑の内部構造を含めた詳細調査が必要であると考えられる。また、確認種はすべて森林性の種で、餌場環境として主に樹林地を利用している種であるが、予測結果では「造成に伴い樹林が消失し、餌場環境の減少が予測されるが、周辺地域に餌場環境として利用可能な樹林地が多く存在することから、事業による影響は軽微」とあるが、本調査では、事業予定地及び周辺の樹林地においてのコウモリ類の行動調査は行われていない。また、本調査により確認されているテングコウモリについては、未だその生態が分かっておらず、改訂・日本の</p>	<p>(59) 絶滅危惧種であるテングコウモリの調査が不十分である。テングコウモリが利用する大径木の樹洞の調査がないし、低周波の影響も調査されていない。</p> <p>(60) 本調査では周辺の廃坑についてコウモリ類が利用可能かどうかの調査は行われていない。また、現況調査において、コウモリ類が確認された廃坑の状況について、温度・湿度が適した所で確認とあるが、廃坑内部の構造についてはふれられていない。本調査では、事業予定地及び周辺の樹林地においてのコウモリ類の行動調査は行われていない。事業地ではテングコウモリが利用しうる樹洞を持つ大径木の調査は行われていない。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>絶滅のおそれのある野生生物 哺乳類 2002 年環境省では、特記事項として、「ねぐら確保のために樹洞を有する大径木を伐採しないことや、大径木を有する森林を一部でも残すことができる場合には最低でも 1 km² 単位にすることが望まれる。」とあり、大阪府レッドデータブック 2000 年大阪府では特記事項として「保護に先立って、未記録地の調査を行い分布の実態を正確に把握する必要がある。」とあり、共に生存に対する脅威として森林伐採、特に樹洞を持つ大径木を有する森林の伐採とある。事業地ではテングコウモリが利用しうる樹洞を持つ大径木の調査は行われていない。</p>	
<p>(140) 生物調査について、調査方法として、各季に渡って実施されていることは評価できるものですが、現認・捕獲のいずれにおいても生物調査としては非常に短期なものです。 捕獲調査において、トラップ設置から 2 日間となっていますが、トラップ設置から 2~3 日間は動物、特に陸生生物には忌避行為の傾向が見られるというのが常識的な見解です。この忌避期間にあたる期間内にトラップを回収する生物調査は調査方法として短絡的と言わざるを得ません。 現認調査においても、1 回の調査期間となっていますが、この期間内に確認できる生物種は非常に限られると言えます。定点観測という調査方法も採られています、1 回の観測が 2 日間のみであれば、定点観測の意味を有するとは言えないものです。</p>	<p>(61) 捕獲調査において、トラップ設置から 2 日間となっていますが、トラップ設置から 2~3 日間は動物、特に陸生生物には忌避行為の傾向が見られるというのが常識的な見解です。この忌避期間にあたる期間内にトラップを回収する生物調査は調査方法として短絡的と言わざるを得ません。 現認調査においても、1 回の調査期間となっていますが、この期間内に確認できる生物種は非常に限られると言えます。定点観測という調査方法も採られています、1 回の観測が 2 日間のみであれば、定点観測の意味を有するとは言えないものです。</p>
<p>(141) 調査方法のもう一つの問題点は、生物生息確認に終始していることです。生息確認調査では「有」は確認できるのですが、「無」は確認されないというのが一般的な解釈です。 しかし、多くの場合、生息が確認されていないことが免罪符のような意味合いを有してしまいます。調査のスキル・期間・方法、及び調査主体の意図等の人為的要件によって生息の有無は大きく左右されてきます。そういう意味で生息確認調査は科学的である反面、調査に関する様々な要因に依存する危険性があることは考慮されるべきことです。 こうした生息確認調査の限界を補完すべく、最近では生息域評価という考え方が導入されてきています。わが国でも環境省では既に採用されている方式です。 この考え方は、生物の現認種・一般的指標種の依存する環境要素を抽出し、その環境要素の分布調査から、当該地の生息域としての潜在能力を評価するというものです。こういう環境要件が成立するなら帰納的にこういった生物種の生息が予測されるという考え方で、生息確認の有無という人為的要件に左右されずに生物の生息のある程度の角度で予測することができます。生物調査は、生息確認調査と生息域評価の両方からアプローチされることが望まれます。 生息域評価の延長上にある考え方として、さらに生息域を地理的・地形的に広範に評価する考え方があります。これは特に動物に適用される考え方ですが、地理的・地形的要素から対象地域と周辺地域の相関を考慮するものです。 動物というのはその生活史において移動を伴います。移動の契機は、採餌・休息・睡眠・繁殖・季節変動等で、渡り鳥はその顕著な例としてよく知られています。 繁殖に伴う移動である場合、その移動は繁殖活動そのものを成立させるだけでなく、種の遺伝的多様性を確保するという重要な意味を有しています。仮に移動せずに一ヶ所に留まって繁殖を繰り返すと、近親交配が進み、遺伝的な劣化・弱体化・奇形・絶滅へと推移していきます。 動物は移動する生物ですが、生息域を地理的・地形的に広範に評価する考え方というのは、対象地がその移動ルート上どのような性格を有しているかを評価するものです。対象地が、例えばスギ・ヒノキの植林地のように、生物の生息地としては好適な環境にない場合であって</p>	<p>(62) 生物調査は、生息確認調査と生息域評価の両方からアプローチされることが望まれます。生息域評価の延長上にある考え方として、さらに生息域を地理的・地形的に広範に評価する考え方があります。動物は移動をする生物ですが、生息域を地理的・地形的に広範に評価する考え方というのは、対象地がその移動ルート上どのような性格を有しているかを評価するものです。対象地を「点」で捉える場合、生息確認調査や生息域評価は有効ですが、対象地を周辺地域との連続する「面」で捉える場合、生息確認調査や生息域評価だけでは不十分で、ここに挙げるような評価が必要だと考えます。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	意見の概要
住民意見	意見の概要
<p>も、移動ルート上重要な地点をなすことはよくあることです。対象地を「点」で捉える場合、生息確認調査や生息域評価は有効ですが、対象地を周辺地域との連続する「面」で捉える場合、生息確認調査や生息域評価だけでは不十分で、ここに挙げるような評価が必要だと考えます。</p>	
<p>(142) 爬虫・両生類について、表 4-13-15 重要な種確認状況(両生類)4-232 頁。タゴガエルの特性として「小さな溪流近くの湿った林床に穴を掘って生息。」とあるが、本種は谷筋の林床の表土で活動している。穴を掘るといのは産卵のための行動を指すものか？また、この地域の繁殖期は4月頃まで続く。</p>	<p>(63) タゴガエルの特性として「小さな溪流近くの湿った林床に穴を掘って生息。」とあるが、本種は谷筋の林床の表土で活動している。穴を掘るといのは産卵のための行動をさすものか？</p>
<p>(143) カジカガエルの特性として「山地の川沿いの森林に生息」とあるが、確認状況では、「田尻川で鳴き声が確認された。本種の生息環境は河川の中・上流域から水の流れる源流域であり、造成区域には本種の生息できる環境は存在しない。従って、本調査範囲及びその周辺における生息は田尻川のみと考えられる。」は矛盾している。実際、カジカガエルは産卵場所として河川を利用する種であるが、同じアオガエル科のモリアオガエルと同様に非繁殖期においては樹上生活をする種である。また、本種の幼生は河川内で成長し、変態後は周辺の森林へ移動する。その際、本種は他のアオガエル科と同様に、四肢に吸盤を持つ種であり、河川のコンクリート護岸や崖地等により移動を阻害されることはない。このため、造成区域内での生息は十分に考えられる。</p>	<p>(64) カジカガエルの特性として「山地の川沿いの森林に生息」とあるが、確認状況では、「田尻川で鳴き声が確認された。本種の生息環境は河川の中・上流域から水の流れる源流域であり、造成区域には本種の生息できる環境は存在しない。従って、本調査範囲及びその周辺における生息は田尻川のみと考えられる。」は矛盾している。本種は他のアオガエル科と同様に、四肢に吸盤を持つ種であり、河川のコンクリート護岸や崖地等により移動を阻害されることはない。このため、造成区域内での生息は十分に考えられる。</p>
<p>(144) ここではレッドデータブックに記載されている生物が多種確認されていますが、ごみ処理事業をすることでこの地域の環境は全体として大きく変化することが予想され、そのような生物の生存が可能な環境が持続出来るかどうかは個々の生物の生態について詳しく調査しなければ判らないはずです。</p>	<p>(65) ここではレッドデータブックに記載されている生物が多種確認されていますが、ごみ処理事業をすることでこの地域の環境は全体として大きく変化することが予想され、そのような生物の生存が可能な環境が持続出来るかどうかは個々の生物の生態について詳しく調査しなければ判らないはずです。</p>
<p>(145) 予定地は沢山の間歩が静かに眠るところで、教育委員会において分布調査をされたとはいえもっと詳細な学術調査が行われる必要があり、保存してほしい場所です。</p>	<p>(66) 文化財についても、日本での発見は2例目とも言われる世界でも貴重なウッドワード石という鉱物が発見されていると聞く。また、川西市教育委員会による分布調査報告書の中には古い時代の間歩があるというが、それにも触れていない。この地域全体が鉱山史上大変古く、貴重な文化財であると言われているが、専門的な徹底調査をすべきである。</p>
<p>(146) 埋蔵文化財分布調査の何と無責任な報告か。本当に文化財の大切さを理解していない教育委員会の担当者。文化財とは歴史である。その歴史を理解せず調査しましたで何の報告書か。もう一度原点に戻り、勉強し、専門家をまじえ討論するべきだ。壊す事は簡単だが、戻す事は不可能である。貴重な文化財と自然を大切にす為にも再考を！！</p>	<p>(67) 「報告書」の調査は「生産遺跡」としての視点、鉱山史研究の視点が欠如しているため、事業周辺の間歩数、坑口現状形態観察（これも必要ですが）にとどまっている。そのため坑内の鉱物実態調査（鉱石の分析・鉱脈の実態・方位・坑道掘削様態）、抗外の実態（ズリの実態・作業場としての遺構）、間歩の史的分析、生活使用遺物、製錬のカラミ実態（分析を含めて）、作業場跡、水抜き・空気抜き口坑調査すべてが欠如している。</p>
<p>(147) 文化財についての調査がおざなりで不十分です。川西市教育委員会に委託して行った調査も分布調査のみです。古い時代の鉱山史跡として全体像を調査する必要があります。世界でも稀な鉱物（ウッドワード石）の発見（日本での発見は2例目と聞く）など、文化財として鉱山史跡としてのこの一帯が学術的にも大変価値ある地域であることが明らかになってきています。しかも、歴史的に人が様々な形で手を入れてきたことと自然の営みとが相まって、重要種を含む多様な豊かな動植物を育み守っているという点も当該地域の重要な特徴です。準備書は、川西市教育委員会分布調査報告書の中の注目すべき古い時代の間歩の記述に触れていないなど、施設組合が調査委託したにもかかわらず、報告を十分に生かしていません。またその報告書を読めばわかるように、分布調査のみの今回調査では文化財としての全容とその価値は、まだほとんど解明されていないのです。どうして簡単に、“間歩を記録保存して埋める”などと言えるのでしょうか。さらに踏み込んだ調査を行うよう求めます。</p>	<p>(68) 「準備書」の「文化財調査結果」は坑口形態現状観察だけで終わり、近世以前（古式間歩・樋追間歩）と以後（定型間歩）の観察調査が欠落している。特に伝承の奇妙山神教間歩周辺の調査はこの視点を抜きには考えられません。</p> <p>(69) 文化財についての調査がおざなりで不十分です。準備書では坑道跡のみの調査だが、精錬跡や居住地などの調査が必要ではないか。間歩など文化財としての調査も不十分だと考えます。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	住民意見	意見の概要
<p>(148)文化財について、予定地の選定に当たって行政には文化財という認識はありませんでした。組合の職員に間歩があることを指摘したとき、川西には間歩なんかいくらでもあると言われました。環境影響調査の説明会を聞くよう何度も要請してやっと開いてもらった会場で、この地域が産業考古学上重要な地域であり、未調査の文化財が眠る地域であるという指摘があり、川西市の教育委員会が簡単な分布調査を行いました。その結果報告の中で「これらの文化財が現状で保護出来るように、届け出の前に当教育委員会と協議願います」と書かれています。「関西文化財保存協議会」からも要望書が出され、この地域の調査と「ごみ焼却場建設計画を変更し、国崎地区の自然と文化遺産を活用した施策を立案すること」と要望されています。しかしこのような意向は全て無視され、計画の実施に伴い改変が避けられないものについては現状調査の上記録・保存としています。文化財に対する認識は欠けたままです。</p> <p>(149)文化財についても、日本での発見は2例目とも言われる世界でも貴重なウッドワード石という鉱物が発見されていると聞く。また、川西市教育委員会による分布調査報告書の中には古い時代の間歩があるというが、それにも触れていない。この地域全体が鉱山史上大変古く、貴重な文化財であると言われているが、専門的な徹底調査をすべきである。</p> <p>(150)文化財について、鉱山跡の間歩が数多く点在している様であるがこの地域は全国的に鉱山史学会からも注目されている場所である。価値ある文化財として慎重に専門家による調査をし、保存すべきである。</p> <p>(151)「建設予定地の選定過程では、文化財の視点は考慮していなかった」とのことですので、予定地の間歩にある鉱物や鉱脈の量を専門家に調査してもらって下さい。そして、鉱物汚染の視点を加えた環境影響評価を追加して下さい。</p> <p>(152)文化財について、研究者や学者の中では、京都二条城の襖絵で狩野一派が描いたものに「多田銀銅山の顔料」を使用した、国崎地区からも採掘されたのではないかと研究が始められようとしていることも聞いています。このような歴史的にも重要な鉱山・間歩群を破壊することに反対です。壊すのは間歩10ヵ所だけということですが鉱山の「産業遺蹟」「鉱山史跡」としての視点が調査から外れていると思います。</p> <p>(153)文化財調査報告では事業予定区域における多田銀銅山の間歩数と坑口現況形態観察調査(4-16-1)にとどまり、文化財の学術的視点からの「産業遺蹟」「鉱山遺蹟」としての調査が抜け落ちているのである。また、調査で確認された間歩群は研究者が発表している報告によると、地形環境を含め総合的学術調査を行い歴史の実態を把握する必要があると述べている。そのためには、現存する間歩は1箇所でも欠かすことがあってはならないと考えられ、造成区域内の間歩は断じて破壊してはならないのである。</p> <p>(154)文化財について、調査期間14年11月13日と15年2月25日・・・2回だけの調査で十分か。</p> <p>(155)準備書では坑道跡のみの調査だが、精錬跡や居住地などの調査が必要ではないか。</p>		

住民意見と意見概要の対応票

項目 第4章 現況調査	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(156)「文化財調査の結果」について全般的に言えることは学術調査の欠如です。 「報告書」の調査は「生産遺跡」としての視点、鉱山史研究の視点が欠如しているため、事業周辺の間歩数・坑口現状形態観察（これも必要ですが）に留まっている。そのため坑内の鉱物実態調査（鉱石の分析・鉱脈の実態・方位・坑道掘削様態）、坑外の実態（ズリの実態・作業場としての遺構）、間歩の史的分析、生活使用遺物、製錬のカラミ実態（分析を含めて）、作業場跡、水抜き・空気抜き口坑調査全てが欠如している。</p> <p>(157)「準備書」の「文化財調査結果」は坑口形態現状観察だけで終わり、近世以前（古式間歩・樋追間歩）と以後（定型間歩）の観察調査が欠落している。国崎地区の鉱山は元禄時代に、休山していた古い間歩を再開発して大盛況を得た間歩が多くあり、その古い形の間歩がよく遺存しています。多田銀銅山の開発は奈良時代にまで遡る伝承があるだけに、研究課題として「開発の始まり」が注目されています。最近、「採銅の始まり」に関して、今まで知られているより一世紀古い史料（大同年間＝806～809年）が発見され、今後の研究課題となっています。特に伝承の奇妙山神教間歩周辺の調査はこの視点を抜きには考えられません。</p> <p>(158) 間歩など文化財としての調査も不十分だと考えます。</p> <p>(159) 全国的にも文化財価値が高いとされている貴重な鉱山遺蹟の調査が不十分である。</p>	
<p>(160) 学術団体や市民団体が指摘するように、予定地は貴重な文化財を包蔵している。坑道跡の調査は数と坑口現状形態観察のみで、産業遺跡・鉱山遺跡としての調査がなされていない。また、精錬跡やその他建築物跡の調査が抜けている。川西市教育委員会が文化財保護法に基づき行い、施設組合に提出した「分布調査成果報告書」が反映されていない。</p> <p>(161) 文化財について、10ヶ所の間歩を壊すというが、専門家からの要望で教育委員会が調査をした結果を十分活かされていません。一度無くした文化財の再現は出来ません。次世代の研究を奪う事にも繋がります。考古学や鉱山の専門家はいらっしゃいますか。慎重に検討して欲しいです。</p> <p>(162) 川西市教育委員会の報告書が準備書には活かされていない。</p> <p>(163) 市教育委員会の調査報告が「準備書」の「文化財調査結果」に活かされていない。市教育委員会は国崎地区が鉱山遺跡として「周知の埋蔵文化財包蔵地に当たるので、開発に際して文化財保護法第52条2」に基づいて、事前分布調査が行われた。その分布調査の成果が「報告書」としてゴミ処理施設組合に提出された(10月21日)。しかし、組合が発表した「準備書」の「文化財調査結果」には教育委員が指摘した重要な調査成果が反映されていない。文化財の保存活用の直接の責任は教育委員会です。その教育委員会の報告書が軽視されたことは重大な問題です。</p> <p>(164) 市教育委員会の報告は無視したのでしょうか。</p>	<p>(70) 川西市教育委員会が文化財保護法に基づき行い、施設組合に提出した「分布調査成果報告書」が反映されていない。</p>
<p>(165) 新しく作る搬入道路の間歩や鉱脈の調査はされているのでしょうか。まだでしたらして下さい。</p>	<p>(71) 新しく作る搬入道路の間歩や鉱脈の調査はされているのでしょうか。まだでしたらして下さい。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(166) 大気の大気逆転層による影響の問題について、準備書では大気汚染の項で、地上と上層の気象調査が報告されている。「最多風向は北の風で、特に秋季及び冬季で強度の逆転層が確認されました」と明記されている。以前に大阪の生駒山山麓の額田、瓢箪山付近が大気汚染濃度が高く、喘息患者が多数発生していることが問題になった。調査の結果、逆転層ができて大阪湾の工業地帯から吹いてくる西風が生駒山脈に当たっても、拡散せずに滞留するのが原因であったようである。</p> <p>狭い谷筋の底に造られたごみ処理施設の煙突から出される排出ガスは、この逆転層のために長期間滞留すると予想される。1日に235トンのごみを24時間燃やし続けて発生する排出ガスの量は膨大である。狭い谷道を毎日1市3町から、ごみを運搬してくるトラックからの排出ガスも相当量になる。</p> <p>焼却施設排ガスの予想結果(長期濃度予測と短期濃度予測)では、「二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類の予想濃度はともに環境保全目標を下回っています」としている。しかし都市部における大気汚染濃度と健康被害の発生状況を見れば、環境基準を下回っているから健康被害が多数起こらないということはいえない。特に強い逆転層が長期に続いた時、人間や生物にとって大きな影響を与える可能性がある。特に冬場は有害物質を吸収する樹木の葉もなくなる。外国では逆転層ができる地域には、このような施設は造らないのが常識である。</p> <p>(167) 風向きで逆転層が出来ることが分っている場所に作るというのは納得できない。</p> <p>(168) 気象学上、逆転層ができるような地形には普通焼却炉は作らないと聞きます。その点でも如何なものでしょうか。</p> <p>(169) 春夏秋冬各8日間、計32日間の調査において、例外なくどの日にも逆転層が発生していることは重大である。「上層に強い逆転層が存在する場合には、ちょうど上空に蓋をしたのと同じような状態になり、上空への拡散が妨げられる現象が発生する可能性がある」と準備書も書いている。事業予定地は標高約200m、周囲を600m級の山がとり囲んでおり、調査結果によると、逆転層の出現頻度は高度0~500mで一番高いので、懸念される現象が生じる可能性大といわなければならない。「山火事があったとき、煙が数日間抜けなかった」という地元の人たちの証言はそれを裏付けていると思う。特に冬季調査では早朝に「比較的強度の気温の逆転が発生している」(準備書)とあり、建設予定地は朝霧がよく発生する地域であることを考慮すると、霧が焼却炉の煙突から出る煙と合体してスモッグとなる可能性がある。数式による計算は、一般的な地形に対する予測であり、その計算だけで「周辺住民の日常生活に支障を生じないものと評価する」(準備書)といわれても、単純には信じられない。事業予定地のような複雑な地形における影響は、このような予測式だけでは不十分である。</p> <p>(170) 逆転層の有ることも知りました。外国ではそういうところには許可をだしません。</p> <p>(171) 逆転層ができるところに焼却場を造ることを外国では法的に禁止されているとのこと。少しでも危険が予測される場所には造るべきではない。</p> <p>(172) 環境アセスでは、「秋と冬で強度の逆転層が確認された」となっており、調査は四季各7日間である。強度の逆転層であるのに、通常日数の調査では不十分である。私は約50年間黒川の地に住んでおり、秋から冬、春先までよく逆転層と思われる状況を目にする。仮想焼却場の排ガス影響範囲を5km四方と準備書に記載されて</p>	<p>(72) 焼却施設排ガスの予想結果(長期濃度予測と短期濃度予測)では、「二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類の予想濃度はともに環境保全目標を下回っています」としている。しかし都市部における大気汚染濃度と健康被害の発生状況を見れば、環境基準を下回っているから健康被害が多数起こらないということはいえない。特に強い逆転層が長期に続いた時、人間や生物にとって大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>(73) 一般的な地形に対する予測であり、その計算だけで「周辺住民の日常生活に支障を生じないものと評価する」(準備書)といわれても、単純には信じられない。事業予定地のような複雑な地形における影響は、このような予測式だけでは不十分である。</p> <p>(74) 逆転層ができるところに焼却場をつくることを外国では法的に禁止されているとのこと。少しでも危険が予測される場所にはつくるべきではない。</p> <p>(75) 当市予定の焼却場は、半地下である上煙突が低く周囲も山に囲まれている地形である。煙が拡散されにくく低所に集まるため悪影響である。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	意見の概要
住 民 意 見	
<p>おり、この数値からすると黒川地区全域が対象となり排ガスが拡散されにくく、大気汚染物質を黒川住民が吸うため公害の村となる。住民を苦しめる 24 時運転の焼却場ではないか？</p>	
<p>(173) 排ガスの影響は、煙突の高さにも、周囲の山あいにも関係があり煙突が高いほど煙が拡散される。他都市では相当高所にあるが、当市予定の焼却場は、半地下である上煙突が低く周囲も山に囲まれている地形である。煙が拡散されにくく低所に集まるため悪影響である。</p>	
<p>(174) 大気汚染について、予定地は山間の複雑地形で、以前このあたりで山火事があったとき数日間煙が滞留したと地元の人たちが言っています。すぐ川下の知明湖では冬場霧が立ちこめ湖面が見えない日が多くあります。今回行われた調査は、地上気象は長さ 10m のポールに風向風速計や気温計、湿度計を取り付けて 1 年間観測、上層気象は気球に吊り下げたラジオゾンデを使って上空の気温や風向高速を 4 季各 7 日間観測しただけです。この調査に関してもっと詳しいデータが取れるように、地上気象の観測には超音波風向風速計を、上層気象の観測にはドップラーソーダを使い通年の観測調査をお願いしましたが、観測開始時点で計画しておらず予算措置が困難で実施出来ないと断られました。煙の滞留に関して説明会で「再現不能、検証の手法なし」と言われたのですが、同席していたコンサルタントがシミュレーションなどで検討は可能と言われたので何とか風の場の想定はしてもらえることになりました。しかしこの予定地のような複雑で狭い地域の特異な空気の流れを一般のマニュアルに当てはめるのは無理で、容易に実施出来るもっと優れた手法があってもしない対応も含めて問題です。</p>	
<p>(175) 秋季及び冬季で強度の逆転層が確認されたとあるが当地区に及ぼす大気汚染の影響はどうか。</p>	
<p>(176) 黒川地区は深い谷あいにある関係上、排ガスが盆地の様に一様に拡がらず、排ガスの山への衝突により複雑な風の影響により強い逆転層が生じアセスメントで計測されたような単純な計算式では納得出来ない。長い期間の調査が必要ではないのか。</p>	
<p>(177) 気象状況 逆転層が 0～500m で年間 44% も逆転層が生じるとい調査結果は、全国的な問題になった能勢町の旧焼却場の立地に類似していることを軽視してはいけなんでしょう。建ててしまってから問題が発生してはどうしようもないのでは？</p>	
<p>(178) 逆転層の影響が地形の関係で、大変気になります。一市三町分の大型施設では広範囲になり、予測はあくまでも予測で、建物を造ってからでは、色々な意味で能勢の二の舞になりかねません。</p>	
<p>(179) 逆転層について、調査報告では四季 7 日間の調査であり調査日数が不十分ではないかと思われる。なお、組合の環境影響評価準備書の説明会における逆転層に関する質問への回答で逆転層発現の頻度は 44% であったとのことであり、逆転層発現における排ガス等によるダム湖及び周辺地域に及ぼす環境負荷が大きいと考えざるを得ないのである。 なおつけ加えるならば、このような施設（ごみ処理施設等）は逆転層発現多発地域には一般的には建設しないことが常識となっている。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(180) 大気汚染濃度の予測において、工事機械によるもの、工事車両によるもの、ごみ収集・運搬車両によるもの、焼却施設の運用に伴うものなど、それぞれに分けて影響度を記載し評価している。これでは工事機械の稼働に伴うものと工事車両の運行に伴うものは別々の年度に実施する（又は、全く影響の及ばない別々の地域で実施する？）計画となるが、このように個別に影響したことには作意を感じます。工事機械の稼働と工事車両の運行は同時併行的に同一事業として実施されるものであるから、双方の影響度は合算して表示するのが一般的であると思うが貴組合の理念は何処にあるのでしょうか。</p>	<p>(76) 工事機械の稼働と工事車両の運行は同時併行的に同一事業として実施されるものであるから、双方の影響度は合算して表示するのが一般的であると思うが貴組合の理念は何処にあるのでしょうか。</p>
<p>(181) 焼却施設の稼働・運用とごみ収集・運搬車両の運行も同時並行的に実施されるものであるから複合して表示するのが一般的と思うが、貴組合が別々に記載し個別に評価した理念を説明して下さい。</p>	<p>(77) 焼却施設の稼働・運用とごみ収集・運搬車両の運行も同時並行的に実施されるものであるから複合して表示するのが一般的と思うが、貴組合が別々に記載し個別に評価した理念を説明して下さい。</p>
<p>(182) 大気汚染による環境影響調査の範囲を5kmと記されているが、通常7kmに広めて調査するのが妥当ではないか。</p> <p>(183) 排ガスに影響範囲について、廃掃法第8条2項2では、許可の基準等として「施設に係る周辺地域の生活環境及び環境省令で定める周辺施設の適正配慮がなされたもの」とし、生活環境影響調査指針を設けている。この指針の排ガスによる影響の調査対象地域の設定モデルが示されているが、それによると焼却炉の規模や煙突の高さによって設定されている。アセスの計画書が策定された時点では焼却炉規模、機種などは選定されていない。アセス調査終了後に焼却炉の規模（日時）や機種選定（日時）がなされている。今回の準備書では、半径5キロとして長期予測を行っているが、設定モデルとの違いを指摘できるのでは。但し設定モデルを準用しようにも煙突の高さが決まっていないので本末転倒ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画書の段階での影響エリアは風下3kmで設定 ・準備書は5km四方に 	<p>(78) 生活環境影響調査指針の排ガスによる影響の調査対象地域の設定モデルが示されているが、それによると焼却炉の規模や煙突の高さによって設定されている。今回の準備書では、半径5キロとして長期予測をおこなっているが、指針と違っているのではないか。</p>
<p>(184) 一番大切なことは市民が安心して、これなら大丈夫と思うことではないでしょうか。ダイオキシン等化学汚染は絶対大丈夫ですか。</p>	<p>(79) ダイオキシン等化学汚染は絶対大丈夫ですか。</p>
<p>(185) 国崎小路地区の焼却施設設置計画地はゴミ焼却場予定地周辺の住民は1番に空気が汚染される。</p>	
<p>(186) 大気汚染について、事業の目的に「ごみ処理施設から排出される有害物質等による環境負荷を現状より低減させるとともに」とあります。また、説明会では「現状より改善することが分かりにくい」「環境保全目標に対して、アワズメントになっているのではないかと」の声がありました。そこで下記の提案をします。</p> <p>計画の焼却施設の処理フロー（図2-3）による排ガス質の予測値（または、同様フローの他事業所の実績値）を、排ガス基準値と対比して示して下さい。</p> <p>現在の川西市北部処理センターの排ガス実績値と上記計画施設の予測値から、大気汚染負荷量を低減させる効果（年間負荷量及びごみ原単位負荷量について）を示して下さい。</p> <p>表4-7及び4-8では、計画施設の供用により、地上最大着地予測濃度が現況濃度よりアップしており、実際的ではありません。そこで、北部処理センター停止による効果を加味して、実際にどの程度の地上最大着地濃度が期待できるかを示して下さい。</p>	<p>(80) 計画の焼却施設の処理フロー（図2-3）による排ガス質の予測値（または、同様フローの他事業所の実績値）を、排ガス基準値と対比して示して下さい。</p> <p>現在の川西市北部処理センターの排ガス実績値と上記計画施設の予測値から、大気汚染負荷量を低減させる効果（年間負荷量およびごみ原単位負荷量について）を示して下さい。</p> <p>表4-7及び4-8では、計画施設の供用により、地上最大着地予測濃度が現況濃度よりアップしており、実際的ではありません。そこで、北部処理センター停止による効果を加味して、実際にどの程度の地上最大着地濃度が期待できるかを示して下さい。</p>
<p>(187) 現在の大気質の調査数値は各々下回っているとなっているが焼却場稼働後の各数値はどのような数値になるのか。</p>	<p>(81) 現在の大気質の調査数値は各々下回っているとなっているが焼却場稼働後の各数値はどのような数値になるのか。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(188) 有害重金属が焼却炉から出ています。有害重金属は、実に多様な日用品に使われています。 クロム：ボルト類、燃料パイプなどのさび止め、皮のなめし剤 鉛：バッテリー、基盤ハンダ、触媒剤、塗料、合成原料、添加剤、絵の具や薬品のチューブ 水銀：液晶メーター、体温計、蛍光管、歯科治療のアマルガム、朱肉 カドミウム：電池、電子部品、ICチップ、塗料、顔料、塩ビ安定剤、合金、メッキ 鮮やかな色の印刷物には、原料として重金属は使われることが多いのです。問題は、これらの多くが、気付かれないままにごみとして出され、焼却炉に投げ込まれていることです。日本の新炉の焼却炉のアセスには、重金属の予想排出量や種類などの項目がありません。水源地の直近上流に建設されるのですから、とても不安です。</p>	<p>(82) 有害重金属は、実に多様な日用品に使われているため、有害重金属が焼却炉からでています。</p>
<p>(189) 新ごみ焼却場が供用された後の廃棄物運搬車両の走行に伴う影響について、毎日、ごみの運搬車が走行するわけですから、大気汚染について心配しています。影響予測では平均で出しており、環境保全目標はクリアしていますが、空気のきれいな環境が現在より悪化するのには目に見えています。</p>	<p>(83) 毎日、ごみの運搬車が走行するわけですから、大気汚染について心配しています。影響予測では平均で出しており、環境保全目標はクリアしていますが、空気のきれいな環境が現在より悪化するのには目に見えています。</p>
<p>(190) 事業の実施に伴う大気汚染などの影響予測に際して最も重要な現地の気象に関する調査について、計画地点で連続的に調査（1年間で約8760回の測定ができる）してきた風向・風速のデータを利用せず、周辺の5地点で実施した四季各7日間（670回程度の測定）の調査結果と同時期に行われた高層気象観測（225回程度の測定）データで風況の設定や計算の諸元を定めている。 元々“事業予定地で通年の気象調査を実施し、気象の状況を把握するため、この地域特有の気象条件を反映した予測が行える”とした1年間に亘る膨大なデータがあるにも関わらず、それを放棄して数少ない観測データで年間の影響などを評価しているのだから、その各季7日間のデータが、それぞれ当該シーズンの気象を代表できるものであることを証明するのが当然であるが、そのような検討結果は全く示されていない。 また、そこで予測された数少ない予測濃度で、環境基準を物指しとした評価ができるとする論理は何処からきたのでしょうか。事例は全く示されていません。 説明会で“川西市役所の年間測定値と当該期間の測定値を比較検討した”というが、大気拡散場の最も重要な条件である気象条件の設定について、年間の測定データと当該期間の測定データを比較検討・評価した結果が全く示されていない。</p>	<p>(84) 周辺の5地点で実施した四季各7日間（670回程度の測定）の調査結果と同時期に行われた高層気象観測（225回程度の測定）データで風況の設定や計算の諸元を定めている。1年間に亘る膨大なデータがあるにも関わらず、それを放棄して数少ない観測データで年間の影響などを評価しているのだから、その各季7日間のデータが、それぞれ当該シーズンの気象を代表できるものであることを証明するのが当然であるが、そのような検討結果は全く示されていない。大気拡散場の最も重要な条件である気象条件の設定について、年間の測定データと当該期間の測定データを比較検討・評価した結果が全く示されていない。</p>
<p>(191) 大気環境濃度は気象条件の他に排出源と排出条件の変動も重要な関係にあるので、大気汚染の濃度を物指しとして扱うならば、年間の膨大な排出源（固定・移動その他の発生源を含む）とその排出実態を把握してその比較検討も必要となるが、そのような検討をされているのでしょうか。そのような検討結果も全く示されておりません。</p>	<p>(85) 大気環境濃度は気象条件の他に排出源と排出条件の変動も重要な関係にあるので、大気汚染の濃度を物指しとして扱うならば、年間の膨大な排出源（固定・移動その他の発生源を含む）とその排出実態を把握してその比較検討も必要となるが、そのような検討をされているのでしょうか。そのような検討結果も全く示されておりません。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(192) 野外拡散実験は“現地の大気質の広がり方を調査し、予測に用いるパラメータが妥当であるかまたは安全側であるか確認し、必要に応じて拡散幅の補正など現地に即した予測を行う特性を把握し、数理モデルの拡散計算において拡散幅の修正などを実施する”としながら、予測計算の5倍を超える高濃度が生じているにも関わらず、“ほぼ傾向が一致しており濃度パターンをよく再現している”など観念的な表現で誤魔化しているとしか表現のしようがありません。数理計算モデルを金科玉条にしていながら、その評価に定量的な物指し(整合性の適否の判定基準)をもたないのは数理計算モデルに自信がないからではないでしょうか。</p> <p>野外拡散実験と計算予測の対比においては、当該地点毎に実測値と予測値の対比をした散布図を作って相関関係の検討を行い、仮に相関係数が1に近くても、回帰係数が1からかけ離れている場合には予測側の拡散係数の修正などの補正を行うべきものと考えますが、そのような検証は全く示されていない。</p> <p>(例えて言えば“靴のオーダーメイドを依頼して人が、靴の踵から爪先までの向き、親指の位置・大きさや全体の広がりなどが全く合わないと言ったところ、メーカー側は最新の数理計算モデルで計算し作成したので合わないのは足が可笑しいのでは?それでも足の形が似ているのからよいではないか”と言っているようなもので、何か主客転倒していませんか?)</p>	<p>(86) 野外拡散実験の検証において、予測計算の5倍を超える高濃度が生じているにも関わらず、“ほぼ傾向が一致しており濃度パターンをよく再現している”など観念的な表現で誤魔化しているとしか表現のしようがありません。野外拡散実験と計算予測の対比においては、当該地点毎に実測値と予測値の対比をした散布図を作って相関関係の検討を行い、仮に相関係数が1に近くても、回帰係数が1からかけ離れている場合には予測側の拡散係数の修正などの補正を行うべきものと考えますが、そのような検証は全く示されていない。</p>
<p>(193) 予測計算値を実測値に近づけるために現地で実測されたエアートレーサー物質の放出口高度付近での風向や風速を無視して、風向・風速の条件を架空の数値に変更するなどしているが、そこまでも整合性がとれず上記の観念的な表現に終始せざるを得なかったことは誠に反省すべき点ではないでしょうか。</p>	<p>(87) 予測計算値を実測値に近づけるために現地で実測されたエアートレーサー物質の放出口高度付近での風向や風速を無視して、風向・風速の条件を架空の数値に変更するなどしているが、そこまでも整合性がとれず“ほぼ傾向が一致しており濃度パターンをよく再現している”などの観念的な表現に終始せざるを得なかったことは誠に反省すべき点ではないでしょうか。</p>
<p>(194) 直接的な実測値や間接的な他機関の観測値などを活用して、もっと精度の高い予測・評価を実施して戴きたいと思っております。また、各種のデータを統計的に検討して利用する場合には、そのサンプルの数、相関関係の強弱を示す相関係数、回帰係数、また信頼度の評価となるばらつき(標準偏差)などが、散布図とともに呈示されていることが必要となりますので、そのような検討資料も添付して下さい。</p>	<p>(88) 各種のデータを統計的に検討して利用する場合には、そのサンプルの数、相関関係の強弱を示す相関係数、回帰係数、また信頼度の評価となるばらつき(標準偏差)などが、散布図とともに呈示されていることが必要となりますので、そのような検討資料も添付して下さい。</p>
<p>(195) 大気汚染の影響予測で最も重要な諸元は、汚染物質を拡散・希釈していく媒体が風であることである。従って大気の流れ、大気の流れの状況などを十分に把握する必要がある。数理計算モデルでは風況の整合性の証明として標高500mの風(年間でも約225回程度の測定しかない)を基準とし、周辺の5地点で四季7日間実施した地上10mの風のデータ(上空風と対比できるものは上空風の測定がある時間帯のみ)の風速比を比較し、しかも5地点の平均値で予測値と対比して整合性ありとしているようであるが、夫々の数値には相当な開きがあるにも関わらず、定量的な判定基準とその検定結果が示されていない。</p> <p>周辺5地点の風は同じ時間帯に於いても、風向や風速がそれぞれ異なるものであるから、一般には地点毎に同じ時間帯の風向対比及び風速対比の検討を行って評価するものであるが、そのような検討は全く示されておらず、また風向・風速の異なる各地点の風を平均して得られたものは物理的にどんな意味があるのか全く理解できない。物理的な意味も含めて論理的に説明して下さい。</p>	<p>(89) 数理計算モデルでは風況の整合性の証明として標高500mの風(年間でも約225回程度の測定しかない)を基準とし、周辺の5地点で四季7日間実施した地上10mの風のデータ(上空風と対比できるものは上空風の測定がある時間帯のみ)の風速比を比較し、しかも5地点の平均値で予測値と対比して整合性ありとしているようであるが、夫々の数値には相当な開きがあるにも関わらず、定量的な判定基準とその検定結果が示されていない。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(196) 逆転層の発生頻度が非常に多く、かつその上限高度も300～500m程度と低く、風も無風～弱風の時間が多く焼却施設の排煙を閉じ込めてしまう条件を十分に備えていると思います。</p> <p>さらに、逆転層の継続時間も十数時間に及ぶものが殆どであり当該施設からの排煙は十分に拡散されないまま知明湖の周辺に滞留することが十分に予測されるにも関わらず、有風時と無風時に分類し無風時には単純なパフモデルで短時間値を算出しあとは発生頻度を乗ずるといふ誠に稚拙な手法をとっている。</p> <p>高層気象観測の結果では秋・冬の逆転層の発生頻度は50%を超えるほど多発しているにも関わらず、無風の出現頻度は年間でも13%程度と非常に少なくなっている。これでは逆転層発生時の影響が十分に予測に反映されているとは言えないと思います。</p> <p>計画地点のように、谷合に煙が流れ込むような地形で、しかも逆転層高度が低く、無風～弱風が継続している場合には継続時間の全てを対象としたトラジェクトリー的な拡散予測をしないと実態に近い予測ができないと思います。また逆転層の消滅時には、逆転層の継続時間を含めたいぶし現象としての濃度予測が必要ではないかと思えます。</p>	<p>(90) 逆転層の継続時間も十数時間に及ぶものが殆どであり当該施設からの排煙は十分に拡散されないまま知明湖の周辺に滞留することが十分に予測されるにも関わらず、有風時と無風時に分類し無風時には単純なパフモデルで短時間値を算出しあとは発生頻度を乗ずるといふ誠に稚拙な手法をとっている。</p> <p>計画地点のように、谷合に煙が流れ込むような地形で、しかも逆転層高度が低く、無風～弱風が継続している場合には継続時間の全てを対象としたトラジェクトリー的な拡散予測をしないと実態に近い予測ができないと思います。また逆転層の消滅時には、逆転層の継続時間を含めたいぶし現象としての濃度予測が必要ではないかと思えます。</p>
<p>(197) 説明会では“焼却施設は点検・補修などのため1台運転の時もあるが2台運転を続けた時が最も環境負荷が大きくなるので、2台連続運転として予測した”と説明されているが、1台運転の時間も相当あることも認められている。その時には排煙の排出速度が遅くなり、山越え気流や強風によるダウンウォッシュの発生頻度が高くなるので、そのような条件の出現率の算定と環境影響濃度の予測を行うべきものと考えます。そのような条件は発生しない、あるいはダウンウォッシュ時にも高濃度が出現しないと言えますか。気象条件との関係で説明して下さい。</p>	<p>(91) 1台運転の時間も相当あることも認めている。その時には排煙の排出速度が遅くなり、山越え気流や強風によるダウンウォッシュの発生頻度が高くなるので、そのような条件の出現率の算定と環境影響濃度の予測を行うべきものと考えます。そのような条件は発生しない、あるいはダウンウォッシュ時にも高濃度が出現しないと言えますか。気象条件との関係で説明して下さい。</p>
<p>(198) 数理計算モデルを金科玉条にしていますが、全てが理論的に成り立っているのではなく、その中の境界条件や導入する諸元によって答えは全く異なるものになるので、そこで導入される諸元・諸条件は現地で取得された観測・調査結果に忠実でなければならないと思います。このような諸元・諸条件を初心に還って十分に検討し、誰にでも納得できる説明をして下さい。</p> <p>計画地点のように複雑な地形に囲まれている地形で影響濃度を予測する場合には、数理モデルの他に拡散風洞実験や水理実験などを実施して相互に補完していくのが一般的だと思いますが、数理計算モデルだけで十分だとした根拠を説明して下さい。また、これを請け負われた会社は数理計算モデルが複雑地形の地域で十分に整合性のとれた予測が出来たと立証できる先行事例を具体的に呈示して下さい。</p>	<p>(92) 計画地点のように複雑な地形に囲まれている地形で影響濃度を予測する場合には、数理モデルの他に拡散風洞実験や水理実験などを実施して相互に補完していくのが一般的だと思いますが、数理計算モデルだけで十分だとした根拠を説明して下さい。また、これを請け負われた会社は数理計算モデルが複雑地形の地域で十分に整合性のとれた予測が出来たと立証できる先行事例を具体的に呈示して下さい。</p>
<p>(199) 工事中機械、工事中車両、ごみ収集・運搬車両についても硫酸化物の排出があると思いますがその影響予測がないのは何故でしょうか？</p>	<p>(93) 工事中機械、工事中車両、ごみ収集・運搬車両についても硫酸化物の排出があると思いますがその影響予測がないのは何故でしょうか？</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	意見の概要
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(200) 建設予定地が水源に近く、飲み水を汚染する可能性があります。</p> <p>(201) 命の源である「水」60万人余の飲み水の水源であるダムに至近に広域ごみ焼却施設を設置する事は水源の汚染につながるため反対します。環境影響評価書では“現在”は問題の無い数値となっていますが、耐用年数から考えて最低でも25年～30年以上と長期に渡り使用されるわけで、排出される汚染物質が蓄積されその影響がどうなるのか、という検討評価がなされていない。準備書の中でダイオキシン類底質中の数値が大阪府下で堆積されると考えられる基準値をオーバーしている事が表されている。地形的にみても、調査した逆転層の発生頻度を考えると相当量堆積される事により出てくる影響の考察検討をして下さい。私達の孫、その又孫達が将来的に安心して利用出来る環境を守らなくてはならない、安全な水が飲める様水源の汚染の無い場所に設置する事を要望します。</p> <p>(202) 飲水の一庫ダムの上流に予定されてます。ダイオキシンが発散されると考えられます。</p> <p>(203) 水がダイオキシンで汚染される。自然がダイオキシンで汚染され破壊される。</p> <p>(204) 秋、冬季に強度の逆転層が確認されているそうですが知明湖の水質汚染の危惧を感じております。</p> <p>(205) アセスのあらましの中で、秋季及び冬季強度の逆転層が確認されたとありますが、真下にあるダム湖への排ガスの影響については何も触れていません是非調査の上明らかにしてください。</p> <p>(206) 予定地は阪神間の水道水源となっている知明湖のすぐ上流にあります。ここでは毎年アオコが大量に発生して住民は水質の悪化を心配しています。これに追い打ちをかける形でさらに汚染が追加されることは住民の健康を脅かします。いくら厳しい排出基準を設けたとしてもゼロにはならず、長い期間止まることなく排出され続ける汚染物質が知明湖を汚染しないと誰が言えるのでしょうか？もし悪い影響がでてきたときどんな対策が取れるのでしょうか？</p> <p>(207) 国崎小路地区にゴミ処理施設を作ることは、住民の飲み水を汚染する恐れがある。炉の煙突から排出されたダイオキシン等の影響により奇形魚が見つかった。その為、住民の命と健康に大きな不安を与える。</p> <p>(208) 逆転層が発現がダム湖との関連について示されていない。逆転層の影響で排ガスがダム湖に及ぼす環境負荷が大きいと思われるが。</p>	<p>(94) 命の源である「水」60万人余の飲み水の水源であるダムに至近に広域ごみ焼却施設を設置する事は水源の汚染につながるため反対します。排出される汚染物質が蓄積されその影響がどうなるのか、という検討評価がなされていない。地形的にみても、調査した逆転層の発生頻度を考えると相当量堆積される事により出てくる影響の考察検討をして下さい。</p>
<p>(209) 環境アセスでは黒川地区の井戸水調査項目が記載されていないと思った。当地区では、井戸水を飲料としていることもあり水道水のみを使用しているものではない。逆転層により排ガスからの環境負荷が大きいと考える。(井戸水、一庫ダムの水、さらに山の湧水等)</p> <p>(210) 地下水汚染については上水道の取水施設がありダイオキシン等の流出の懸念大である。</p>	<p>(95) 環境アセスでは黒川地区の井戸水調査項目が記載されていないと思った。当地区では、井戸水を飲料としていることもあり水道水のみを使用しているものではない。逆転層により排ガスからの環境負荷が大きいと考える。(井戸水、一庫ダムの水、さらに山の湧水等)</p> <p>(96) 地下水汚染については上水道の取水施設がありダイオキシン等の流出の懸念大である。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(211) 坑道跡の改変により、鉱石（銀、銅）に含む成分（水分）が河川に流入することが予測される。これらの調査と対応方法を明記すべきである。</p> <p>(212) 山を大きく削ることによる土壌からの有害物質流失の問題について この事業区域には、銅・銀採掘の旧坑道が10ヶ所見つかっている。この一帯の土壌には銅・銀だけでなく、鉛・水銀・砒素・カドミウム等の有害重金属類が多量に含まれていると言われている。土壌の現況調査はボーリングは行わず、深さ5cmの表土しか実施していない。しかも広大な事業区域内では1ヶ所だけである。 準備書では土壌汚染は「鉛が環境基準を超えて流出している」としているだけで、各重金属の含有量を明記していない。説明会での質問では、鉛110、銅170、総水銀41、砒素24、カドミウム5.9 mg/ℓの回答を得ている。準備書に掲載されている「水質汚濁に係る環境基準」では、カドミウム、鉛、砒素は各0.01mg/ℓ以下で、1ℓ中に1gの10万分の1以下の量で、総水銀は0.0005mg/ℓである。「土壌の汚染に係る環境基準」もそれと同値である。これには農用地での米1kgに含まれる重金属類の基準値が示されており、カドミウム1mg未滿、砒素15mg未滿、銅125mg未滿である。この環境基準を比べてみると、事業区域の土壌は表土だけでも、鉛は1万1千倍、総水銀は8万倍、砒素は2400倍、カドミウムは590倍も基準を超えているのである。 水銀は水俣病で（有機水銀）、カドミウムはイタイイタイ病で（三井神岡鉱山）、砒素は宮崎の土呂久公害で（松尾鉱山）、銅は足尾銅山の鉱毒水で大きな被害を出した、極めて毒性の強い有害物質である。鉛も脳、神経、血液、胃腸、腎臓等に障害を起こす怖い物質である。雨が降れば、これらの有害物質が一庫ダムに多量流れ込み、それを飲料水にしている住民や猪名川流域の田畑に甚大な影響を与えるのは必至である。</p> <p>(213) 私たちの水がめの上に、危険性のある、ごみ処理場は言語道断である。すでにある北部処理場も完全に安全とはいえない。予定地の間歩は高い砒素含有量を示しており、工事で重金属汚染のおそれあり。（神戸大学発達科学部 研究紀要第11巻第1号（2003）今田田結庄論文）</p> <p>(214) 銅を産出した後が残っているということはまだ銅が残っているということ。その地域をわざわざ掘ったり大型機械を使って作業をして、銅が流れ出た場合水に、含まれると、体を害すると思う。もっと専門の学者の意見を聞き、対処してほしい。</p> <p>(215) 焼却施設設置計画地は銅等の坑道跡が多数あり、しかも精錬所もあって焼却場建設の為に、掘り返せば大量の鉱毒が流出する恐れがある。よって調査は十分にすよう要求する。</p> <p>(216) 事業計画予定地は上水道の水源となっているダムの直近上流であるだけでなく、古い銀銅山地帯にあるために建設用地の造成工事による鉱毒による被害の心配がある。建設用地はV字谷の底を埋め立てて造り、それに必要な土砂は他から搬入するのでなく、現地の斜面を切り取って調達すると聞いている。準備書は10ヶ所の坑道跡が造成工事によって改変を受けるといっているが、現状でも「造成区域における土壌調査の結果、鉛が環境基準値を超過していた」（『森の泉』第6号）というのだから、心配である。準備書は「汚染土壌の分布域を把握するための詳細調査」を事業実施段階で行うというが、ここで計画されている事業実施の影響を予測することがすなわち環境影響評価であり、その結果はきちんと評価書に書かれなければならない。また汚染土壌の分布域だけでなく、埋め立てによる造成の影響予測、造成用土砂</p>	<p>(97) 事業計画予定地は上水道の水源となっているダムの直近上流であるだけでなく、古い銀銅山地帯にあるために建設用地の造成工事による鉱毒による被害の心配がある。準備書は「汚染土壌の分布域を把握するための詳細調査」を事業実施段階でおこなうというが、ここで計画されている事業実施の影響を予測することがすなわち環境影響評価であり、その結果はきちんと評価書に書かれなければならない。また汚染土壌の分布域だけでなく、埋め立てによる造成の影響予測、造成用土砂採取の環境への影響予測も必要である。その上で、河川等水質への影響を抑えるためにどのような対策をおこなうのかを詳細に明らかにしてほしい。</p> <p>(98) 準備書は、当該施設建設によってもたらされる砒素をふくむ重金属汚染についての環境影響評価を行うことは不可能です。その理由は、環境影響要因(準備書表3-1)の抽出にあたって、施設建設予定地の地質・地下構造について課題意識がなく、そのため、環境に影響を与える要素として調査対象項目にあがっていないことにあります。したがって、施設等の建設による土地の改変により、当該区域内にあると考えられる鉱床等へどのような影響をおよぼすかの疑問に答えるものとはなり得ません。神戸大学の調査をもとに判断すると、坑道閉鎖後から現在まで、僅かつながら鉱床等から砒素をふくむ重金属類が溶出していることが考えられます。ごみ処理施設建設のために予定地を掘削すれば、工事中は勿論、工事終了後も長期間に渡って重金属による環境汚染をもたらす懸念があります。</p> <p>(99) 現在、鑛床は動かさない限り安泰であり、坑道内の鉱毒は坑内貯水（沈殿池の役割）によって沈静化している。しかし、再び、鑛床を工事によって作動することになれば工事完了後も金属鉱石、浮遊物などの水溶物が溶出することは間違いない。この予定地内にはさらに数か所の間歩が存在するので、将来、施設建設に着手した場合、土地改変により坑道の露出を招き、重金属汚染をもたらす懸念がある。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>採取の環境への影響予測も必要である。その上で、河川等水質への影響を抑えるためにどのような対策を行うのかを詳細に明らかにしてほしい(準備書の施設配置計画図に書かれている程度の小さな調整池で、その機能が果たせるのか疑問である)。</p> <p>(217) 環境影響評価準備書は、ごみ処理施設建設予定地内の掘削によって鉱毒の溶出を招く危険性があることについてまったく調査が行われていないため、ごみ処理施設建設により重金属汚染が引き起こされる懸念が払拭されない。</p> <p>当該広域ごみ処理施設建設予定地一帯は、多田銀銅山の一部として奈良時代から銅の採掘が行われてきた場所です。現に、川西市教育委員会の調査により施設建設予定地を含め周辺には69ヶ所の採掘坑(間歩)跡並びに採掘排出岩石(ズリ)堆積箇所が確認されています(川西市国崎小路地区埋蔵文化財分布調査報告2003年)。銅鉱床・鉱脈は銅以外に鉛・亜鉛・砒素等を含有していることは広く知られているところです。多田銀銅山に関する江戸時代の文献に鉱毒問題が発生していたことを伺わせる記述もあります。</p> <p>上記のことに関わって、造成予定区域内を流れる田尻川支流小路谷の底質から高濃度の砒素が検出されたとの報告(神戸大学発達科学部研究紀要2003年)があると聞き及びます。以前、田尻川から背骨の曲がった魚が捕獲されたことが新聞報道されましたが、その原因が何か調査されたとの話は聞きません。永年、僅かつつ、鉱床・鉱脈又は間歩内(以下、「鉱床等」という)から溶出した砒素等の鉱毒が河川の泥土に残留し、食物連鎖の中、魚の体内で濃縮された結果生育に影響を及ぼしたのではないかとの推測もできます。</p> <p>(218) 準備書は、当該施設建設によってもたらされる砒素を含む重金属汚染についての環境影響評価を行うことは不可能です。その理由は、環境影響要因(準備書表3-1)の抽出にあたって、施設建設予定地の地質・地下構造について課題意識がなく、そのため、環境に影響を与える要素として調査対象項目に挙がっていないことにあります。したがって、施設等の建設による土地の改変により、当該区域内にあると考えられる鉱床等へどのような影響を及ぼすかの疑問に答えるものとはなりません。</p> <p>神戸大学の調査をもとに判断すると、坑道閉鎖後から現在まで、僅かつつながら鉱床等から砒素を含む重金属類が溶出していることが考えられます。ごみ処理施設建設のために予定地を掘削すれば、工事中は勿論、工事終了後も長期に渡って重金属による環境汚染をもたらす懸念があります。鉱毒が溶出する事態になれば、一庫ダムの水源が汚染されることになり、そのことは即ち、飲み水を通して長い将来にわたって川西市民の健康が重金属類により害されることを意味します。ごみ処理施設建設によって市民の健康が損なわれるようなことは、あってはならないことです。もし、そのような事態になった場合、誰が民事上の責任を負うのかという問題も発生します。</p> <p>昨今、飲み水の安全性について市民の関心は高まっています。このことに関わって、造成予定区域内河川の底質から検出されたといわれる重金属はどこから来たものか、背骨が曲がった魚は何が原因でそうなったのか、ごみ処理施設建設予定地を掘削することによって重金属汚染をもたらす危険がないのか等々、ごみ処理施設建設に対して市民の間に不安が惹起されています。これら市民の不安・疑問について猪名川上流広域ごみ処理施設組合が説明責任を負うことは明白です。</p> <p>市民の不安を払拭し、将来に渡って市民健康を守るため、専門家による更なる詳細な調査を実施し、それをもとに市民が納得できる環境影響評価を行うことが必要だと考えます。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	意見の概要
住 民 意 見	
<p>(219) 我々住民が特に心配するのはダムの上流を埋め立てて色々な不純物がダムに流入し人体に影響を与えるような水質の問題である。</p> <p>(220) 工事時の濁水影響について、「なお、造成区域における土壌調査の結果・・・詳細調査を行い・・・」と記載されておりますが今回のアセメントは工事施工中、後に起こる環境破壊による周辺全ての生命の影響や危険性を予測する為の調査ではないのですか。今現在でも猪名川流域の河川底質の重金属、特に鉛、砒素、銅、亜鉛の四重金属について重点的に調査をされた結果、田尻川流域の廃鉱物より採取の鉱石、スリの中より高濃度の砒素が検出されている。高濃度の重金属含有の底質を採取した小路谷は建設予定地内にあり工事中、終了後の重金属汚染を心配しております。</p> <p>(221) 縦覧における資料の中にも国崎の坑道、間歩に関する記述がなされており、事実でもあります。この坑道を工事により掘り起こしたりすることで今まで沈静化されていた土壌からの鉱毒や重金属類が流れ出し水の汚濁を引きおこし、それにより、水及び農作物からのリサイクル化した人体への影響を懸念するものであります。よって、もっと詳細に調査をして頂きたいと思えます。焼却にした煙の中にも B4 の用紙に細かく書いても書ききれないくらいの元素が証明されていますので・・・。</p> <p>(222) 飲み水の汚染が何より心配、もう一度白紙にもどし“ゴミ問題”を市民と共に考え直すことを切に要望します。</p> <p>(223) 予定地は銅鉱山区である。現在坑道内の鉱毒は沈静化しているが、工事によって鉱毒が流失する可能性があるのではないか。</p> <p>(224) 全国的に多くの銅鉱山で鉱毒問題が発生しており、国崎での銅鉱区においても、開発行為によって工事中、工事完了後も銅の浮遊物等が流出し鉱毒による水の汚染が飲料水兼用の一庫ダムに流れ込むため環境破壊及び 60 万市民の飲料水に影響が考えられる。</p> <p>(225) 予定地一帯は古い銅山で、説明会の折住民から指摘があり調査をしたところ、表面の土壌から基準値以上の鉛が検出されました。自分で砒素が多く検出されることを確かめた住人もいらっしゃいます。このような土地の山を削り、その土で谷を埋めることで大量の重金属が流れ出し、水を汚染するのではないかと多くの住民がおそれています。準備書では「事業実施段階に、汚染土壌の分布域を把握するための詳細調査を行い、適切な環境保全対策を実施していくことにより、河川等水質への影響を抑え、環境保全目標を達成すると考えます。」としていますが、事前に調査を行い深刻な被害が起きないことを住民に理解してもらうのが環境アセスメントですから、これでは全く目的を果たしていません。</p> <p>(226) 強い毒性の鉱毒（鉛ばかりでない）の危険性について説明会で質問したが、ほとんど調査が行われておらず、対策もこれからということが明らかになった。これらの鉱毒が工事によってダム湖に流れ込めば大変な事態となる。このようないいかげんな姿勢に命を預けるわけにはいかない。</p> <p>(227) 工事のあと、水の汚染が心配です。出来上がってからのこんな筈ではなかったと言っても遅いので、よくよく熟慮して、もっと良い方法がないか考えて頂きたいのです。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	意見の概要
住 民 意 見	
<p>(228) 建設予定地には数多くの銀銅山の採掘廃坑跡（間歩跡）があり、遺坑や遺物が露出され雨が降れば水がダムに流れ込み間歩跡に含まれる重金属、砒素類の有害物質が混入する恐れがあり「ゴミ処理施設のゴミ複合汚染」を誘発する。地元住民として健康被害、風評被害の恐れ大であり焼却炉建設について再考を願いたい。</p> <p>(229) 「事業実施段階において、調査し経過に応じた、適切な環境保全対策を検討実施する」(6-2-2)とあり、それに対し、「環境保全目標を達成すると評価する」とあるが、これらの保全対策が、先の世代に到るまで、完璧なものでなければならぬが、その保障はあるのか。失敗した場合、その責任は、後の世代の税金で補われるだけとなるが、そのような確信を持ってぬようなものを、何故、取って、今、ここに造らねばならないのか。何故もっと安全だと思える場所を選択し直さないのか。足尾銅山で、研究していた専門家の話によると、ズリは触れねば安定しており害はないであろうが、手を加えると鉱毒が流出することは大いに考えられる危険だ、ということだが、どのように考えておられるのか。その前に専門家の話を聞いたことはあるのか。</p> <p>(230) 建設予定地に銅や銀など多くの鉱脈があり、大規模の造成工事により多量の重金属（砒素、鉛、亜鉛等）が周辺にばらまかれ、一庫ダムや猪名川、大阪湾まで鉱毒で汚染される怖れがあることを鉱物の専門家が指摘されています。今回の環境影響評価では「予定地に銅の鉱脈や坑道跡（文化財）があることは考慮に入れていなかった」と12月16日の説明会の時に言われました。工事を強行して、ごみ焼却施設が完成して何年後、何十年後に7市1町の水がめである一庫ダムの水が鉱毒で汚染されることがないように、この地での建設は一旦中止して下さい。この選定に賛成した市議員も、鉱脈があることを知らない段階での判断です。再度、市議会で鉱毒の不安の情報を伝えて審議して下さい。</p> <p>(231) 造成工事による鉱毒汚染を鉱物の専門家が指摘されています。行政は専門家の意見を尊重して下さい。鶴田栄一先生（鉱山・顔料の専門家）は下記のように鉱毒汚染を心配されています。全国各地の鉱山で、もっとも神経を労しているのは鉱毒問題である。工事予定地域は、鉱脈が走っている銅鉱山の重要な鉱区であり、鑛床・間歩が多数存在し、江戸時代末頃まで盛んに稼働され鉱毒問題が起こっているところである。現在、鑛床は動かさない限り安泰であり、坑道内の鉱毒は坑内貯水（沈殿池の役割）によって沈静化している。しかし、再び、鑛床を工事によって作動することになれば工事完了後も金属鉱石、浮遊物などの水溶物が溶出することは間違いない。今田耕三氏 田結庄良昭氏（神戸大学発達科学部）の指摘 「猪名川水系で突出した高濃度の底質を採取した小路谷は、かねて兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町の一市三町が計画推進中の広域ごみ処理施設建設予定地内にある。この予定地内にはさらに数か所の間歩が存在するので、将来、施設建設に着手した場合、土地改変により坑道の露出を招き、重金属汚染をもたらす懸念がある」(神戸大学発達科学部研究紀要第11巻第1号 2003) 「兵庫県東部、猪名川流域の河川底質の重金属濃度の特徴 特に多田鉱山との関連について」から抜粋</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	意見の概要
住民意見	
<p>(232) 水質汚濁の環境保全対策は甘すぎます。鉱毒汚染の視点が抜け落ちています。 03年11月28日、事務組合との話し合いで、「予定地の選定過程では、文化財の視点は考慮しておりません」と発言されました。今回の「環境影響評価準備書」の報告でも、文化財（間歩も文化財）や鉱脈の環境への影響評価の視点は欠けているように思います。</p> <p>(233) 「知明山」の以前の名前が「奇妙山」であったことの過去の経緯を熟慮して下さい。予定地でごみ処理施設を作ったことにより、水源地や猪名川、農業用水が鉱毒で汚染されないよう真剣に考えて頂きたい。</p> <p>(234) 底質及び土壌汚染、縄手橋下流の底質、事業区域内の土壌汚染データで鉛や砒素の濃度が高いことは、建設時・供用時を通じて上空や下流あるいは持ち出した外部への汚染事故の可能性が避けられないでしょう。鉱脈・旧坑道・ズリの存在は、当地が立地として基本的に不適格であることを示しています。最近の地質研究の報告*もこの問題を指摘しています。*今田・田結庄：神戸大学発達科学部研究紀要11巻1号（2003年）</p> <p>(235) 銅等の精錬跡であって焼却場建設のために、掘り返せば大量の鉱毒が流出する恐れがある。よってこのような所は十分に調査をすべきである。</p> <p>(236) すでに、新聞紙上等で、一庫ダム下流域で奇形魚が発見されており、旧銅山から排出された鉱毒との関連が指摘されている。ごみ焼却施設場所は、銅産出間歩が10ヶ所ふくまれており、工事が実施され、土壌が掘りかえされると、現在沈静化している鉱毒が動き出し、一庫ダムへの流入、地下水への流入が懸念される。アセスメントでは、施設からの排水は下水道に入れるから大丈夫としているのみで、外部への流出の危険性は排除されていない。</p> <p>(237) 将来的に土壌汚染でダムの水が大変気になります。子や孫のためにも健康のためにも。もっと意見あるのですが、時間切れです。</p> <p>(238) 工事予定地域は鉱脈が走っている銅鉱山の必要な鉱区であり、鉱床、間歩がたくさん存在し、現在は動かない限り坑道内の鉱毒は坑内貯水によって鎮静化していると鉱山研究者から聞いています。しかし工事によりかき混ぜることで、砒素、鉛、亜鉛など鉱毒が溶出し、流出して水源汚濁になることを一番心配します。</p> <p>(239) 施設建設で鉱山跡を掘り起こす事で鉛や銅等鉱毒が出ると専門家から聞いています。大変心配しています。</p> <p>(240) 事業予定区域とりわけ造成区域には地下に鉱脈が存在する重要な鉱区であったところであり、過去には鉱毒問題も発生していると言われている。 現在は鉱床が動かない限り安全であり、坑内貯水（沈殿池の役割）に鎮静化していると見られているが造成工事（埋立てを含め）により鉱脈等が作動することによって、工事中は勿論、工事終了後も鉱石浮遊物（重金属を含め）及びそれらの水溶物が流出し水質汚濁と予測できない鉱毒発生の危惧がおおいに考えられるところである。</p> <p>(241) 鉱毒問題については多田銀銅山の歴史の中に於いても深刻な問題と成っています。鉱毒問題は次の世代に大きく影響するもので、最も神経を労しななければならない大きな課題です。鉱山地帯は特に開発をさける事を要望します。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	意見の概要
住民意見	
<p>(242) 全国各地の鉱山で、最も神経を労しているのは鉱毒問題である。工事予定地域は、鉱脈が走っている銅鉱山の重要な鉱区であり、鉱床・間歩が多数存在し、江戸時代末ごろまで稼行され、鉱毒問題も起こっている。現在、鉱床は動かない限り安泰であり、坑道内の鉱毒は坑内貯水（沈殿池の役割）によって鎮静化している。しかし、再び鉱床を工事により作動することによって工事中は勿論、工事終了後も金属鉱石浮遊物など及びそれらの水溶物が流出し、鉱毒問題発生恐れがある。</p> <p>これらの問題を考察する上で極めて有効な研究資料がある。本資料によれば、著者は猪名川流域の河川底質の重金属、特に鉛・砒素・銅・亜鉛の四重金属について、重点的な調査を行った。その結果田尻川流域の廃鉱物より採取の鉱石やズリについて、0.61、0.29、0.71wt(%)と極めて高濃度の砒素(As₂O₃)を検出した。また国崎を中心とする地域では、国崎字小路間歩群の一つの坑口で採取した三試料すべて砒素含有率0.54wt(%)を示した。猪名川水系で突出した高濃度の重金属含有の底質を採取した小路谷は、「広域ごみ処理施設建設予定地」内にあり「将来施設の建設に着手した場合、土地の改変により坑道の露出を招き、重金属汚染をもたらす懸念がある」と著者も述べている。これは極めて重要な問題である。</p> <p>(243) 銅、鉱山を掘り起こして水質は安全の保障はあるのでしょうか。下流に一庫ダムを控えて心配です。他の候補地はないのですか。</p> <p>(244) 水と空気は人間及び全ての生き物にとって宝物です。銅鉱山には砒素・鉛等も存在するといえます。工事のため土地をひっかきまわされると毒物が流出するようになることも考えられます。</p> <p>(245) 予定地は、一庫ダム（60万人の水がめとも言われています。）の上に建設されるとのことですが、水の汚染、環境汚染が心配です。</p> <p>(246) 大型ゴミ施設が予定されている場所は、どうしてあそこでないといけないのでしょうか。今まで地名で聞いて知っていましたが、資料を見ると本当に一庫ダムのすぐ上にあり、古くは多田銀山の採掘坑が無数にあり、その場所を工事で切り崩すことにより、多くの人の飲料水である一庫ダムに鉱毒を含む汚泥が流れ込むのではと、とても心配です（現在、町内にある残土処理場でも大雨が降ると川がものすごい泥水となります）特に昨年。</p> <p>(247) 土壌汚染特に「鉛」の溶出量が環境基準を超えており建設のため重金属の汚染が攪拌され「土壌汚染」が拡大されるため、建設に絶体反対です。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価 住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(248) 水質汚濁について、施設の工事に伴い「飲み水の水源が汚染される恐れがある」との声があります。そこで下記の提案と私見を述べます。 造成工事に伴う重金属類の流出防止対策につき、調査検討し、工事実施前にそのモデルテスト（例えば、重金属類のキレート剤によるキレート固定、活性炭による吸着固定など）を実施し、効果を確認して下さい。 当該地域では、これまでにダム湖の建設、3つのゴルフ場の造成と地形を変える大工事があり、平成に入っても預託金を使って、ゴルフコースの改良工事*1)と、近年県立一庫公園の造成工事がありました。これらの建設、造成、改修工事の都度、重金属類が少なからず、溶出し、ダム湖に流入したはずですが、私をはじめ、猪名川流域住民に重金属類による健康被害が出たという話を聞きません。今回の計画施設の工事規模は、これまでの工事規模に比べてごくごくわずかな面積であり、かつ重金属類の溶出防止対策を取って施工されるので当該工事による水源汚染の影響は negligible であると考えられます。 (注)*1)私は、ときわ台と一庫レイク GC の共通会員で時々コースをラウンドしています。</p>	<p>(100) 造成工事に伴う重金属類の流出防止対策につき、調査検討し、工事実施前にそのモデルテスト（例えば、重金属類のキレート剤によるキレート固定、活性炭による吸着固定など）を実施し、効果を確認して下さい。 当該地域では、これまでにダム湖の建設、3つのゴルフ場の造成と地形を変える大工事がありました。これらの建設、造成、改修工事の都度、重金属類が少なからず、溶出し、ダム湖に流入したはずですが、ところが、猪名川流域住民に重金属類による健康被害が出たという話を聞きません。今回の計画施設の工事規模は、これまでの工事規模に比べてごくごくわずかな面積であり、かつ重金属類の溶出防止対策を取って施工されるので当該工事による水源汚染の影響は negligible であると考えられます。</p>
<p>(249) 幅 85m、深さ 30m の V 時型の谷を埋め立てるのに、区域内で土量のバランスをとるとのことですが（03 年 12 月 9 日、上松勝男氏の質問へ事務組合の回答）、その土量の中に含まれる重金属の量を量って下さい。工事を始める前にそれを埋めることによる環境への影響評価をして下さい。</p>	<p>(101) 区域内で土量のバランスをとるとのことですが、その土量の中に含まれる重金属の量を量って下さい。工事を始める前にそれを埋めることによる環境への影響評価をして下さい。</p>
<p>(250) 水質・底質については田尻川のみで造成区域内の支流のデータがない。神戸大学の今田らの調査によれば、造成区域内の支川の底質から高濃度の砒素が検出されている。</p>	<p>(102) 水質・底質については田尻川のみで造成区域内の支流のデータがない。神戸大学の今田らの調査によれば、造成区域内の支川の底質から高濃度の砒素が検出されている。</p>
<p>(251) 鉛が基準値以上に検出されており、造成工事で土壌をかき混ぜることから、一庫ダムの水を汚染するのはと住民に不安が広がっています。 設計の前に詳しく調査をして、どのような工事方法によって汚染を防止するのかを事前に住民に説明をした上で工事を行うようにして下さい。</p>	<p>(103) 鉛が基準値以上に検出されており、造成工事で土壌をかき混ぜることから、一庫ダムの水を汚染するのはと住民に不安が広がっています。設計の前に詳しく調査をして、どのような工事方法によって汚染を防止するのかを事前に住民に説明をした上で工事を行うようにして下さい。</p>
<p>(252) 事務組合作成「環境影響評価準備書」の表 6-2-2 「環境保全対策（案）」の判断は非常に甘い。 甘い判断の根拠 土砂の流出が懸念される雨天時は汚染土壌の掘削は行わない。（急に雨が降ってくることもあります） 土砂の流出が懸念される雨天時は、汚染土壌が露出しないようにビニールシートを覆う。（ビニールシートを覆っても、横の隙間から水が入ります。ビニールシートが突風で吹き飛ばされることもあります） 激しい降雨時には、必要に応じて仮設沈砂地や仮設調整池で凝集沈殿処理を行う。（兵庫県立一庫公園建設中、前日の土砂降りでの下の地面が強い雨でえぐれていました） 汚染土壌を埋め戻す場合の「溶出防止対策案」としては、不溶化処理、セメント固化、吸着剤（木炭）混合などから方法を選定する。（鉛や砒素、亜鉛、銅などを含む膨大な土壌の量の場合、上記の対策が不可能ではないでしょうか。また、これらの処理は一時凌ぎで、いずれ、何十年かかかって、地下水からしみ出ることを心配しています。） 表 6-2-2 環境保全対策（案）（準備書 P6-68 参照）</p>	<p>(104) 事務組合作成「環境影響評価準備書」の表 6-2-2 「環境保全対策（案）」の判断は非常に甘い。 土砂の流出が懸念される雨天時は汚染土壌の掘削は行わない。（急に雨が降ってくることもあります） 土砂の流出が懸念される雨天時は、汚染土壌が露出しないようにビニールシートを覆う。（ビニールシートを覆っても、横の隙間から水が入ります。ビニールシートが突風で吹き飛ばされることもあります） 激しい降雨時には、必要に応じて仮設沈砂地や仮設調整池で凝集沈殿処理を行う。（兵庫県立一庫公園建設中、前日の土砂降りでの下の地面が強い雨でえぐれていました） 汚染土壌を埋め戻す場合の「溶出防止対策案」としては、不溶化処理、セメント固化、吸着剤（木炭）混合などから方法を選定する。（鉛や砒素、亜鉛、銅などを含む膨大な土壌の量の場合、上記の対策が不可能ではないでしょうか。また、これらの処理は一時凌ぎで、いずれ、何十年かかかって、地下水からしみ出ることを心配しています。）</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	住民意見	意見の概要
(253) 工事中の工事関係車両又は、焼却施設への廃棄物運搬車等が走行するルートがまだはっきりと決められていないようですが具体的に明記してほしい。調査の結果では車輛の通過による振動と騒音については環境保全目標を下回っているようですが道路に面している民家住民にとって相当迷惑を受けるものと思います。今でも大型ダンプ等の走行時騒音で困っている状態です。これ以上の車輛走行については大変迷惑を受ける。充分に考えていただきたい。	(105) 工事中の工事関係車両又は、焼却施設への廃棄物運搬車等が走行するルートがまだはっきりと決められていないようですが具体的に明記してほしい。調査の結果では車輛の通過による振動と騒音については環境保全目標を下回っているようですが道路に面している民家住民にとって相当迷惑を受けるものと思います。	
(254) 騒音・振動・低周波音・悪臭について、予定地に住人は住んでいません。ここで検討すべきことは人間を対象としている基準ではなく、この事業が行われることによってこのあたりの環境がどのような影響を受けるかと言うことです。もちろんここで働く人にとって過酷な状況にならないことは言うまでもないことですが、これまで静かな自然環境であったところがどう変わるのか一般住民が理解出来る形で示してください。	(106) 騒音・振動・低周波音・悪臭について、予定地に住人は住んでいません。ここで検討すべきことは人間を対象としている基準ではなく、この事業が行われることによってこのあたりの環境がどのような影響を受けるかと言うことです。	
(255) 説明会では“ごみ収集・運搬車両のみの騒音伝播予測はしていない”としており、大気環境濃度の影響予測のように個別影響を示さないのは、一般車両で現状が67dBであり、その一般車両とごみ収集・運搬車両を含めた総合騒音が68dBと僅か1dBの上昇にすぎないという表現で個別影響を抹殺することにあるように思う。個別騒音のレベルはその数値の差1dBではなく環境騒音の67dBに近いレベルのものとなっている筈である。	(107) 大気環境濃度の影響予測のように個別影響を示さないのは、一般車両で現状が67dBであり、その一般車両とごみ収集・運搬車両を含めた総合騒音が68dBと僅か1dBの上昇にすぎないという表現で個別影響を抹殺することにあるように思う。個別騒音のレベルはその数値の差1dBではなく環境騒音の67dBに近いレベルのものとなっている筈である。	
(256) 車両の騒音レベルがごみ収集・運搬車両の運行として焼却施設の事業所敷地までの車両の運行ルートに従って連続した帯状騒音範囲として画かれるべきもので、事業所の近傍では事業所の騒音と複合した結果として示すのが普通だと考えますが如何でしょうか。	(108) 車両の騒音レベルが事業所の近傍では事業所の騒音と複合した結果として示すのが普通だと考えますが如何でしょうか。	
(257) 豊能町地域でも気象条件によっては伊丹にある大阪空港の飛行機のタキシング時や離・着陸時の騒音が伝播してくることがあります。焼却施設からの騒音も気象条件によっては思わぬ所に伝播することがあるのではないのでしょうか。	(109) 豊能町地域でも気象条件によっては伊丹にある大阪空港の飛行機のタキシング時や離・着陸時の騒音が伝播してくることがあります。焼却施設からの騒音も気象条件によっては思わぬ所に伝播することがあるのではないのでしょうか。	
(258) 処分（最終処分）の方法、場所を明確にし環境影響評価の項目に記載すべきである。	(110) 焼却後の灰の処分はどのようにですか？「適切な処分」と言う文字が多いですが具体的に説明して下さい。	
(259) 焼却後の灰の処分はどのようにですか？「適切な処分」と言う文字が多いですが具体的に説明して下さい。	(111) この地域は近畿圏の近郊緑地保全区域に、兵庫県の自然公園に指定されているよい状態で残された数少ない里山です。一度壊れた環境を取り戻すことは至難の業で、環境保全にはもっと詳しい調査と壊さないための対策が必要ですが準備書にはありません。	
(260) 里山景観 他地域に見られない里山景観の消滅。少ない里山環境の一部がなくなると全体環境に疑問。地域住民として施設が出来る事は拒否はしませんが、ミティゲーションの意味を理解した施設になればよいと思っています。	(112) 池田炭の産地である一庫周辺の里山は世界にほこる事が出来る日本一の里山と専門家に評価されている。みんなで茶の湯の文化と共にこの里山を守っていかねばならない。	
(261) 予定地は県立一庫公園に隣接し、川西に残された数少ない緑豊かな里山で次世代に残したい場所です。	(113) 動植物を豊かにはぐくんでいる里山環境という視点からの記述はなく、コナラアベマキ群落のごく一部を壊すだけだから問題はないという見方をしています。	
(262) 良好なる自然環境の保全行政を進めるべく当局が、環境の悪化の一途をたどっている、現状に対し、今回この広域ゴミ処理施設を一庫ダムの真上の里山保全地域に、設定されようとしている点についてひとこと意見させて頂きます。 それは、即ち里山を切りさいて、造成を行い、1市3町のゴミを集積し、大型のゴミ処理場を建設する事は、環境破壊の元凶を自らが生み出す事に他ならない。この場所は現存する里山でも日本一と呼ばれています。そこに環境保全、里山保全に全力を傾注しなければならない行政の当局が何故にその建設しなければならないのか、全く訳がわからない。もし仮に、この場所に行政当局が強行して、設置するならば、将来に亘って禍根を残す事になってしまう。仮に強行されて、設置されたとしても場所の選定にあたり、行政の過失責任が生じます。くれぐれも、今市民が何を言っているのか、真摯に耳を傾けなければ、将来に禍根を残すであろうと言う事を意見とします。	(112) 池田炭の産地である一庫周辺の里山は世界にほこる事が出来る日本一の里山と専門家に評価されている。みんなで茶の湯の文化と共にこの里山を守っていかねばならない。 (113) 動植物を豊かにはぐくんでいる里山環境という視点からの記述はなく、コナラアベマキ群落のごく一部を壊すだけだから問題はないという見方をしています。	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(263) 動植物を豊かに育んでいる里山環境という視点からの記述はなく、コナラアベマキ群落のごく一部を壊すだけだから問題はないという見方をしています。動植物や自然に対する真摯な姿勢が感じられません。豊かな種、貴重な種を守ることなど目的ではなく、施設を造るゴーサインをだすことが目的になっているとしか思えない記述です。</p> <p>(264) 自然と人間が互いに利用し合い共存しているシステムは「自然の接続可能な利用」の理想的な形態として世界的な注目を集めている。茶の湯炭を茶人が使い続け、その御陰で産地の里山が維持されてきた。池田炭の産地である一庫周辺の里山は世界に誇る事が出来る日本一の里山と専門家に評価されている。皆んなで茶の湯の文化と共にこの里山を守っていかねばならない。緑地保全地域を永遠に皆んなで守ろう！！</p> <p>(265) この地域は近畿圏の近郊緑地保全区域に、兵庫県自然公園に指定されているよい状態で残された数少ない里山です。一度壊れた環境を取り戻すことは至難の業で、環境保全にはもっと詳しい調査と壊さないための対策が必要ですが準備書にはありません。</p> <p>(266) 当地が、日本で唯一の本物の里山であるといわれていることは承知の上での計画なのか。現在、里山という言葉はよく聞かれるが、専門家によると、産、住のバランスのとれた本物の里山を残すのは当地のみである。生きた歴史的価値ある地ということであるが、これを考慮の上で、計画を進めているのか。</p> <p>(267) 生ごみの堆肥化、ごみゼロ対策など長期の見通しをたて、税金の無駄づかいにならないよう、今回のごみ処理施設建設を急がないで、鈴木前環境大臣が言われたように、住民と一緒にこの計画を再考して下さい。日本一と言われている里山の一部でも壊さず、里山の保全を考えて頂きたい。 「北摂の里山」(里山フォーラム資料 2003.9.15)、「第1類第11号 環境委員会議録第2号、平成15年2月28日」参照。</p> <p>(268) 予定地周辺は山桜の巨木や多くの希少生物の生育が確認されている。良好な状態で残された数少ない里山です。</p> <p>(269) 国崎地区はどこにでもある放置林との説明(2003/11/28)でしたが一帯は今でもクヌギの林がありお茶用の炭焼きがされていると聞きます。県立一庫公園でも炭焼きや草木染めの歴史を伝えるコーナーがあって、子ども達の学習の場としても今後有益な場所であると思います。日本的にも珍しい里山だとの専門家の意見を取り入れてほしいと思います。</p> <p>(270) 今のままで里山を守る、動植物を守る唯一の里山とも聞いています。場所は大反対です。</p> <p>(271) 人間により住む環境が壊されてきて僅かに残る動物がやっと生活している「日本最後の里山」といわれる川西北部地域を「沈黙の森」にしてしまうおそれが十分あります。</p> <p>(272) 緑豊かな全国有数の里山とも言われています。是非残して下さい。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(273) 建設は、一庫ダムの予定地及び周辺の自然破壊である。景観及び生態系への影響(樹木、テングコウモリ、オオタカ、ヒメボタル、ナガレホトケドジョウなど)、又間歩の歴史的価値の保存等々。</p> <p>(274) 自然環境保全の面から意見を述べる。 国崎小路地区は川西市に残る数少ない自然保全状況が良好な場である。ここを潰してはならない。後世に残すのは、この土地である。動物は移動するから大丈夫というのは間違いだ。この論が通れば、絶滅しなくてもすんだ動物(植物もそうだが)がいっぱいいるはずだ。世の中キラキラ明るすぎる。夜は暗くてよい。小路の暗さも保全しなくてはならないのだ。</p> <p>(275) 計画地は、川西市はもとより北摂地域に於ける貴重な自然環境、歴史的な文化遺産の宝庫である。行政は、その価値を認め、行政の責任において、当該計画を即時中止並びに白紙撤回し、その環境の保全に努めなければならない。以上は、当該「環境影響評価」を、待たずとも明らかである。</p> <p>(276) 一庫公園の木が切られることにより素晴らしい景観が失われ、且つ貴重な動、植物の生態系が壊され地元の資産の一つであるニホンテングコウモリ等の数少ない生息動物やシダ数が絶滅する危険大である(台風対策、地震対策?)。</p> <p>(277) アセス後建設予定地はいろいろ問題がありと各方面から、いろいろ意見が出されているようですが、そのことについても真摯に受け止め、再度調査をという姿勢が見えません。文化財をはじめ希少な動・植物が棲息している所。これは、川西市民だけの財産ではない筈。壊してしまえばもう修復はききません。自然を守り、絶滅の危機にある動、植物を保護していくという立場からも建設地には適していないと思います。</p> <p>(278) 多くの市民が知らないうちに話が進められた。 ごみ焼却施設の予定区域には貴重な野生動・植物があり、それは川西の財産である。焼却施設工事による環境破壊がそれ等を滅ぼしてしまう事は、非常に残念なことだ。是非白紙撤回して、もう一度考えて下さい。</p> <p>(279) 調査をしたと言うことを言いたいがための調査であって、人命にかかわる項目の調査は、特に不十分である。どんな事があっても、ごみ焼却施設を造ることが前提の環境影響調査であって、信用できない。 正しい見方で、調査すれば、近緑法や自然公園区域に指定された国レベルで見ても、県レベルで見ても貴重な自然、また川西市では、ここしかない貴重な自然を壊してまでも、国崎の小路には、ごみ焼却施設の設置は、不可能と考えられる。</p>	<p>(114) 一庫公園の木が切られることによりすばらしい景観が失われ、且つ貴重な動、植物の生態系がこわされ地元の資産の一つであるニホンテングコウモリ等の数少ない生息動物やシダ類が絶滅する危険大である。</p> <p>(115) 近緑法や自然公園区域に指定された国レベルで見ても、県レベルで見ても貴重な自然、また川西市では、ここしかない貴重な自然を壊してまでも、国崎の小路には、ごみ焼却施設の設置は、不可能と考えられる。</p>
<p>(280) 予定地には希少種の動植物の生息が確認されているが、自然環境の保護が各地で取組がされている中、積極的な保全対策が示されていない。</p>	<p>(116) 予定地には希少種の動植物の生息が確認されているが、自然環境の保護が各地で取組がされている中、積極的な保全対策が示されていない。</p>
<p>(281) 植物 希少種の伐採。エドヒガン 造成区域内に数本確認。移植では歴史的意味がなくなる。</p>	<p>(117) エドヒガン 造成区域内に数本確認。移植では歴史的意味がなくなる。</p>
<p>(282) 事業区内のエドヒガン移植を提案されていますが、北摂地域の他の開発地でエドヒガン移植に見事に失敗(枯損)した例もあり、お薦めできる対策ではありません。</p>	<p>(118) 事業区内のエドヒガン移植を提案されていますが、北摂地域の他の開発地でエドヒガン移植に見事に失敗(枯損)した例もあり、お薦めできる対策ではありません。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(283) 当地の主な植生はコナラ・アベマキ群落と述べられています。黒川及び一庫地区の兵庫県でAクラスのクヌギ群落(準備書 2-49 ページ)も、現存植生図ではコナラ・アベマキ群落として扱われており、当地の植生も貴重性において同等の位置にあると考えます。開発適地を別のところに求めることで、当地では炭焼きの復活などの地域振興策を計画するのが、人によっても、生き物たちにとってもより幸せな道となるでしょう。</p>	<p>(119) 当地の主な植生はコナラ・アベマキ群落と述べられています。黒川および一庫地区の兵庫県でAクラスのクヌギ群落(準備書 2-49 ページ)も、現存植生図ではコナラ・アベマキ群落として扱われており、当地の植生も貴重性において同等の位置にあると考えます。</p>
<p>(284) 調査地域の植生区分は、斜面や谷筋の多くがコナラ・アベマキ群落に覆われており、一部の尾根筋にアカマツ群落、果樹園(クリ畑)、斜面にスギ・ヒノキ植林が見られる。本事業の実施に伴って、一部のコナラ・アベマキ群落と果樹園などの環境が造成区域にあたり消失するため、現在の生物の生息環境としての多様性が若干低下することとなる。しかし、周辺環境にはコナラ・アベマキ群落が広く分布しており、また、新たに緑地を整備し、事業区域内には、自然環境の保全を目的として残存緑地を確保する計画である。よって、地域全体の環境変化は、造成面積や新たに創出される環境などから見て小さいものと予測される。(環境影響調査準備書 6-156 頁より抜粋)</p> <p>周辺環境にコナラ・アベマキ群落が広く分布しているとされるが、これは相観植生区分=土地利用区分から判断したものか?野生生物の習性から森林の内部構造等が違えば、同じ植物群落においても生息状況は異なる。例えば森林性コウモリ類やハイタカ等の猛禽類は林内で探餌する際、飛翔しうるある程度の空間が必要になる。本事業予定地は現在も管理されている林道及びクリ園があり、炭焼き等の原料として、定期的に一定範囲の伐採が行われており、林内空間はよく広がっている。また、一部の森林は放置された状況にあるが、鉱山跡であることから、植生のほとんどないズリがパッチ状に点在しているため、適度な空間が見られる。また、周辺は急傾斜地であるが事業予定地は比較的なだらかに入り込んだ谷筋及び台地が見られる。こういった環境は事業予定地のある県立猪名川溪谷自然公園内の川西市域では他に見られない。事業予定地のごく周辺のみ調査で、本事業による野生生物への影響は軽微としているのはおかしい。</p>	<p>(120) 周辺環境にコナラ・アベマキ群落が広く分布しているとされるが、これは相観植生区分=土地利用区分から判断したものか?野生生物の習性から森林の内部構造等が違えば、同じ植物群落においても生息状況は異なる。こういった環境は事業予定地のある県立猪名川溪谷自然公園内の川西市域では他に見られない。事業予定地のごく周辺のみ調査で、本事業による野生生物への影響は軽微としているのはおかしい。</p>
<p>(285) 造成区域内の隣接地に幹周り 3.70m のヤマザクラの巨木がある。このヤマザクラは、環境省の調査記録によれば兵庫県では4番目。国崎地区の間歩の中に「六人谷大桜間歩」が記録されており関連性もあり、川西市の天然記念物にも値するものではないか。また間歩との関連で文化財としても調査が必要。</p>	<p>(121) 造成区域内の隣接地に幹周り 3.70m のヤマザクラの巨木がある。川西市の天然記念物にも値するものではないか。また間歩との関連で文化財としても調査が必要。</p>
<p>(286) 造成工事、又完成時により絶滅危惧、類の動植物の生息、生育条件が著しく悪化し、絶滅する恐れがあるし、造成緑化(人工的)屋上緑化等をして重要種の保存対策には致らないと思います。このままの状態ですとしておくことを希望いたします。</p>	<p>(122) 造成工事、又完成時により絶滅危惧、類の動植物の生息、生育条件が著しく悪化し、絶滅する恐れがあるし、造成緑化(人工的)屋上緑化等をして重要種の保存対策には致らないと思います。</p>
<p>(287) 重要種の植物についても、移植すればいいという考え方ですが、植物にもそれぞれにあった“棲み家”があり、移植して種を守るなどということが簡単にできることではないことは常識です。</p>	<p>(123) 移植すればいいという考え方ですが、植物にもそれぞれにあった“棲み家”があり、移植して種を守るなどということが簡単にできることではないことは常識です。</p>
<p>(288) 事業地区を開発することはヒメボタルやカヤネズミのような移動困難または移動力の弱い貴重な動物種を破壊させてしまいます。これは「反 21 世紀型」の行為であることを指摘しておきます。21 世紀は「環境の世紀」であるべきです。</p>	<p>(124) 事業地区を開発することはヒメボタルやカヤネズミのような移動困難または移動力の弱い貴重な動物種を破壊させてしまいます。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(289) コウモリ 造成区域内の坑道跡に多数生息しています。保護の仕方に疑問。</p> <p>(290) ゴミ焼却所予定地の見学に参加しましたが大変貴重な文化財(間歩)があり、絶滅が心配される貴重な動物(コウモリ種、ホタル種など)も住みかになっている所であり、保存して後世に残すべき所である。</p> <p>(291) 一部を壊しても周囲に豊かな生息環境があるから影響は「軽微である」「少ない」「ほとんどない」と、安易で無責任な記述が目立ちます。例えば、重要種のコウモリがどんな餌を食べ、どこでどのように生活や繁殖をしているか、調査の上で裏付けをもって記述しているわけではありません。近くに人が住んでいないから低周波の影響はないと書いていますが、超音波を発生して生きているコウモリに影響がないとは言えないのではないですか。それらの調査もなく、影響は少ないなどと断じることはできないはずです。</p>	<p>(125) 絶滅が心配される貴重な動物(コウモリ種、ホタル種など)も住みかになっている所であり、保存して後世に残すべき所である。</p> <p>(126) 重要種のコウモリがどんなえさを食べ、どこでどのように生活や繁殖をしているか、調査のうえで裏付けをもって記述しているわけではありません。近くに人が住んでいないから低周波の影響はないと書いていますが、超音波を発生して生きているコウモリに影響がないとは言えないのではないですか。</p>
<p>(292) ニホンリスは通常は単独で生活し、広い縄張りを持つことが知られている。外来のタイワンリスのように群れで生活することはない。このことから、事業実施により、確認された個体の縄張り内の餌場が消失することになる。</p>	<p>(127) ニホンリスは通常は単独で生活し、広い縄張りを持つことが知られている。外来のタイワンリスのように群れで生活することはない。このことから、事業実施により、確認された個体の縄張り内の餌場が消失することになる。</p>
<p>(293) 予測結果表 6-13-4 6-161 頁。タゴガエルについて、「河川の水量が安定せず、水量の少ない時期もあり、幼生の成長には適していない環境と推察される。したがって、産卵場所としては利用されている可能性は非常に低く、事業による影響はほとんどないと予測される。」とあるが、河川の水量というのは、表面を流れる水量についてのことか? 実際、本種は完全に伏流した谷筋においても産卵及び幼生の成長は見られる。これは本種の特長として、伏流水中で産卵、幼生は餌を必要とせず変態可能なことからである。現況調査結果では産卵の可能性が示唆されている。また、カジカガエルについては産卵場所のみの予測にすぎない。</p>	<p>(128) タゴガエルの予測結果について、河川の水量というのは、表面を流れる水量についてのことか? 実際、本種は完全に伏流した谷筋においても産卵及び幼生の成長は見られる。また、カジカガエルについては産卵場所のみの予測にすぎない。</p>
<p>(294) イシガメについても河川環境のみの予測結果である。イシガメは産卵を陸上で行う。その際、河川から離れた山地の尾根筋で行われることも多い。</p>	<p>(129) イシガメについても河川環境のみの予測結果である。イシガメは産卵を陸上で行う。その際、河川から離れた山地の尾根筋で行われることも多い。</p>
<p>(295) 灯火に集まる昆虫類は多く、例えば田尻川にも見られるタガメでは、生存の脅威のひとつとして街灯の増加が上げられる。(大阪府レッドデータブック 2000 年大阪府) 事業予定地では現在、街灯の影響をほとんど受けない位置にあり、主に夜行性の種の安定した生息地と考えられる。事業実施により、特に道路街灯により、蛾等の走光性昆虫類が集まれば、それらを捕食するフクロウ等も狩り場とすることがあり、いわゆるロードキル問題へも発展しかねない。</p>	<p>(130) 事業実施により、特に道路街灯により、蛾等の走光性昆虫類が集まれば、それらを捕食するフクロウ等も狩り場とすることがあり、いわゆるロードキル問題へも発展しかねない。</p>
<p>(296) 沢山の希少価値の動物の保護の時でも予定地は適当ではないと考えます。積極的に保存対策をとって下さい。</p>	<p>(131) 沢山の希少価値の動物の保護の時でも予定地は適当ではないと考えます。積極的に保存対策をとって下さい。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(297) 調査の結果、幾つもの重要動植物が確認されている様であるが希少価値のある動植物の認識がないのではないか。13ヘクタールもの土地が人工的に破壊されることによる各動植物の生態系の変化が起こることは明白である。今後、いかなる手段をもってしても元に戻ることは不可能と判断出来る。川西市内における貴重なこの里山は永久に手をつけずに保全すべきである。</p> <p>(298) 環境保全対策は絵に描いた餅にならないか。建設予定地一帯は、物言わぬ大自然と、そこに生息する動植物が絶妙なバランスで成り立っているところである。それは数百年にわたり人と自然の共存でなしえたものである。都市周辺に残された貴重な自然が残る場所として保存すべきであると考えます。</p> <p>準備書のあらましでは、11.自然環境 予測及び評価の結果として「本事業による動植物への影響をできるかぎり軽減するため環境保全対策を実施する」とあるが、現実問題として準備書にあるような対策で保全できるのか疑問を感じる。</p> <p>予定地はゴミ焼却場に不適切な場所と考えます。白紙撤回し再検討を望みます。</p>	<p>(132) 調査の結果、幾つもの重要動植物が確認されている様であるが希少価値のある動植物の認識がないのではないか。13ヘクタールもの土地が人工的に破壊されることによる各動植物の生態系の変化が起こることは明白である。今後、いかなる手段をもってしても元に戻ることは不可能と判断出来る。川西市内における貴重なこの里山は永久に手をつけずに保全すべきである。</p>
<p>(299) 生態系の回復手法が述べられていますが、大きく壊したあとを、造園技術に毛の生えた程度の似非自然造りで補う考えは賛成いたしかねます。</p>	<p>(133) 生態系の回復手法が述べられていますが、大きく壊したあとを、造園技術に毛の生えた程度の似非自然造りで補う考えは賛成いたしかねます。</p>
<p>(300) 保全対策について、残存緑地の保全とあるが、具体的にどのような管理をされるのか不明。また、新たに環境の創出とあるが、まったく別の環境となると思われる。それにより、ある種の生息は増える可能性もあるが、事業予定地は全国的に名の知れた多田銀銅山跡及び一庫炭の生産地であるといった歴史的背景のもと、数百年に渡り人が関わり形成され、人と野生生物の共存という形で成り立ってきた里山の生態系である。また、都市周辺に現存している、人と野生生物の関わりについて学ぶ事のできる貴重な生きた教材でもあると考えられる。本事業が実施されれば、この歴史的な里山環境は失われることになる。環境問題が大きく取り上げられ、里山環境の貴重性が見直されている現在において、この損失こそ最大の影響となるのでは。</p>	<p>(134) 保全対策について、残存緑地の保全とあるが、具体的にどのような管理をされるのか不明。また、新たに環境の創出とあるが、まったく別の環境となると思われる。本事業が実施されれば、この歴史的な里山環境は失われることになる。環境問題が大きく取り上げられ、里山環境の貴重性が見直されている現在において、この損失こそ最大の影響となるのでは。</p>
<p>(301) 文化遺産の消滅。坑道跡 埋没文化遺産（間歩）指定埋没文化遺産の坑道跡をつぶす行為に疑問。</p> <p>(302) 間歩のアセスメントの解答も何もありません。</p> <p>(303) 文化財について、歴史学的にも江戸期以前の銀、銅山の遺構が自然に（人工破壊を免れて）残っている。現状の調査をして、その結果を記録して保存すると書かれていますが記録して破壊をすれば後世の人々の研究を奪うようなことになる。猪名川町銀山のように文化財としてきちり保存する義務があります。川西市教育委員会の報告書が準備書には活かされていない様に思われます。</p> <p>(304) 銀・銅山の坑道跡など、予定地は、考古学上、重要な史蹟の存在が既に確認されている。市の文化財として、重要だとは考えないのか。他の地では何故ためなのか。</p> <p>(305) 国崎小路地区の焼却施設設置計画地は、大昔、盛況であったとされている全国でも先駆け、数少ない鉱山跡があるが、土器などが出土して古代人の生活の跡もあるところである。</p> <p>(306) 事業予定地内にも多く分布している坑道跡は、日本の産業の歴史を伝える産業考古学的遺跡群であり、後世に残していきたいものです。川西市教育委員会の調査</p>	<p>(135) 現代人の責務として、この貴重な文化財を保存継承し、わが国の歴史・文化等の正しい理解のために寄与するように努めなければなりません。多田銀銅山の歴史を総合的に把握し位置づけるために、保存が適切に行われるよう要望するものであります。</p> <p>(136) 調査は文化財保護法によって行政が当然調査（記録）しなければならない責務のある業務であります。行政が国土改造時代に作り出した開発を進める言葉で、文化財保存を要望する市民の非難の声を逃れ、あざむく為の言葉です。調査（記録）は現在の問題意識・技術の記録であって、次の世代の技術・問題意識での調査を奪う事に成ります。現在の学問的水準・問題意識での学術総合調査のためにも保存を要望します。</p> <p>(137) 「文化財調査結果」報告書の中の間歩C4の坑道奥から、青緑色鉱物（添付写真参照）が発見された（2003.5.1）。Scanning X線解析分析、蛍光X線分析、化学分析などを行った結果 Woodwardite（ウッドワード石）であることを確認した。わが国に於いては兵庫県多可郡妙見山麓の樺坂鉱山で確認されているのみで、今回、国崎小路谷で発見されたものはわが国の2例目となり、鉱物学的に貴重な存在である。</p> <p>(138) 多田銀銅山は顔料を通して二条城との関わりがあった。多田銀銅山は銀・銅の採掘のみでなく、顔料（紺青・緑青）の生産も盛んに行われ、色彩文化をも支えていたという側面も持っていたのである。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	住民意見	意見の概要
	<p>結果の取り扱い事項にある「これらの文化財が現状で保護できるように、届け出の前に当委員会と協議願います」との内容が尊重されますよう切望します。</p> <p>(307) 多田銀銅山の根幹をなしている鉱脈は大きく分けると二筋あります。その一つが猪名川町の銀山町を中心とした「金懸親鉱」であり、もう一つが国崎地区を中心とした「奇妙山親鉱」で、ほぼ南北方向に走っています。「奇妙山」とは現在の知明山のことで、奈良時代、東大寺大仏鑄造銅に献上したという「奇妙山神教間歩」伝承から名付けられたものです。国崎地区が大々的に稼業されたのは元禄時代初期で、休山していた古い採鉱間歩を利用して再開発しました。幕府の役人が山下に配置されたのもその頃で、山下は製錬の吹所として労働者(下財)が集住する町と成りました。</p> <p>わが国の鉱山史研究の中で多田銀銅山が注目されている課題は、古い間歩の開発の始まりは何時か、中央政界とのつながり(採銅所) 役所の役割、銅・銀を絞る精錬技術(山下吹) 大坂銅座・大坂吹所との関係、各間歩の稼業実態と農民との関係等などで、これから解明されなければならない課題が山積しています。猪名川町の銀山町を中心とした鉱山研究は早く小葉田先生をはじめ、今井先生、芳賀先生、脇田先生、多田銀銅山調査団によって段々と明らかにされてきたが、山下(下財)・国崎・一庫地区、民田・黒川地区鉱山は未調査で、これから本格的に学術調査が始められる地区です。全国的に鉱山史学会から注目されている場所です。幸い国崎・一庫地区は緑の里山に抱かれて良好に保存され貴重な文化財の宝庫となっています。現代人の責務として、この貴重な文化財を保存継承し、わが国の歴史・文化等の正しい理解のために寄与するように努めなければなりません。多田銀銅山の歴史を総合的に把握し位置づけるために、保存が適切に行われるよう要望するものであります。</p> <p>(308) 調査で確認された間歩は地形環境から一つ一つが単独では稼業存在しているのではなく、特に近世に於いては相互関連し組織体(グループ)となって操業されているのが普通であります。今後の学術総合調査は間歩全体を地理的自然環境を含めて調査し、歴史的実態を把握する必要があります。そのため、開発の為とはいえ「10か所の間歩」でも破壊されてはならない。「準備書」には「造成区域内間歩 10か所は『記録保存』する」とあるが、「記録保存」とは調査(記録)して破壊するという意味である。調査は文化財保護法によって行政が当然調査(記録)しなければならない責務のある業務であります。行政が国土改造時代に作り出した開発を進める言葉で、文化財保存を要望する市民の非難の声を逃れ、あざむく為の言葉です。調査(記録)は現在の問題意識・技術の記録であって、次の世代の技術・問題意識での調査を奪う事に成ります。現在の学問的水準・問題意識での学術総合調査のためにも保存を要望します。</p> <p>(309) 「文化財調査結果」報告書の中の間歩 C4 の坑道奥から、青緑色鉱物が発見された(2003.5.1)。Scanning X線解析分析、蛍光 X線分析、化学分析などを行った結果 Woodwardite(ウッドワード石)であることを確認した。化学式は $Cu_4Al_2SO_4(OH)_{12} \cdot 3H_2O$ これは 1866 年英国の Cornwall で発見されたのが、資料で見る初見である。その後フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリアなどでも発見されているが世界的に限られた地域でのみ確認されている。ものでその例は少ない。わが国に於いては兵庫県多可郡妙見山麓の樺坂鉱山で確認されているのみで、今回、国崎小路谷で発見されたものはわが国の 2 例目となり、鉱物学的に貴重な存在である。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 第6章 予測及び評価	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(310) 多田銀銅山は銀銅のみでなく紺青・緑青という顔料の採取も行われていた。その歴史は古く『扶桑略紀』によれば長久二年(1041)「自撰津国、始献紺青」とあるのを初見とするが、『宮内庁所両部資料』によれば康永二年(1343)銅 600 斤、紺青 100 両、緑青 100 両の進上が、撰津国採銅所に命ぜられた記録がある。また中世から江戸期にかけて多田銀銅山の紺青・緑青に関する資料を散見することができるが、奈良時代、平安時代初期の資料にそれを発見することはできない。しかし最近、採銅開始が大同年間(806～809)まで遡る史料が発見され注目されている。奈良東大寺盧遮那佛建立に当たり、回廊の蓮子窓の塗装に多量の緑青の使用されていたことが知られているが、撰津採銅所の顔料製法の歴史は更に遡り、当初生産の緑青の使用されていた可能性も考えられる。多田銀銅山で狩野山楽は豊臣秀吉より紺青の採掘を許されたと言う朱印状がある。そして「紺青製法の鉞民此所に多人数出来候由申し伝う」(撰州多田銀銅山濫觴申伝略記)とあり、江戸期の多くの文書に多田の紺青・緑青が記載されている。撰州多田銀銅山は当時山口県の長登銅山とともに紺青・緑青の二大生産地であった。前述の Woodwardite が国崎地区で発見されたことよって、紺青・緑青の採鉱場所がこの地区にあった可能性も考えられる。</p> <p>京都二条城の襖絵で狩野一門の描いたものが多くあるが、狩野山楽によって 1620 年に描かれたものが見つかっている。多田銀銅山は顔料を通して二条城との関わりがあった。多田銀銅山は銀・銅の採掘のみでなく、顔料(紺青・緑青)の生産も盛んに行われ、色彩文化をも支えていたという側面も持っていたのである。</p>	
<p>(311) 供用時における廃棄物運搬車両について、交通規制と安全対策、一市三町からのルート、時間帯等の規制。</p>	<p>(139) 供用時における廃棄物運搬車両について、交通規制と安全対策、一市三町からのルート、時間帯等の規制について明記すべきである。</p>
<p>(312) レクリエーションへの影響 既存のレクリエーション地への影響しか考えない視点は不十分ではないでしょうか？私は当地域こそ適切な(自然をみだりに痛めつけない)市民の癒しの場としてのレクリエーション地、自然観察の場としてソフトな整備を試みるべき空間であると見ています。関係自治体の問題と答えられると思いますが、幸いにして、組合管理者も自治体(川西市)首長も同じ方ですから、ツーカーです。聞こえませんでしたとは言えないですね。川西市長としての後世に残る回天のご英断(方向転換)を下されるよう期待しています。</p>	<p>(140) 既存のレクリエーション地への影響しか考えない視点は不十分ではないでしょうか？私は当地域こそ適切な(自然をみだりに痛めつけない)市民の癒しの場としてのレクリエーション地、自然観察の場としてソフトな整備を試みるべき空間であると見ています。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(313) 「広域ごみ処理施設建設関係市町環境影響審査委員会」について審査メンバーに考古学・鉱山の専門家を要望致します。</p> <p>(314) 審査会のメンバーに鉱山の専門家を加えてください。</p> <p>(315) 環境影響評価審査会に文化財・鉱物・里山の植生等に関する専門家がおられない。委員会の定員は 18 名であり 10 名の余裕がある。市民の信頼に応えるために委員の追加をするべきではないか。</p> <p>(316) 審査会、審議会の委員に考古学や鉱山が専門の学識者は入っていません。最初に判らなかつたことが後で判ればそこでもう一度対応を考えるべきで、この地域の学術調査がまず必要です。</p> <p>(317) 広域ごみ処理施設建設関係市町環境影響評価審査会の委員に、文化財と鉱物の専門家を入れて再審査して下さい(現在、委員は定員 18 名のうち 8 名)。</p> <p>(318) 「環境影響評価審査会」の委員に鉱物と文化財の専門家を加えて下さい。 委員の定員は 18 名です。現在は 8 名です。委員の先生方と相談して鉱物と文化財の専門家も入れて下さい。坑道跡＝間歩も文化財だそうです。縦割り行政はしないで下さい。 2003 年 12 月 25 日、上記「環境影響評価審査会」を傍聴しました。「鉛の検出量が非常に多いことが気になる」との委員発言がありました。この審査会委員の中に文化財と鉱物の専門家がおられたら建設予定地に鉱脈が多いことや、その鉱毒の怖ろしさを説明されたのではないかと思います。</p> <p>(319) 環境影響評価審査会委員に考古学・鉱山関係専門家が入っておられないので信頼できません。再度調査して下さい。</p> <p>(320) 審査会のメンバーには考古学、鉱山の学術研究者を是非加えることを要望いたしたい。</p> <p>(321) 審査会メンバーには考古学及び鉱山の専門家がない。ぜひ加えるべきだ。</p> <p>(322) 「広域ごみ処理施設建設関係市町環境影響評価審査会委員会」について、委員会名簿をみると、委員に文化財についての専門の委員(特に鉱山遺跡に関する)が存在しないのも不思議で、文化財に関する審議判定は誰が行うのか疑問であります。専門委員を置く事を強く要望します。</p>	<p>(141) 環境影響評価審査会の委員に鉱物と文化財の専門家を加えて下さい。</p>
<p>(323) 環境影響評価審査会を傍聴して、25 日に行われた審査会を傍聴したが、「鉛などはいじったら毒が噴出するので、いじらないほうがいい」、「樹木を移設しても、1 年 2 年で結果はでない」、「アセスは基準に合っていればいいという考えはダメ」などの意見が出ている。 ここまでのアセスの進め方、鉛以外にも多種の鉱毒が眠っていること、重要な文化財がある可能性があること、貴重な動植物が生息していることなどの徹底調査を行った上での調査資料を調査委員会に提示したらどのような判断がなされるだろう。おそらくは多くの委員さんは疑問を持つのではないだろうか。 以上のことから、事業自体を一旦白紙に戻し、住民合意を大切にしながらやり直すべきである。</p>	<p>(142) ここまでのアセスの進め方、鉛以外にも多種の鉱毒が眠っていること、重要な文化財がある可能性があること、貴重な動植物が生息していることなどの徹底調査を行った上での調査資料を調査委員会に提示したらどのような判断がなされるだろう。おそらくは多くの委員さんは疑問を持つのではないだろうか。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他 住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(324) 市民の声が届かない今、専門家の審査委員の皆様にも命と暮らしを守る視点も含めて本来のゴミ処理施設のアセスとはを、十分にチェックしていただきたいです。市民の声も不安も知って欲しいです。危険を伴う事業には白紙にしていきたい。心からの願いです。よろしく願いいたします。</p>	<p>(143) 審査委員の皆様にごみ処理施設のアセスとはを、十分にチェックしていただきたいです。市民の声も不安も知って欲しいです。</p>
<p>(325) 当該調査は、係る「ごみ処理施設計画」の「焼却方式や機種」が確定する以前に始められたものであり、係る施設の影響を、十分に反映された調査結果であると認め難い。よって、調査方法、調査内容に不備があり、無効である。</p> <p>(326) 環境影響調査は、ごみ処理基本計画が策定され、焼却施設の規模が確定する。そして焼却方式が選定されてから調査が実施されるべきでないか。環境影響調査実施計画書作成時（2001年11月）及び調査終了時の2003年5月には、ごみ処理基本計画は策定されていませんでした。施設組合が「ごみ処理基本計画案」を組合議会に提出したのは8月21日でした。 焼却方式については2003年1月末に「焼却方式検討委員会」が2方式を推薦する報告書をまとめました。報告書を受け「ストーカ炉+灰熔融炉方式」を決定したのが4月14日です。 ごみ処理基本計画計画が策定されない中での先行して環境影響調査を行うこと自体が問題です。調査終了間に焼却方式選定が行われています。一体何を基準に調査したのかと知りたいです。</p> <p>(327) ごみ処理基本計画が策定されず、焼却方式などが決定されていない段階で環境影響評価が実施されたことに疑問を覚える。</p> <p>(328) 環境影響評価は何を前提にしたのか 手順が踏まれていないのに調査・評価は無理。 環境影響評価に至る手順としては、以下の通りはずです。 ごみ処理基本計画の策定 ごみの現状を分析し、減量化・資源化の方策をたて、焼却せざるをえない量、最終処分量などを推計する。これによって、新施設の規模や内容が見えてくる。 施設整備計画の策定 新施設の規模と内容をより詳細な計画にしていく。焼却方式、機種、炉の規模と数、煙突の高さなどを具体的にしていく。 環境影響評価の実施計画の策定 炉の規模、煙突の高さなどから、必要な調査の範囲など枠組みをさだめ、調査・評価する項目や方法を定めていく。 環境影響評価実施計画に基づく調査。 ごみ処理基本計画と施設整備計画にてらして環境影響評価を行い準備書を作成。 しかし、施設組合がすすめてきた経過をみると、 2001年（平成13年）9月 環境影響評価書作成業務委託契約 10月 ごみ処理基本計画・施設整備計画等策定業務委託 11月 環境影響評価実施計画書縦覧開始 12月 焼却方式検討委員会を設置 2002年（平成14年）5月 環境影響評価現地調査開始 2003年（平成15年）1月 焼却方式検討委員会報告書2方式を提案 4月 焼却方式選定委員会（ストーカ炉+灰熔融方式に決定） 5月 環境影響評価現地調査終了 8月 ごみ処理基本計画案を組合議会に説明 10月 ごみ処理基本計画を決定 11月 土地買収の補正予算を上程（紛糾のすえ多数で可決） 11月27日 環境影響評価準備書の縦覧を開始 この時点で、施設整備計画はまだできていません。</p>	<p>(144) ごみ処理基本計画が策定されず、焼却方式などが決定されていない段階で環境影響評価が実施されたことに疑問を感じる。</p> <p>(145) ごみ処理基本計画が策定されていない中での先行して環境影響調査を行うこと自体が問題である。その上調査終了間に焼却方式選定が行われている。何を基準に調査をしたのか。その結果、環境影響評価実施計画書と環境影響評価準備書の基本項目が食い違っている。</p> <p>(146) 「生活環境影響調査指針」（厚生省）では、時間当たり焼却量、煙突高さで調査範囲を提示しているが、煙突高さが決まったのは環境影響評価の最終段階である。ごみ処理基本計画並びに施設整備計画に基づき環境影響評価をやり直すべきである。</p> <p>(147) 「一般廃棄物処理施設設置マニュアル」（兵庫県）によると、まずごみ処理基本計画が策定され、この計画に基づいて焼却規模、焼却方式、煙突高さ等を考慮し、生活環境影響調査を行うこととなっている。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他 住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>環境影響評価実施計画策定の時点で、処理するごみ量も、炉の規模も煙突の高さも焼却方式も何もかもまったく決まっていなにもかかわらず、炉の規模を285トンと「仮定」しただけで、どうして調査がスタートできたのでしょうか。旧厚生省の生活環境影響調査指針では、煙突排ガスの影響調査の範囲について、時間当たり焼却量（炉の規模）と煙突の高さ、要調査半径を例示しています。285トンの炉なら時間あたり11.9トンの焼却能力ですが、旧厚生省例示では、施設規模12トン/時では煙突の高さは80メートル、調査対象半径は8キロメートルとなっています。ところが準備書は、5キロメートル四方という表現はできません。煙突の高さは59メートルと書かれていますが、この判断をしたのは「最終段階」（説明会での施設組合答弁）ですから、計画段階でも、調査段階でも煙突の高さは想定していなかったのです。</p> <p>組合議会で論議になった点の再検討さえなく「ごみ処理基本計画」を決定したのは、今年10月半ば（組合議会での答弁）。炉の規模決定はこの時点です。しかも、「施設整備計画」は、まだできていません。</p> <p>こんな状態で強行した環境影響評価が、もし認められるというなら、どんな無謀もまかり通ることになってしまいます。</p> <p>全ての土台となるべき「ごみ処理基本計画」自体も、循環型社会への時代の流れから見て、減量化・資源化にたいする基本姿勢が問われる内容であることに加え、焼却ごみ量の推計の仕方も杜撰であり、最終処分量も明記していないなど、これが「基本計画」と言えるのか疑わしい内容であることも、付言しておきます。</p> <p>(329) 環境アセスメントの本来の目的の一つとして柳憲一郎氏はその著書の中で「事業による経済的メリットと環境低下のデメリットを明確にして、住民の意思決定の判断材料を提供する」ことであり、「決断に必要な情報を提供するのが環境アセスメントの役割であり、どの程度までなら許せるかを決断するのは行政ではなく住民」と書かれています。決断するための情報は住民の不安や疑問に的確に答えたものであり、何よりも信頼性の高いものであることが必要です。今回の環境影響調査は、この地域でどんなごみがどれくらい出て、それをどう処理するかを決めるごみ処理基本計画、その処理のためにどんな施設が必要かを定める施設整備計画が無いまま始められました。</p> <p>(330) 本来ごみ処理施設における手順として、ごみ処理基本計画が策定され焼却施設の規模が確定する。次に焼却方式を選定し煙突の高さなどを考慮し生活環境影響調査を行うことになっているが、環境影響評価実施計画書作成時の2001年11月及び環境影響調査終了時の2003年5月にはごみ処理基本計画は策定されていなかった。施設組合は2003年8月21日の施設組合議員総会に「ごみ処理基本計画（案）」を提出。表題の日付は平成5年3月・・・猪名川町、豊能町、能勢町では3月末までに「ごみ処理基本計画」がまとめられ議会や住民に公表しているが、一番多くごみを出す川西市が「ごみ処理基本計画」を議会に説明したのは8月25日。住民合意を得なければならぬごみ処理基本計画が策定されていない中で先行して環境影響調査を行う事自体が問題である。その上調査終了間際に焼却方式選定が行われている。何を基準に調査をしたのか。その結果環境評価実施計画書を準備書の基本項目が食い違っている。</p> <p>(331) 施設建設にあたっての環境影響評価を正確に実施しようとするれば、 先ずごみの分別・減量化によって最終的な焼却量を算出するという「ごみ処理基本計画」を立てなければならない。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	意見の概要
住 民 意 見	
<p>この計画に沿って炉の規模や煙突の高さなど、「施設整備計画」を立てる。 この施設整備計画に基づき環境影響評価の範囲や必要項目が決定されてくる。 その上で環境影響評価実施計画を立てる。 このような手順を踏むべきであるが、「ごみ処理基本計画」ができたのは今年の10月半ばとのこと。当然「施設整備計画」も存在しない段階で炉の規模を285トンに設定し、アセスを開始している。炉の規模が小さくなったからいいという問題ではない。アセスへ取り込む姿勢の問題である。旧厚生省の指針では、時間あたりの焼却量と煙突の高さで必要な調査範囲を提示しているが、煙突の高さが決まったのが最終段階とは、あまりにもいいかげん、環境影響評価の実施にあたって重大な瑕疵があると看做されるを得ない。当然「ごみ処理基本計画」並びに「施設整備計画」に基づき、「アセス」を一からやり直し、正確を期すべきである。</p>	
<p>(332) 前提条件である「ゴミ処理基本計画」も「施設整備計画」も出来ていない段階でのアセスに疑問を持ちます。アセス実施計画書(2001年11月) アセス現地調査開始(2002年5月) アセス現地調査終了(2003年5月)後、「ゴミ処理基本計画(案)」が公表された(2003年8月21日)「施設整備計画」については12月26日現在いまだに公表されていない。ゴミ焼却場を造るのに、どれだけのゴミを、どのようにどんな施設で、どのように処理するのか。それが判明していない段階でアセスにはいるのは誰が考えてもおかしい。基本項目である規模についても、アセス実施計画書とアセス準備書では大きく異なっている。このようなやり方では、不信を招き不安や疑問が残るばかりです。</p>	
<p>(333) 環境影響調査は問題です。 ・H13年の環境影響評価実施計画書では、事業面積は10ヘクタール ・焼却施設 285t/日 (24H) 11.8t/h ・工期 2006年(H18年)期末の完成予定 ・今回の準備書では ・予定区域 33.8ha 内訳は造成地区9.1ha、残存緑地24.7ha ・焼却施設は235t/日 (24H) 9.8t/h ・工期 2008(H20) 年度から稼働開始 (意見)工期についても計画書と準備書では大きなずれが見通しのないまま、適当に示しているとは思えません。</p>	
<p>(334) 本来ゴミ処理施設建設に於ける手順からみても問題です。 住民合意を得なければならないごみ処理基本計画が(H15年8月)策定されない中での先行して環境影響調査が行われること自体問題で、環境影響調査終了間際に焼却方式選定が行われている。何を基準に環境影響調査をしたのか。その結果、環境評価実施計画書と今回の準備書の基本項目が全く食い違う事になっている。</p>	
<p>(335) 12月16日のアセスの説明会で煙突の高さをいつ決定されたのですかと質問したら、はっきりとした日時は答えられませんでした。アセスの最終段階で決定したとのことでした。アセスを行う前提となる焼却炉の方式も2003年4月14日でしたし、「ごみ処理の基本計画」を川西市議会に説明したのも、8月25日です。環境影響調査が終了したのが、2003年5月です。環境アセスを行うためには、発生するごみの量やごみの組成などを考慮し、炉の規模を策定し、焼却方式を決定し、煙突の高さを決めて、煙突の高さを根拠にアセスの範囲を定めるとというのが、アセスの手順であるはずである。煙突の高さにより、排出される物質の着地濃度が環境基準値必ず下回るか否かの予測について、環境アセスメントが</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	意見の概要
<p>住 民 意 見</p> <p>不可欠であるのに、煙突の高さを決定しないままの今回のアセスの調査は、信頼性に欠けたものである。</p> <p>(336)平成12年3月兵庫県が作成した「一般廃棄物処理施設設置マニュアル」によると、まずごみ処理基本計画が策定され、この計画に基づいて焼却規模が確定し次に焼却方式を選定してその焼却施設の煙突の高さ等を考慮し、生活環境影響調査を行なうこととなっている。しかるに本環境影響評価実施計画書作成時(平成13年11月)及び環境評価調査終了時(平成15年5月)には、ごみ処理基本計画は未策定であった。しかし施設組合は平成15年8月21日に開催された施設組合議員総会において表題日付平成15年3月の「ごみ処理基本計画(案)」を提出したのである。この平成15年3月末までに「ごみ処理基本計画」がまとめられ、議会及び住民に公表しているのは能勢町・豊能町・猪名川町の3町であり、ごみの最多排出量自治体である川西市が「ごみ処理基本計画」を議会に説明したのは平成15年8月25日であった。また、焼却方式については平成15年1月末に「焼却方式検討委員会」が2方式を推薦する答申をまとめ組合に報告している。この答申を受け組合として「ストーカー炉+灰溶融方式」を平成15年4月14日に決定した。本来住民合意を得なければならない「ごみ処理基本計画」が未策定のままでの環境影響調査を実施すること自体問題であり、その上環境影響調査が終了する時期と重なったの焼却方式の決定で何を基準に環境影響調査を行なったのかおおいに疑問が残るところである。また、そのことが環境評価実施計画と環境影響評価準備書の基本項目の食い違いとなって現れていると思われるのである。</p> <p>(337)環境影響調査は砂上の楼閣 ・2001(H13)年11月策定の環境影響評価実施計画書では *事業対象面積 約10ha *焼却施設 285トン/日(24h)11.8t/h *工期 2006(H18)年9月末の完成予定 ・今回の準備書では *事業区域 33.8ha 内訳は造成地区9.1ha、残存緑地27.4ha *焼却施設は235トン/日(24h)9.8t/h *工期 2008(H20)年度から稼働開始 <問題点・疑問点> ・本来ごみ処理施設建設における手順(「一般廃棄物処理施設設置マニュアル」出典:兵庫県平成12年3月)として、ごみ処理基本計画が策定され、焼却施設の規模が確定する。次に焼却方式を選定し、煙突の高さなどを考慮し生活環境影響調査を行うことになっている。 ・環境影響評価実施計画書作成時の2001(H13)年11月及び、環境影響調査終了時の2003(H15)年5月には、ごみ処理基本計画が策定されていなかった。しかし施設組合は、2003(H15)年8月21日の施設組合議員総会に「ごみ処理基本計画(案)」を提出。表題の日付は、平成15年3月になっていた。猪名川町・豊能町・能勢町では、3月末までに「ごみ処理基本計画」がまとめられ、議会や住民に公表しているが、一番ごみを出す川西市が「ごみ処理基本計画」を議会に提出したのは8月23日。 ・焼却方式に関しては、2003年1月末に「焼却方式検討委員会」が2方式を推薦する報告書をまとめた。報告書を受け「ストーカー炉+灰溶融方式」を決定したのが4月14日。 ・住民合意を得なければならないごみ処理基本計画が、策定されない中で先行して環境影響調査を行うこと自体が問題。その上、環境影響調査終了間際に焼却方式選定が行なわれている。何を基準に環境影響調査をしたのか。その結果、上記に示した環境評価実施計画書と準備書の基本項目が、食い違ったお粗末さ。 ・事業対象面積が増えた理由は1-20に記載されている</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>が、環境影響評価実施計画書作成時には、残存緑地の考えはなかった。残存緑地を必要とする理由は「野生生物の生息環境が消失することから、自然環境の保全を目的として十分な面積を確保する」としている。どのように維持管理するのかとの議会答弁は、「年1回程度、ツルなどを切る」とのこと。しかし環境影響調査のあらまし11-2では、「生息する重要種については、周辺地域で生息可能な環境が広がっており、影響は少ないと考えられます。」となっている。</p> <p>(338) 何を基準に調査をしたのか。 ごみ処理基本計画が策定されていない。焼却施設の規模が確定されていない。焼却方式が選定されていない。このような時期の環境影響調査は、信用できない。</p> <p>(339) 環境影響調査終了間際に焼却方式選定が行われている。何を基準に環境影響調査をしたのか？</p> <p>(340) 焼却施設も決まらない内に測定を行い、どうして、良い、悪いが判断出来るのか、煙突の高さなど、生活環境影響調査を行っていない。</p> <p>(341) 住民合意を得なければならぬごみ処理基本計画が策定されない中で先行して環境影響調査を行うこと自体が問題である。その上、環境影響調査終了間際に焼却方式選定が行われている。何を基準に環境影響調査をしたのか？</p>	
<p>(342) 「ごみ処理基本計画」を市議会にはかって確立するという手順を又きに、従って何ら実情に基づくことなく「環境影響評価」なるものをデッチあげてしまうという貴施設組合のやり方が広く世間に知れたらもの笑いになるだけでなく、市民と世間をだますことになりす。仮に現在の進められているごみ処理場が稼働して今から10年後にいま、指摘されている問題点（環境破壊とムダな公共事業、財政負担の大きさ）がでた場合、現管理者は必ず退任しており、責任をとることなくほくそ笑むだけしかできないのです。もっと市と市民の将来、孫子の代のことを考えて行政にあたるべきではないですか。施設組合議会の討議と運営も実態が市民に知れると到底その責にあるまじき粗末ぶりです。そもそも1997年に国が焼却施設の広域化・大型化を打ち出したもとで（これは後に是正されたが）豊能美化センターのダイオキシン問題が顕在化し、その対応が課題になる状況で現管理者が「猪名川上流ごみ処理施設」を発案し（…当時のノック知事との約束の風評あり）、施設組合をスタートさせた。2000年頃から状況が大きく変わっているの、柴生管理者がメンツにこだわっているとしか考えられない無責任な姿勢で建設を進めようとしていることはとても納得できません。国崎地区での計画は一旦白紙に戻すと共に施設組合を解散し、川西市と猪名川町だけのゴミ問題の対応について一から検討することを求めます。</p> <p>(343) 「ごみ処理基本計画」を作り、住民の合意を得る前に処理施設に関する様々なことを決めてしまうのは手順が間違っており、後から「ご理解下さい」などと言われたから「理解できる」ということではありません。</p> <p>(344) 手順、手続が正規に正しく行われていません。正しい手順でやって下さい。</p>	<p>(148) 「ごみ処理基本計画」を市議会にはかって確立するという手順を又きに、従って何ら実情にもとづくことなく「環境影響評価」なるものをデッチあげてしまうという貴施設組合のやり方が広く世間に知れたらもの笑いになるだけでなく、市民と世間をだますことになりす。「ごみ処理基本計画」を作り、住民の合意を得る前に処理施設に関する様々なことを決めてしまうのは手順がまちがっており、正しい手順でやって下さい。</p>
<p>(345) 一市三町の一日のゴミ量に付いて、川西市は未だ決定していない状況なのに、此の様なアセスを行ったのは大変矛盾を感じる。</p>	<p>(149) 一市三町の一日のゴミ量に付いて、川西市は未だ決定していない状況なのに、此の様なアセスを行ったのは大変矛盾を感じる。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	意見の概要
<p>(346) ごみ議会に当初の3倍もの土地の購入を提案した際に「アセスも始まっていないのに提案するのは問題がある」といった内容の質問に対し、「アセスに問題はないと考えている」</p> <p>「」の中は議事録に基づくものでないのに、文言は違っていると思うが、内容としてはこのような中身であった。と答弁しているが、「アセス」を行えばそれを縦覧し、意見を求め、その上で次の段階に入るとするのは民主主義の常識である。それを縦覧そのものも始まっていない段階で「私たちが自信を持って提案しているのだから、問題はない」と、強引に進めるとすることは、「アセス」そのものを形骸化、もっと言うなら否定したやりかたであり、到底許されるものではない。</p> <p>(347) 準備書の縦覧が始まったのは11月27日であるが、それ以前の11月20日の組合議会で事業予定地の購入費を含む補正予算案が提案され、可決されている。環境影響評価が終わっていない事業予定地の購入にゴーサインを出すところに、組合理事者の環境影響評価を軽視する姿勢が表れていると言わなければならない。公正な環境影響評価の実行を脅かす組合理事者のこのようなやり方に先ず抗議の意思を表明する。</p>	<p>(150) ごみ議会に当初の3倍もの土地の購入を提案した際に「アセスも始まっていないのに提案するのは問題がある」といった内容の質問に対し、「アセスに問題はないと考えている」と、強引に用地買収を進めるということは、「アセス」そのものを形骸化、もっと言うなら否定したやり方であり、到底許されるものではない。</p>
<p>(348) やはり『環境アセスメント』は『環境アワズメント』なんですね。稼働後だけではなく、工事中の環境への影響を評価しようという姿勢は評価します。環境アセスメントに関しては、『環境委員会議事録』にも、読みとれますように、『環境アワズメント』と言われる程、お手盛りの数値が並び、信頼性に欠けるそうです。実稼働の際の予測値は他府県の例を見ても安心できないものです。『倫理観』で説明されましたが、数値に改ざんがあったことが、後日判明しても、当時の担当者がいなかったり、退職させていたら、責任の取り様がありません。数値が正しいかどうか、不安が付きまといまいます。隠されていますが、全国で爆発事故も起きています。予測以上の高温になったり、予測せざるメタンガスの発生等で起こります。また、インターネットには、ごみ処理施設で働く人の『告白』もあります。某所のごみ処理施設で働いている人の『見学時の報告値修正』の告白です。規模が大きくなると、小規模の場合無視出来る数値でも、問題にしなければならないことになりまいます。出来るだけ、小規模で稼働すべきでしょう。</p> <p>(349) 全体として、「環境基準値以下であればよい」という姿勢があからさまです。それは“基準値までの行為は許される”ということにつながり、結局、良好な自然環境・生活環境を壊していくことになりまいます。当該地域の環境の全体像をきちんと把握し、その全体をしっかりと保全する姿勢をこそ、強く要求します。全体として、“アセスメント”ならぬ“アワズメント”、事業を進めてよいという結論が先にあって作文されているとしか思えない準備書であり、憤りを禁じえません。住民合意もなく、手順も踏まず、住民への説明責任も果たさず、議会も軽視して進めてきたこの事業は、一度白紙にもどすよう強く要求します。</p> <p>(350) 環境アセスメントはアワズメントであります。今回のアセスメントは、行政側が「自分で問題を作り、自分で回答を書き、自分で採点しています。真の正しいアセスメントではありません。</p>	<p>(151) 今回のアセスメントは、行政側が「自分で問題を作り、自分で回答を書き、自分で採点しています。真の正しいアセスメントではありません。</p>
<p>(351) 環境影響評価準備書が出され基準内と評価されましたが、実働でないかぎり、安全と評価できないと思えます。</p> <p>(352) 説明会も参加しましたが、いろいろ細かいデータはあげていても、それはすべて予測です。環境豊かな、60万人の飲料水の水がめの上に一度焼却炉を作ってしまうと、半永久的となるでしょう。市民にもっと広く、このことを説明し、合意を得てからでも遅くありません。巨額の血税を使うのにもっともっと慎重にすべきです。25,000人余の署名の重みを受けとめ、ごみの減量、リサイクルにごそ力を入れるべきです。人間らしく、健康で心豊かに生活できる川西をめざして下さい。</p> <p>(稼働後)実施後の大気汚染、水質汚染、土壌汚染などについて、環境基準以下がほとんどとなっていますがそれはあくまで予測ではないでしょうか。</p>	<p>(152) 施設稼働後の大気汚染、水質汚染、土壌汚染などについて、環境基準以下がほとんどとなっていますが、それはあくまで予測ではないでしょうか。実際には安全と評価できないと思えます。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	意見の概要
(353) 環境影響評価準備書の縦覧・説明会の案内「広報森の泉 No6」に数値記載のミス(本件の1部は豊能町の環境課から連絡して貰った)があり、また準備書の中にも資料の頁取り違いなどが出ていること。	(153) 環境影響評価準備書の縦覧・説明会の案内「広報森の泉 No6」に数値記載のミスがあり、また準備書の中にも資料の頁取り違いなどが出ている。
(354) 環境影響評価準備書の資料集の中に環境影響評価準備書に全く関係のない資料(上層逆転層発生時、フューミゲーション発生時、ダウンウォッシュ発生時などの予測は年間平均濃度の算出には全く算入されていないことは説明会で明らか)を記載して読者を混乱に陥れている。説明に必要な各種の資料を記載し説明に関係のないものは削除して戴きたい。	(154) 環境影響評価準備書の資料集の中に環境影響評価準備書に全く関係のない資料(上層逆転層発生時、フューミゲーション発生時、ダウンウォッシュ発生時などの予測は年間平均濃度の算出には全く算入されていないことは説明会で明らか)を記載して読者を混乱に陥れている。説明に必要な各種の資料を記載し説明に関係のないものは削除して戴きたい。
(355) 今回の環境アセスメントは同規模の他の自治体と比べて高すぎます。	(155) 今回の環境アセスメントは、同規模の他の自治体と比べて金額が高すぎます。
(356) 当該「環境影響評価」は、実施にあたり川西市側の一部地権者の承諾、許可をもって、強引に始められたものであり、発注者である施設組合は、係る調査の範囲を規定しながらも、調査範囲内の多くの地権者の承諾、許可を取っていない。よって、対象範囲内を隈なく調査された結果か、どうか、はなはだ疑問である。係る手続きがなされていない以上、当該調査そのものが不備であり、条例の規定どおりの調査がされたと認め難く無効である。	(156) 施設組合は、調査範囲内の多くの地権者の承諾、許可を取っていない。よって、対象範囲内を隈なく調査された結果かどうか、はなはだ疑問である。
(357) 環境準備書の縦覧の曜日、時間帯について働く市民への配慮がないのが残念です。莫大な税金が投入される事業についてもっと市民合意を大切に市政を望んでいます。	(157) 環境影響評価準備書の縦覧の曜日、時間帯について働く市民への配慮がない。
(358) 環境影響評価準備書の縦覧の締め切りが12月26日であり、意見書提出の締め切りも同日となっており、その日にしか縦覧できない市民もいるはず。そのような方にとっては意見書提出はまず無理となるのでないか。従って縦覧そのものを諦めたということにもなりかねません。縦覧の締め切りから意見書提出締め切りまでに一定期間の猶予を置くべきだと強く主張します。	(158) 環境影響評価準備書の縦覧の締め切りと意見書提出の締め切りが同日となっている。縦覧の締め切りから意見書提出締め切りまでに一定期間の猶予を置くべきである。 (159) 環境影響評価法や兵庫県の環境影響評価条例では、意見書の提出期限が縦覧期間終了後2週間までと定められているが、今回の意見書提出期限が縦覧終了と同時に締め切るという法を無視した強引なやり方である。
(359) 今回の環境影響評価準備書縦覧について、1市3町住民のどのくらいの方がご存知だったでしょうか。住民にとって将来にわたり重大な関わりをもたざるをえない「広域ごみ処理施設建設」であればこそ、行政として全ての住民に知らせ理解をえるための真摯な努力が求められたはずです。広報『森の泉』は、縦覧開始の前日新聞折り込みされましたが、この広報自体がたった年2回不定期に折り込まれるだけです。それが広域ごみ処理施設組合の広報紙であることも知らない人たちが多く、ましていつ折り込まれるかも全く分からないなかで、縦覧前日の『森の泉』に気づき、それを読んだ方がどれだけあるでしょう。川西市の広報紙12月1日付けには、意識している人が探さなければわからないほどの小さなお知らせとして掲載されただけです。縦覧は30日間となっていますが、土曜日曜日も、平日の夜間も見ることができず、実質は21日間しかありませんでした。住民説明会は、各自治体1回きりで平日の夜、わずか2時間というものでした。もっと開くべきだとの声や、時間延長を求める声にも答えず終わりました。意見書の提出期間についても、縦覧期間とともに締め切るとされているのは納得できません。「環境影響評価法」では、準備書縦覧期間後2週間までを意見書提出期間としており、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」でも同様の意見書提出期間が定められています。施設組合議会発足と同時の条例制定時、議会への提案説明は、それらの法律について一切触れず、県条例に準じたとのことだけで通したのですから、法律との関係で不備があれば条例改正で対応すべきです。以上のように、住民への周知、説明責任、住民の意見提出を保障し尊重するという行政の本来の義務と責任に照らして、準備書縦覧に対する施設組合の姿勢そのものに大きな問題があることを、まず指摘します。	

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他 住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(360) 意見書の提出期限について、「法」では縦覧期間終了後2週間までと定めているが、今回の意見書提出期限が縦覧終了と同時に締め切るといふ、「法」を無視した強引なやりかたである。</p> <p>(361) 説明日からたった10日間で意見を言うことが出来ず、しかも、12月下旬とは女性にとって、1年で一番忙しい時期、縦覧も出来ませんでした。年明けにして多くの市民の声を聴く姿勢が欲しかったです。</p> <p>(362) 縦覧後すぐ意見書は出せない提出日延長を求めたが条例を変えないと出来ない、何一つ市民の声を聴く耳も見直す姿勢もない。施設組合は、誰の為に何の目的に向かって事業を進めているのかいつも疑問に思う。腹立たしく怒りをも湧いてくる。</p> <p>(363) 環境アセスメントの評価準備書縦覧が平成15年11月27日から12月26日までになっており、意見書の提出も12月26日になっているが、兵庫県の環境影響評価の手続きの流れでは、準備書の内容について、意見のある方なら誰でも、縦覧期間+15日となっています。一部事務組合はどうして、縦覧期間の最終日になっているのでしょうか。</p>	
<p>(364) 環境影響評価書の縦覧について、分厚い資料が二冊セットになっていましたが、縦覧する場所が役場内の待合のイスなので充分ゆっくり広げてみるのにとても見にくかったです。もう少し机のある場所でゆっくりと見たかったです。</p>	<p>(160) 環境影響評価準備書の縦覧について、十分ゆっくり広げて見られる場所で閲覧したかった。</p>
<p>(365) 12月16日の市の説明会は通り一遍で誠意ある態度はみられなかった。16万人の人口を持つ市の説明会が一ヶ所です。しかも一時間の説明でその中味たるは真剣に調査したものとは程遠いものであった。</p> <p>(366) 16日文化会館での市の説明会に行きました。「森の泉」の原稿をスライド付きで読み上げただけでした。市民の質問でランニングコスト年2億~3億必要との事。それにプラス人件費一人900万×13人。職員の高給に驚きました。僅か一時間の説明で何も明解にならず後の一時間が僅か7人の市民の質問で時間切れで終わり。教えて欲しい事山積しているのに「ハイ時間です。」これで終わります。市民の皆様にご理解いただいて…。市の態度はあまりにも傲慢ではないですか？ - 小学校区単位で説明会を開催して下さい。</p>	<p>(161) 川西市では、たった一度平日の夜1時間の説明に、1時間の質疑応答のみで当日多くの市民が発言を求める声にも背を向け、時間がきたと打ち切ってしまった。小学校区単位で説明会を開催してください。</p> <p>(162) 説明会では、現地調査結果や影響予測の説明をアセスメント会社側が分担していることに、組合の取り組み姿勢に不安を感じる。</p> <p>(163) 説明会は、ごみ処理施設に対して市民が意見を言える初めての機会ですから、多角的に意見が出るはずであり、環境影響評価準備書に係る意見のみという発言は、聴かない姿勢の表明と言える。</p> <p>(164) 説明会について映像撮影をしていたが、その利用内容と処分方法を明らかにしてほしい。</p>
<p>(367) 2003年12月19日、「発言は、環境影響評価準備書にかかる意見だけに限ります」という発言は、まさに「聴かない」という姿勢の表明ととれますね。『猪名川上流広域ごみ処理施設』に対して市民が意見を言えるのは、初めての機会ですから、多角的に意見が出るはず。今日、「発言は、環境影響評価準備書にかかる意見だけに限ります」と言われるなら、「他の意見は、いついつ聴かせて頂きます」というアナウンスをすべきですね。少し変化したかなと思える川西市政、行政体が変われば、元どおりなのではないでしょうか？市民からは、行政全体は、知らせない 聴かない 相手にしないの『3ない』主義の様に見えます。</p> <p>(368) 説明会会場において施設組合は映像撮影をしていたが、録音で足りる。撮影した映像の利用内容と処分方法を明らかにしてほしい。</p> <p>(369) 住民が持つ不安や疑問に答える説明会であるはずなのに、12月16日の説明会はまだ質問したいと言う人がいるにもかかわらず、時間が来たからと終了してしまっただけ。条例で決めているからやったというに過ぎない。住民の声を聞こうという姿勢は全くなかった。抗議の意味を込めた意見としたい。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他 住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(370) 市民生活と深い関わりのある、ごみ処理施設建設の環境影響評価の説明が、川西で1回、しかも夜に行われて、多くの市民が参加出来にくい状況を作っている不誠実さに一言申します。</p> <p>(371) 先日の説明会に参加しましたが、何一つよしなかった、それならといえる説明はなく、あれは報告ではなかったかと思えます。僅か2時間の間に市民の声を十分に聴くというだけではなく、型だけのものであり、あれで手続きはと言われるのは甚だ迷惑なこと、もっと丁寧な説明会をするのが事務組合の責任だと思えます。</p> <p>(372) 川西市での夜の市民説明会でもたった一度平日の夜1時間の説明に1時間の質疑応答のみで当日多くの市民が発言を求める声にも背を向け時間が来たとき打ち切ってしまった。</p> <p>(373) 説明会では現地調査の結果や影響予測の説明をアセスメント会社側が分担していることから見て、貴組合の取組みに不安を感じる。もっと真剣に取り組んで戴きたいと思えます。環境影響の予測・評価は事業を進めるために貴組合の最も大切なものであり、その結果に責任を持たなければならぬ貴組合が本来説明すべきものであるにも関わらずアセスメント会社に説明を任せしたのは、将来の事後調査で予測と相違する結果が出た場合に、“それはアセスメント会社がやったこと”と言う心算があるのかと疑われてもしかたがないと思えます。</p>	
<p>(374) 地元の反対をしている人達、常に不利を押しつけられている過疎地区の痛みを知るべきである。</p>	<p>(165) 地元の反対をしている人達、常に不利を押しつけられている過疎地区の痛みを知るべきである。</p>
<p>(375) 猪名川上流にごみ処理施設を作るにつき様々問題があるように聞きます。造成面積、買収面積 247 億という高額の支出等につき多数の市民の意見を聴けるよう市の広報に載せるなどしてもっと広く市民の声を聴いて納得のいくようにして施設を建設されることを希望します。</p> <p>(376) 「広報かわにし」では行政 SR 作戦を前面に出していますが、高齢者福祉関係の優待パスの見直しに始まり市民のささやかな楽しみである公民館の利用を有料にするとか。市長自ら赤字財政を宣言するのなら市長及び職員の給料並びに退職金を見直すべきです。ましてや巨額のお金が必要な広域大型ゴミ焼却場建設は住民の合意が得られる迄白紙にしてください。</p> <p>(377) 当該調査の発注者である施設組合 管理者は、当該「環境影響評価」の結果の出る以前から、「当該ごみ処理施設は周囲の環境に、何等影響を与えない。」と言い切っており、このような言動を繰り返して述べている管理者の「意図」が、初めからある以上、発注者の「意図」が結果に影響を与えていないとは言い切れない。よって、発注者の「意図」の影響を受けていない専門家や、地元住人の意見こそ重要視、且つ尊重されるべきであり、多くの植物学者、動物学者、歴史学者、鉱山・鉱物学者、環境学者が「保全すべき環境である。」と言う意見を述べていることを尊重して、当該計画を即時中止すべきである。</p> <p>(378) 補助金の『金銭的予算』の減少と住民の『合意形成』への『時間予算』のバランス 組合の会議では、休憩の後で大逆転があったとのこと。その間に話されたことは、今の1市3町の焼却炉の寿命を考えるともう見切り発車をせざるを得ない平成18年までに完成しないと補助金が1/2から1/4に減額されるが説得理由ではなかったのでしょうか？3町も、別々</p>	<p>(166) 地元住人の意見こそ重要視、且つ尊重されるべきであり、多くの植物学者、動物学者、歴史学者、鉱山・鉱物学者、環境学者が「保全すべき環境である。」と言う意見を述べていることを尊重して、当該計画を即時中止すべきである。</p> <p>(167) 合意形成のために『時間予算』を使って、『金銭予算』をすこしあきらめるという考えはないのですか？ゴミ焼却場建設について、『自然への配慮』『人の心への配慮』が十分になされず、補助金ほしさに決定を急いだなんて、子供・孫に説明出来ません。</p> <p>(168) 環境アセス等々、市民住民の多数の合意が必要である。ごみ処理事業組合が主導的に進めようとしているが住民が主権者である。よく理解して市民が市民の為にやるのだ。市民に理解を得る努力をしる。</p>
	<p>(169) この地での建設計画を凍結・再検討し住民の協力を得て、早急に代替適地を選定して地域住民多数の合意を得ての建設を切に望むものである。</p>
	<p>(170) 赤字財政の中、巨額のお金が必要な広域大型ゴミ焼却場建設は住民の合意が得られる迄白紙にしてください。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>に建設しようという考えもあるということです。100 トンでも補助金が出るということですから、何も、むりやり大きな焼却炉を作る必要はありません。住民の『合意形成』のための『時間予算』を費やしても、『金銭予算』は、おつりがくるのではないのでしょうか？いたずらに急ぐことは、痛くない腹を探られることとなります。「市民との協働」を考えると、まずいのではないですか？今まで通り、行政は『住民の合意形成』に配慮する事なく、知らせない 聴かない 相手にしないの『3 ない』主義を継続されるという事ですね。赤字目指してまっしぐらということですね。何も、住民の100%の支持を取り付けることとは、言いません。もう少し、不安を訴える住民の意見に耳を傾けてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>(379) つい、先日まで、嘗々と納税させて頂きました。何も意見を言えずに。そして、やっとなみなさんのやっておられることを見られるようになり、見せて頂きますと、正直「なにをしてくれているんだ」と感じました。立場が違いますから、おのずと意見は異なるでしょう。しかし、行政全体は、知らせない 聴かない 相手にしないの『3 ない』主義の様に見えます。行政側には、完成するための時間に限りがあるでしょう。そのため、市民との『合意形成』ができるまで、待っておれない。『金銭予算』で済むことなら、そちらで済まそう。補助金で賄えるなら好都合だ。国には、「このように市民との『合意形成』が出来ました」と報告を出そうと焦るのでしょうかね。合意形成のために『時間予算』を使って、『金銭予算』を少し諦めるという考えはないのですか？私は「反対のための反対」をしているつもりはありません。本当に自然の大本の『水』、『心の健康』を守りたいんです。パブルの間に顧みなかったがために、将来禍根を残すことは、防ぎたいのです。居丈高には、物を言いたくありません。恫喝もいやです。出来るだけ冷静に行きたいです。</p> <p>こんな大規模なプロジェクト、数行で意見が終わるはずはないですよ。ずっと、デモをしておられる方たちもおられます。平成 18 年までに工事完了しておれば、補助金が 1/2。それ以降なら 1/4 になるなら、その差 1/4 を『合意形成費』と考え、話し合いで市民に『1/4 を補おう キャンペーン』を起こさせたらいいのではないのでしょうか？280 トンから 235 トンに規模縮小しました。人口横ばい、ゴミ減少に関するキャンペーンもまだ十分ではありませんね。女性の意志を尊重してあげて下さい。さらに、燃やすべきゴミは減るのではないのでしょうか？各市町村で独立して焼却する方が、管理上もメリットがありますよ。</p> <p>日本は、パブルの時代に『発展』という錦の美旗で『自然への配慮』『人の心への配慮』を軽視する風潮を増長してきました。まさに、その真っ只中にいた訳ですが、様々な反省を致します。私たちのグループは、『ごみ』に対して第一次的に目標にはしていませんので、客観的に状況が見える様に思います。しかし「水を汚されそう。子供・孫たちに綺麗な水を残せないようだ」、「住民の心をもてあそばれている」と感じれば、敢然と立ち上がります。特に、日本の中高生の心の荒廃、これは、大人の責任でしょう。大人の言動を見ての『将来への希望のなさ』は、いたく心を痛めて受け止めねばならないでしょう。日本の中高生の日本の社会への満足度は 9.4% です。</p> <p>ゴミ焼却場建設について、『自然への配慮』『人の心への配慮』が十分になされず、補助金ほしさに決定を急いだなんて、子供・孫に説明出来ません。幸い、説明会に出席されていた 15 名中 7 名の方が『一庫ダム』の水を飲んでおられるということだそうです。引っ越しされない限り、『不安』を共有しながら、この建設を決定されようとしているのですから、心強いことです。そうすれば、あなた方が納得した『理由』を公表してください。</p>	

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>また、「子供・孫の時代まで、引っ越しせずに『一庫ダム』の水を飲みつづけます」との意志表示をして下さい。稼動し始めたら、担当された方は、ゴミ焼却場の恐ろしさを知っているので、一人ずつ引っ越しをして行くということのないことを祈ります。黒川地区の方は命をかけておられます。あなたがた7名も命をかけて下さいね。(黒川地区の方の意思表示は、当初『交換条件』が出版ひっくりかえるのではとも思いましたが、軽トラ行進をあれだけ継続されるということ、『共同会館』の様子を見れば、並々なる決意だと思えますよ。あの人たちの意志を軽視するとよくない結果になるのではないでしょうが。)</p> <p>組合側の一方的な、単に「住民に対しての説明会を開きました」という形だけの表面的なやりとりではなく、より真摯な取り込みを求めます。この川西市にも、黒川地区の方、『ごみ問題』を主に取り組んでおられる方がおられますので、その人たちの意見に耳を傾けて上げて下さい。よろしく、お願い致します。私は、水と人の心を守りたいんです。</p> <p>(380) 環境アセス等々、市民住民の多数の合意が必要である。市民住民が主権者である。市民に納得してもらえ説明を充分にして施工されるべきだ。文化財としても重要である事がわかっていない。環境も悪くなる。ごみ処理事業組合が主導的に進めようとしているが住民が主権者である。よく理解して市民が市民の為にやるのだ。市民に理解を得る努力をしる。</p> <p>(381) 5年前突然、市二町首長のみで、一致し発表までは誰にもとにかく漏らさないと暗黙の了解となった(15年8月2回組合定例議会にて組合長答弁)市議会にも提案審議することも無く突然の新聞報道で知らされごみ問題としてスタートしましたが周辺住民との十分な話し合いも無いまま長期に渡る反対行動にも耳をかさず進めてきた。</p> <p>(382) 他の項目についても疑問・意見はあるが私の結論としては、当該地はごみ処理施設建設には全く不適であるといわざるを得ず、この地での建設計画を凍結・再検討し住民の協力を得て、早急に代替適地を選定して地域住民多数の合意を得ての建設を切に望むものである。</p> <p>(383) 当事業そのものに絶対反対です。地元の国崎のごみ焼却場建設絶対反対。建設反対特別委員会(野間出野、黒川、新滝、田尻(下))が反対しているため。又、黒川新滝ごみ焼却場反対特別委員会も反対しているため。</p>	
<p>(384) 市民から白紙撤回を求める陳情での意見や2万5543筆の署名を前にしても組合長は話し合いに応じる姿勢は全く持たなかった。</p>	<p>(171) 市民から白紙撤回を求める陳情での意見や2万5543筆の署名を前にしても組合長は話し合いに応じる姿勢は全く持たなかった。建設反対の約26,000名の署名を無視しないで下さい。</p>
<p>(385) 建設反対の署名約26,000名分を無視しないで下さい。</p>	
<p>(386) 現在一市三町で揃って、減量、分別、リサイクルがきちんと話し合われているように思えません。川西市でも環境事業部と話し合いを持って、新炉が出来てからの一点ばり。本来は新炉が決まる前にしっかり話し合い、炉はそれからだと思いますが。</p>	<p>(172) 現在一市三町で揃って、減量、分別、リサイクルがきちんと話し合われているように思えません。川西市でも環境事業部と話し合いを持って、新炉が出来てからの一点ばり。本来は新炉が決まる前にしっかり話し合い、炉はそれからだと思いますが。</p>
<p>(387) 焼却方式という処理方法については、ダイオキシン類の発生等で問題視されるところですが、現時点での廃棄物処理技術の水準や国土面積ということを考えるならば、ある程度やむを得ない選択肢ですが、本来的な課題としては、コンポスト化、リサイクル化が先行して実現され、廃棄物自体の減量が推進されることです。</p>	<p>(173) 焼却方式という処理方法については、ダイオキシン類の発生等で問題視されるところですが、現時点での廃棄物処理技術の水準や国土面積ということを考えるならば、ある程度やむを得ない選択肢ですが、本来的な課題としては、コンポスト化、リサイクル化が先行して実現され、廃棄物自体の減量が推進されることです。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他 住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(388) 処理方式のもう1つの評価軸として、発生主義と後追い主義が挙げられます。 発生主義とは、発生時点で処理を行うもので、ごみが混在する前に、種類別に何らかの処理を行うものです。この処理には、多くの廃棄物の発生源である各家庭における「分別」も含まれ、将来社会を考えた場合のリサイクル化・リユース化への移行をスムーズなものとする効果があると期待されています。 一方、後追い主義とは、とりあえず一括して処理し、そこから生じる問題にそれぞれ対処していこうという考えかたです。 場合によってはこの方が有利な場合もありますが、多くの場合、特に一括処理や焼却処理というプロセスを経た後では、はじめの発生時点に戻ることが困難な分、問題の解決も困難となり解決に要するコストも増大する傾向にあります。 この事業の目的を考えるにあたってどちらを選択するのは、まさに市民との「協働」にかかっていると思います。</p>	<p>(174) 処理方式のもう1つの評価軸として、発生主義と後追い主義が挙げられます。 発生主義とは、発生時点で処理を行うもので、ごみが混在する前に、種類別に何らかの処理を行うものです。この処理には、多くの廃棄物の発生源である各家庭における「分別」も含まれ、将来社会を考えた場合のリサイクル化・リユース化への移行をスムーズなものとする効果があると期待されています。 一方、後追い主義とは、とりあえず一括して処理し、そこから生じる問題にそれぞれ対処していこうという考えかたです。 場合によってはこの方が有利な場合もありますが、多くの場合、特に一括処理や焼却処理というプロセスを経た後では、はじめの発生時点に戻ることが困難な分、問題の解決も困難となり解決に要するコストも増大する傾向にあります。</p>
<p>(389) ゴミ処理基本計画は疑問です。 排出量 2010年政府目標値99年度比5%減。 国目標数 70.5193t 各自治体減量化計画 2010年 71.471t (-3.7%) 再生利用量(政府方針は10% 24%に増加) 各自治体の減量化計画の排出量 24% 17.151t 各自治体の再生資源量計画 2010年 13.358t (-18.7%) 最終処分量(政府目標は99年度の半分に) 99年度最終処分量 9436t 99年度の半分 4,718t となるが 各自治体の最終処分量計画 2010年(計画なし) 可燃物 99年焼却量 70.352t 2010年度焼却量 60.041t 164トン/日 減量化は政府目標の5%にならず、猪名川、能勢では増加。再生利用量も豊能町を除いて排出量も24%にならない。再使用・リサイクルに消極的と言えるのではないですか?最終処分量は政府方針からいっても重要であるが、施設組合のゴミ処理基本計画(案)には数値目標さえもないもの「計画」に値しないものではないか。「最初に大量焼却ありき」ということにはならないでしょうか。政府目標を実行すれば焼却ゴミを減らす事は可能で、炉の規模も、縮小出来予算も無駄にはならないのではないか。</p>	<p>(175) ゴミ処理基本計画は疑問です。減量化は政府目標の5%にならず、猪名川、能勢では増加。再生利用量も豊能町を除いて排出量も24%にならない。再使用・リサイクルに消極的と言えるのではないですか?最終処分量は政府方針からいっても重要であるが、施設組合のゴミ処理基本計画(案)には数値目標さえもないもの「計画」に値しないものではないか。「最初に大量焼却ありき」ということにはならないでしょうか。政府目標を実行すれば焼却ゴミを減らす事は可能で、炉の規模も、縮小出来予算も無駄にはならないのではないか。</p>
<p>(390) 平成15年11月26日発行の「森の泉」を読みました。1市3町焼却施設の建設にあたり、子供の未来と地球環境を守る為に、ごみを減量して行く強い取組みが行政と市・町民の共通の課題にする必要があります。このまま焼却施設が完成した後は、8割の人は、分別がめんどろになったと思うだけで、相変わらず手軽なペットボトル、缶類、ワンウェイビン、持ち帰り食品など購入し続けゴミは益々増加し、新焼却場は、すぐパンク状態になるでしょう。3Rの優先順位を明確にした循環型社会を施設の中で型にして下さい。</p>	<p>(176) 平成15年11月26日発行の「森の泉」を読みました。1市3町焼却施設の建設にあたり、子供の未来と地球環境を守る為に、ごみを減量して行く強い取組みが行政と市・町民の共通の課題にする必要があります。このまま焼却施設が完成した後は、8割の人は、分別がめんどろになったと思うだけで、相変わらず手軽なペットボトル、缶類、ワンウェイビン、持ち帰り食品など購入し続けゴミは益々増加し、新焼却場は、すぐパンク状態になるでしょう。3Rの優先順位を明確にした循環型社会を施設の中で型にして下さい。</p>
<p>(391) 灰溶融施設は資源消滅技術であって、95%の資源をすてて5%のslagを利用するだけです。</p>	<p>(177) 灰溶融施設は資源消滅技術であって、95%の資源をすてて5%のslagを利用するだけです。</p>
<p>(392) リデュース(排出抑制)ごみにならない商品を買う教育の場、実体験でき、小・中・高、一般が常に利用し易く、又出前授業にも取り入れる。</p>	<p>(178) リデュース(排出抑制)ごみにならない商品を買う教育の場、実体験でき、小・中・高、一般が常に利用し易く、又出前授業にも取り入れる。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
<p>(393) 敷地内の森林を一般の人々が楽しめる管理された施設にされたら、ごみ処理施設と連動した企画運営が出来るのではないのでしょうか。敷地全体が地域密着施設として理解された公益施設として運営できます。これには、予算が必要ですが、必要要素です。</p> <p>(394) 財政難の折、周辺地域緑地保全の為、緑地が広がっている中、なぜ広大な残存緑地を必要とするのか、疑問であるし、年一回程度のツル等を切ることにより維持管理をすると答弁されていましたが、又税金が使われるのですか。</p> <p>(395) 残存緑地について、黒川は貴重な里山が残っている地域です。残念ながら、施設予定地周辺はほとんど里山として管理がされていないと聞いています。周辺の山林も含めて、良好な里山としての環境を保全できるように長期的な視野で地域住民、兵庫県や大阪府とも協力しながら、管理システムを構築してください。また森林ボランティアの養成や支援も考慮してください。</p>	<p>(179) 敷地内の森林を一般の人々が楽しめる管理された施設にされたら、ごみ処理施設と連動した企画運営が出来るのではないのでしょうか。</p> <p>(180) 残存緑地について、周辺の山林も含め良好な里山としての環境を保全できるように地域住民、兵庫県や大阪府とも協力しながら、管理システムを構築してください。また森林ボランティアの養成や支援も考慮してください。</p>
<p>(396) 事業区域の土地の黒いうわさも耳にしてきた。先月の施設組合の臨時議会で、まだ環境アセスメントも終わっていないのに、用地買収の補正予算を1市3町の多くの議員の反対や疑問を押しきって強行可決された。しかも買収用地が当初の10haから33.8haと3倍以上にふくらみ、買収費用も約12億円と2倍に増えています。しかも国崎の地権者の要求で国崎字落合の飛び地39,600㎡(約1万2千坪)まで買うことになっている。山林の土地を相場よりも高い価額で買うことも、手続きを無視してまで、“何が何でも土地を買ってしまう”という姿勢の現れです。以上、ごみ処理施設建設計画の白紙撤回と再検討を要求します。</p> <p>(397) 国崎地区の要望通り自治区の山等を税金を投じてすることは絶対に許されません。</p> <p>(398) 準備書には出ていませんが、施設組合は、事業区域から600メートル離れた土地(39,600平方メートル)の買い取り要求にも応じる姿勢を示しています。財政難を理由に住民にがまん負担が強いられる中で、事業費をどんどん膨らませる無責任な姿勢は正されなければなりません。</p>	<p>(181) 国崎地区の要望通り自治区の山等を税金を投じてすることは絶対に許されません。</p>
<p>(399) 事業、造成区域は、兵庫県立公園内であり、公園法と、開発許可、手続についての考え方を市民に説明する責任がある。</p>	<p>(182) 事業区域は、兵庫県立公園内であり公園法と開発許可、手続きについての考え方を説明する責任がある。</p>
<p>(400) 財政難にあえぐ川西市がなぜ急いで、この事業に取り組むのか理解できません。周辺住民の理解は十分でないと考えます。</p>	<p>(183) 財政難にあえぐ川西市がなぜ急いで、この事業に取り組むのか理解できません。</p>
<p>(401) 焼却施設における熔融炉を必要としない技術が開発されました。新聞報道を添付します。ご検討下さい。 朝日新聞(平成15年12月16日) 情報ファイル ダイオキシン分解で新技術 日本スピンドル製造(兵庫県尼崎市)は大阪大学大学院工学研究科の柳田祥三教授と共同で、マイクロ波でダイオキシンを分解する装置を開発した。 焼却炉から出る灰に含まれるダイオキシン類の分子にマイクロ波をあて、発熱させて99%以上を分解する。これまでダイオキシン類の分解に使われてきた熔融固化と呼ばれる方法に比べると、消費電力量は10分の1で済むという。同社はブランドメーカーなどを通じ、全国の廃棄物処理施設に売り込む方針。販売目標は04年度が5億円。06年度には20億円。</p>	<p>(184) 焼却施設における熔融炉を必要としない技術(マイクロ波でダイオキシンを分解する装置)が開発されました。ご検討下さい。</p>

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	意見の概要
(402) 新炉を建設したとして、現行の炉がどうするのですか？壊すのですか？費用はいくらかかりますか？	(185) 新炉を建設したとして、現行の炉がどうするのですか？壊すのですか？費用はいくらかかりますか？
(403) 関係市町長の意見の中に、周辺住民の住環境の悪化に対する配慮や当地が歴史的価値のある地であるということに全く触れておられないが、そういうことに対し、関心はないのか。どのように考えているのか。(提出先が違っているかもしれませんが・・・。)	(186) 関係市町長の意見の中に、周辺住民の住環境の悪化に対する配慮や当地が歴史的価値のある地であるということに全く触れておられないが、そういうことに対し、関心はないのか。どのように考えているのか。(提出先が違っているかもしれませんが・・・。)
(404) 計画書に対する意見(72)で指摘した黒川地区の振興策について川西市に働きかけて・・・と答えられましたが、その後具体的にどうなされたのかお聞きしたいものです。	(187) 環境影響評価実施計画書にたいする意見(72)で指摘した黒川地区の振興策について、その後具体的にどうなされたのかお聞きしたいものです。
(405) 焼却施設について、灰溶融炉は事故発生が多いと聞いています。予測がありません。不安要因です。ドイツですでに危険施設として採用中止と聞いています。	(188) 灰溶融炉は事故発生が多いと聞いています。予測がありません。不安要因です。ドイツですでに危険施設として採用中止と聞いています。
(406) リスクマネジメントについてですが、いかなる設備・マニュアル規定をもってしても、処理能力のオーバー、想定され得ない事態を否定することはできません。こうした事態の発生は検出が難しいものでもあります。その対応策として強く実施が求められるのは、供用後の継続的・定期的なモニタリングです。同時に、エラー発生時の対応策を体系化し整備しておくことが将来的に有効になるので、是非実施してください。	(189) 供用後の継続的・定期的なモニタリングと同時に、エラー発生時の対応策を体系化し整備しておくことが将来的に有効になるので、是非実施してください。
(407) 排ガス 大気拡散 降雨による水質汚濁という循環フローも考えられます。準備書の記述によれば、排ガスの各含有成分が環境基準値以下であることから、この循環フローによる水質汚濁の可能性は極めて低いとされていますが、供用期間は継続的・定期的・集中的に排ガスが排出されるわけで、プラント系排水と併せて、化学物質を含めた基準で管理・監視される必要があると考えます。	(190) 供用期間は継続的・定期的・集中的に排ガスが排出されるわけで、プラント系排水と併せて、化学物質を含めた基準で管理・監視される必要があると考えます。
(408) 環境アセスメントはその事業の実施に伴う環境への影響を事前に予測・評価して事業の実施の判断をすることで終わりではない。その事業の実施時には、予測に用いた諸元、特に排出に係るものが確実に厳守されていることの測定・監視と管理並びに周辺環境への影響の測定・監視と予測を超えた場合には緊急対策を実施する仕組みを完備することが肝要であると思います。焼却施設から排出される大気汚染物質の測定・監視と管理 大気汚染物質の排出口(煙突出口)での[SO _x 濃度][NO _x 濃度][ばい塵濃度]などを連続測定・監視するとともに、データを公開して住民の理解を得るようにして下さい。	(191) 大気汚染物質の排出口(煙突出口)での[SO _x 濃度][NO _x 濃度][ばい塵濃度]などを連続測定・監視するとともに、データを公開して住民の理解を得るようにして下さい。
(409) [ダイオキシン][塩化水素]は当分の間、毎月1回以上の測定とし、現在、研究開発中の連続測定装置が実用化された段階で常設にして、連続測定・監視するとともに、データを公開して住民の理解を得るようにして下さい。	(192) [ダイオキシン][塩化水素]は当分の間、毎月1回以上の測定とし、現在、研究開発中の連続測定装置が実用化された段階で常設にして、連続測定・監視するとともに、データを公開して住民の理解を得るようにして下さい。
(410) 周辺の大気環境濃度の測定監視網を整備(特にエアートレーサーテスト時に高濃度が実測された地点、計算で高濃度が予測された地点を重点的に)し、焼却施設の稼動においても周辺の大気環境濃度が予測と同等であることを証明するようにして下さい。	(193) 周辺の大気環境濃度の測定監視網を整備し、焼却施設の稼動においても周辺の大気環境濃度が予測と同等であることを証明するようにして下さい。

住民意見と意見概要の対応票

項目 その他	
住 民 意 見	意 見 の 概 要
(411) 焼却施設を含む事業所からの騒音・振動は当面月1回以上測定を実施しデータを公開して住民の理解を得るようにして下さい。 住民の理解が得られた後は四季に1回程度の測定・監視とし住民にデータを公開するようにして下さい。	(194) 焼却施設を含む事業所からの騒音・振動は当面月1回以上測定を実施しデータを公開して住民の理解を得るようにして下さい。住民の理解が得られた後は四季に1回程度の測定・監視とし住民にデータを公開するようにして下さい。
(412) 知明湖が既に相当程度に汚濁が進んでいることに鑑み、事業所からの排水は、雨水も含めて公共水域に排水するものの全て(公共下水道に放流するものであっても最終的に知明湖に入るものは全て)について、排水の都度、環境項目とダイオキシン類の測定・分析をして基準内であることを確認した上で放流するようにして下さい。測定・分析の結果は住民に公開するようにして下さい。	(195) 事業所からの排水は、雨水も含めて公共水域に排水するものの全てについて、排水の都度、環境項目とダイオキシン類の測定・分析をして基準内であることを確認した上で放流するようにして下さい。測定・分析の結果は住民に公開するようにして下さい。
(413) 工事中機械や工事車両については、大気汚染物質の排出、騒音・振動のレベルなど機器毎に各季1回程度の測定を実施し予測・評価時の諸元を満足していることを確認するようにして下さい。それらのデータは公表して下さい。	(196) 工事中機械や工事車両については、大気汚染物質の排出、騒音・振動のレベルなど機器毎に各季1回程度の測定を実施し予測・評価時の諸元を満足していることを確認するようにして下さい。それらのデータは公表して下さい。
(414) ごみ収集・運搬車両については、大気汚染物質の排出、騒音・振動のレベルを少なくとも各季1回は調査・測定し予測評価時の諸元を満足していることを確認するようにして下さい。それらのデータは公表して下さい。	(197) ごみ収集・運搬車両については、大気汚染物質の排出、騒音・振動のレベルを少なくとも各季1回は調査・測定し予測評価時の諸元を満足していることを確認するようにして下さい。それらのデータは公表して下さい。
(415) 工事中車両、ごみ収集・運搬車両についてはディーゼルパーティクル処理用のフィルターを設置するようにして下さい。	(198) 工事中車両、ごみ収集・運搬車両についてはディーゼルパーティクル処理用のフィルターを設置するようにして下さい。
(416) 事業所からの周辺環境に及ぼす影響評価についての専門の委員会を設置し、事前・事後の調査について測定・調査結果の監督・指導・評価を実施するようにして下さい。 貴組合の事業の実施は大変重要かつ不可欠なものであり、非常に住民の歓心が高いものであることを認識し、以上に述べた意見も真剣に検討して戴きたいと思いません。そして住民に信頼される施設の建設と運用をお願いしたいと思います。	(199) 事業所からの周辺環境に及ぼす影響評価についての専門の委員会を設置し、事前・事後の調査について測定・調査結果の監督・指導・評価を実施するようにして下さい。